

細密なる視覚的辨別力並に判断の確度及び速度を検す。

2、器具及び材料

(イ) 名稱……改良型カード分類検査器、秒時計。

(ロ) 説明……カード分類検査器は、木箱、カード筒、備付用カード八枚、分類用カード四〇枚から成る。

木箱は次頁の圖の如き形状のもので、上面の穴Aにカード筒を挿入する。B及びCの金棒には備付用カードを装置する。Dはカードを落すべき穴で、夫々Cの下方に出口がある。この出口の下に二本の釘があつて、これで抽斗Eが取附けられる。抽斗には三枚の金属板の仕切Fがあつて四つの部屋に分けられる。抽斗が取附けられた時にこの四つの部屋は四つの出口に夫々一致して、落ちて来るカードが、正しく各部屋に落ちる。

本器を使用しない間は抽斗はGに改め入れて置く。

カード筒は圖の如き形の金属性の筒で、中にカード受け(イ)があり、これをバネで押し上げてゐる。この(イ)を指で下方に押し下げ(ハ)の部分にカード四〇枚を入れ收めて、後にこの部分に蓋(ニ)をする。(ホ)に表れたカードを矢の方向に指で押せば一枚宛カードが取れる。

分類用カードはセルロイド製の二平方程の四角な形のもので、中に印刷してある黒點の數で四種に分れる。黒點の數は一行夫々七、九、一二、一五の四種である。

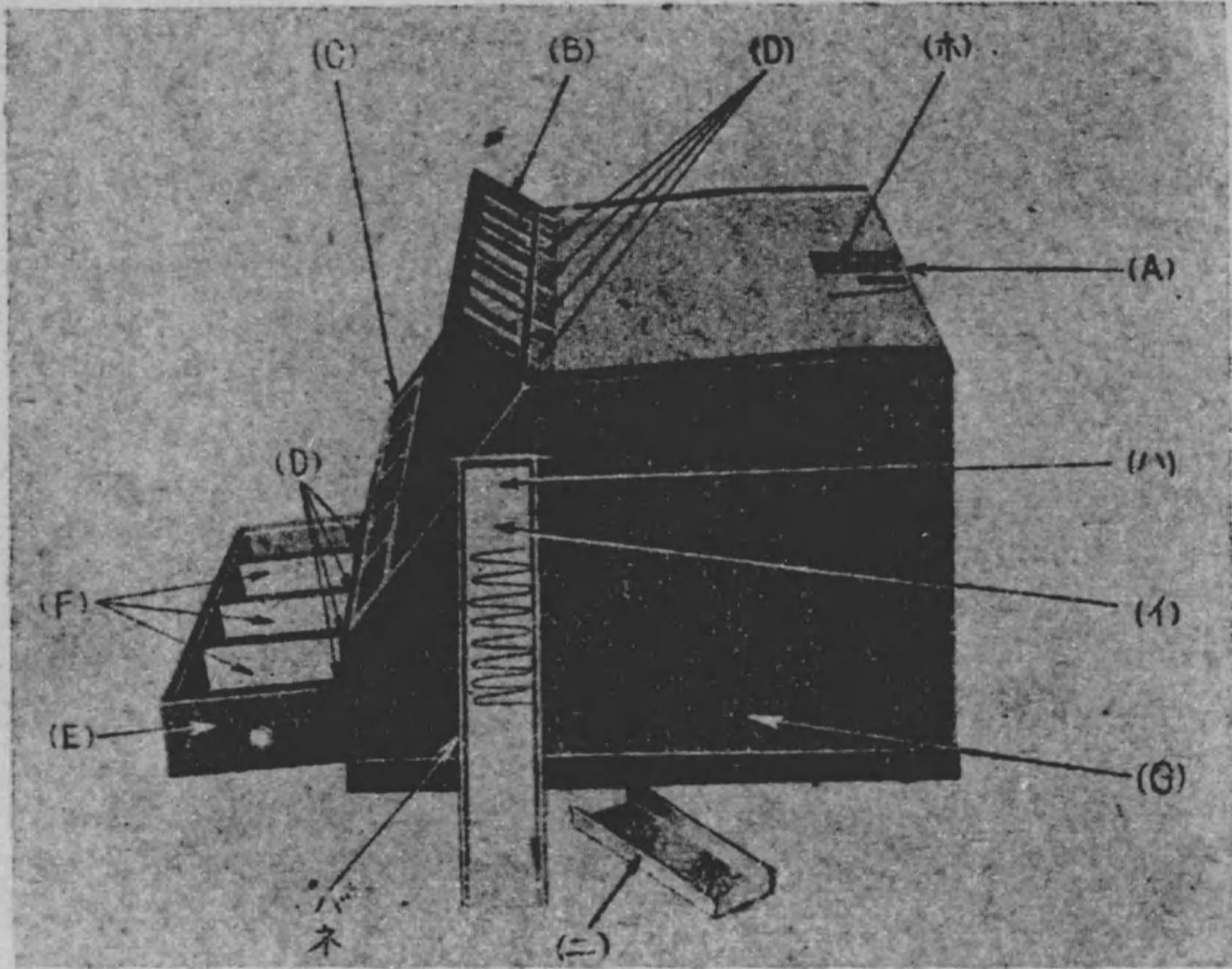
備付用カードは分類用カードより稍々大きく、B及びCに夫々相應したカードを装置する。

(ハ) 注意……本器を使用中に木箱上面が黒く汚れることがあるが、カードの滑りが悪くなるから消ゴム等にて汚れを時折除くこと。

3、検査方法

(イ) 方法……個人検査とする。被検者は立、坐何れでも宜しい。検査器は卓上に置き、上部備付用カード及び下部備付カードを正しく装置して、次にカード四〇枚をよく混ぜてカード筒に挿入して置く。

被検者は指頭でカード筒上面に現れるカードを前方に押せば、一枚づつ取り出される。そこでそのカードの點の行數を見當づけ、それと同じ點數の備付用カードを見出し、その下方の穴にそのカードを落す。終れば直ちに次のカードをカード筒より押し出す。
落されたカードは下部備付用カードの下方に取附けられたカード受に落ちる。



改良型カード分類検査器

検査者は作業開始より終了迄の時間を計る。又検査中は落ちて来るカードがカード受の仕切の中に正しく入るか

否かを注意してゐる。被検者が四〇枚のカードを落し終れば、仕切毎にその中のカードを取り出して並べ、下部備付用カードと比較して間違つて落したカードを選び出す。

- (ロ) 教 示……ここに(カード筒を指示する)この様な四種のカードが(上部備付用カードを指して)印刷してある。點の行數は互に異なつてゐる。又同一種のカードは一〇枚宛あつて點の行數が縦横共に同じである。下にバネがありますからこの出てゐるカードを指先で押せば一枚づつ取れます(検査者が最初のカードを押し出して見せる)。取れたら次にこのカードに印刷してある點の行數を大體見當づけてここにある備付カード(上部備付カードを示す)と比較し、點の行數と同じと思ふ備付用カードの下の穴にそのカードを落しなさい。落したら又次のカードをそこから押し出して同じ様によく比較して間違はぬやうに適當な穴に落しなさい。四〇枚を落し終れば検査が終りです。間違はぬやうに又出来るだけ速くやりなさい。落してから後で間違つたと氣が付いても、もうやり直しはしません。四〇枚のカードは必ず四種の中のどれかと同じです。初め練習に少しやつてみなさい。(練習終れば再びそのカードをよく混ぜてカード筒に挿入する)。では検査をやります。用意! ハイ!

(ハ) 練習……一五秒乃至二〇秒。

(ニ) 検査……一回。

(ホ) 注 意……検査終了後毎回各種カード一〇枚宛あるか否かを調べる。又上部備付用カードと下部備付用カードの排列が一致して居るか否かを注意する。

4. 採點方法

時間及び誤數を次の標準に照合して夫々を評點に直しその合計點を求む。

カード分類検査

年 齡	點 數	誤 時 間	誤 時 間	誤 時 間	誤 時 間	誤 時 間
一三—一八	一九—二四	二五—三〇	三一—三四	三五—四〇		
七 〇	↑五	〇	↑五	〇	↑五	〇
一四	五	一	四	五	一	二
一五	六	二	五	六	三	四
一六	七	三	六	七	四	五
一七	八	四	七	八	五	六
一八	九	五	八	九	六	七
一九	一〇	六	九	一〇	七	八
二〇	一〇	七	一〇	一〇	八	九
二一	一〇	八	一一	一一	九	一〇
二二	一〇	九	一二	一二	一〇	一一
二三	一〇	一〇	一三	一三	一一	一二
二四	一〇	一一	一四	一四	一二	一三
二五	一〇	一二	一五	一五	一三	一四
二六	一〇	一三	一六	一六	一四	一五
二七	一〇	一四	一七	一七	一五	一六
二八	一〇	一五	一八	一八	一六	一七
二九	一〇	一六	一九	一九	一七	一八
三〇	一〇	一七	二〇	二〇	一八	一九
三一	一〇	一八	二一	二一	一九	二〇
三二	一〇	一九	二二	二二	二〇	二一
三三	一〇	二〇	二三	二三	二一	二二
三四	一〇	二一	二四	二四	二二	二三
三五	一〇	二二	二五	二五	二三	二四
三六	一〇	二三	二六	二六	二四	二五
三七	一〇	二四	二七	二七	二五	二六
三八	一〇	二五	二八	二八	二六	二七
三九	一〇	二六	二九	二九	二七	二八
四〇	一〇	二七	三〇	三〇	二八	二九

十一、抹消検査

1. 目的

注意の集中及び持續を検査する。

2. 器具及び材料

(イ) 名 稱……抹消検査用紙、秒時計。

〇〇〇〇〇の八圓形を、練習には三行四〇列、検査には一六行四〇列、無順序に排列してある。

第三節 検査各説

○	
○	
○	
○	
○	

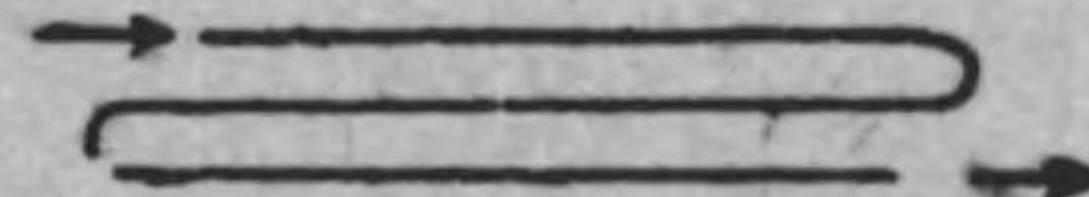
$$\frac{0-0}{0+0} =$$

$$\frac{0-0}{0+0} =$$

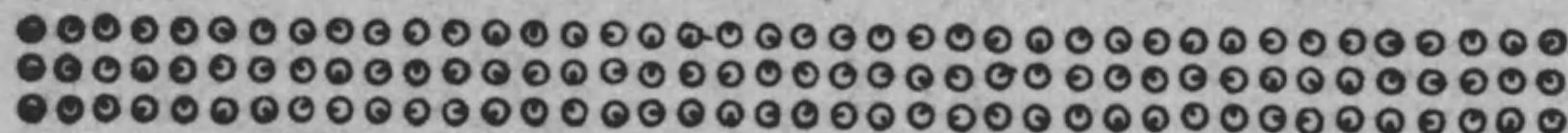
抹消検査

姓名

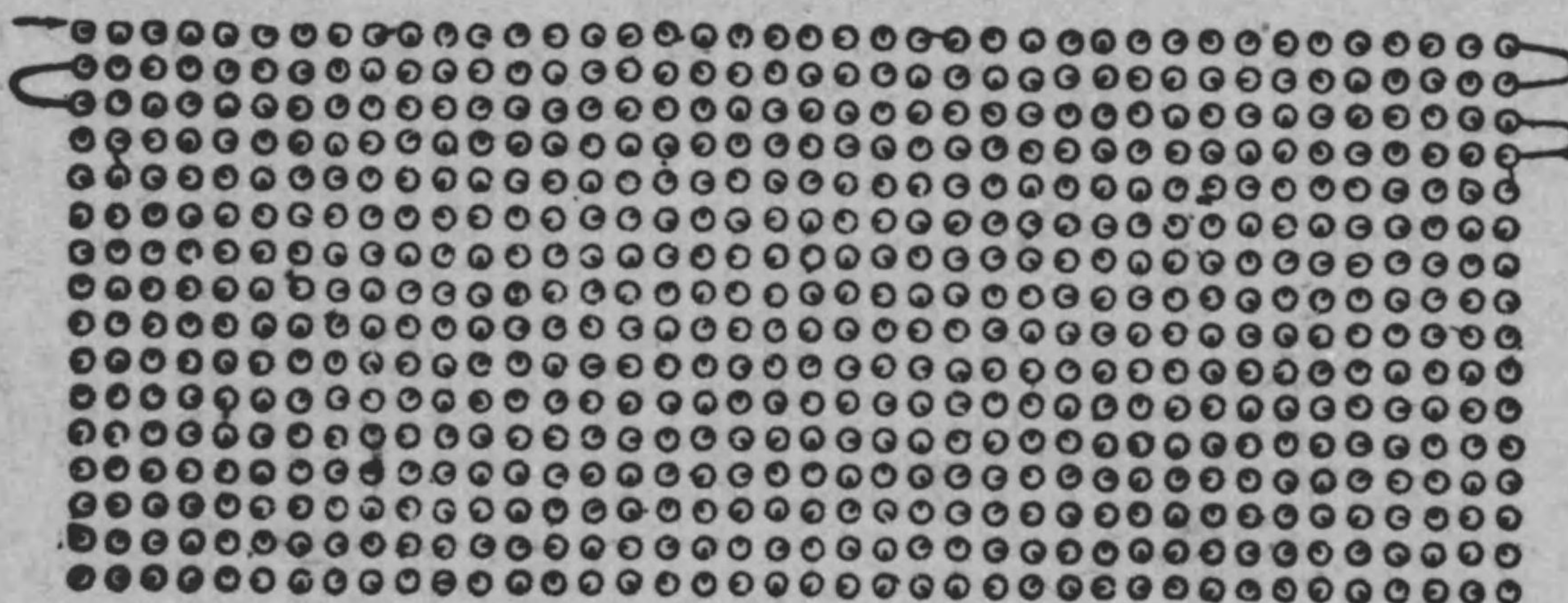
練習



手引 ○ ○ ○



検査



(ロ) 注意……検査

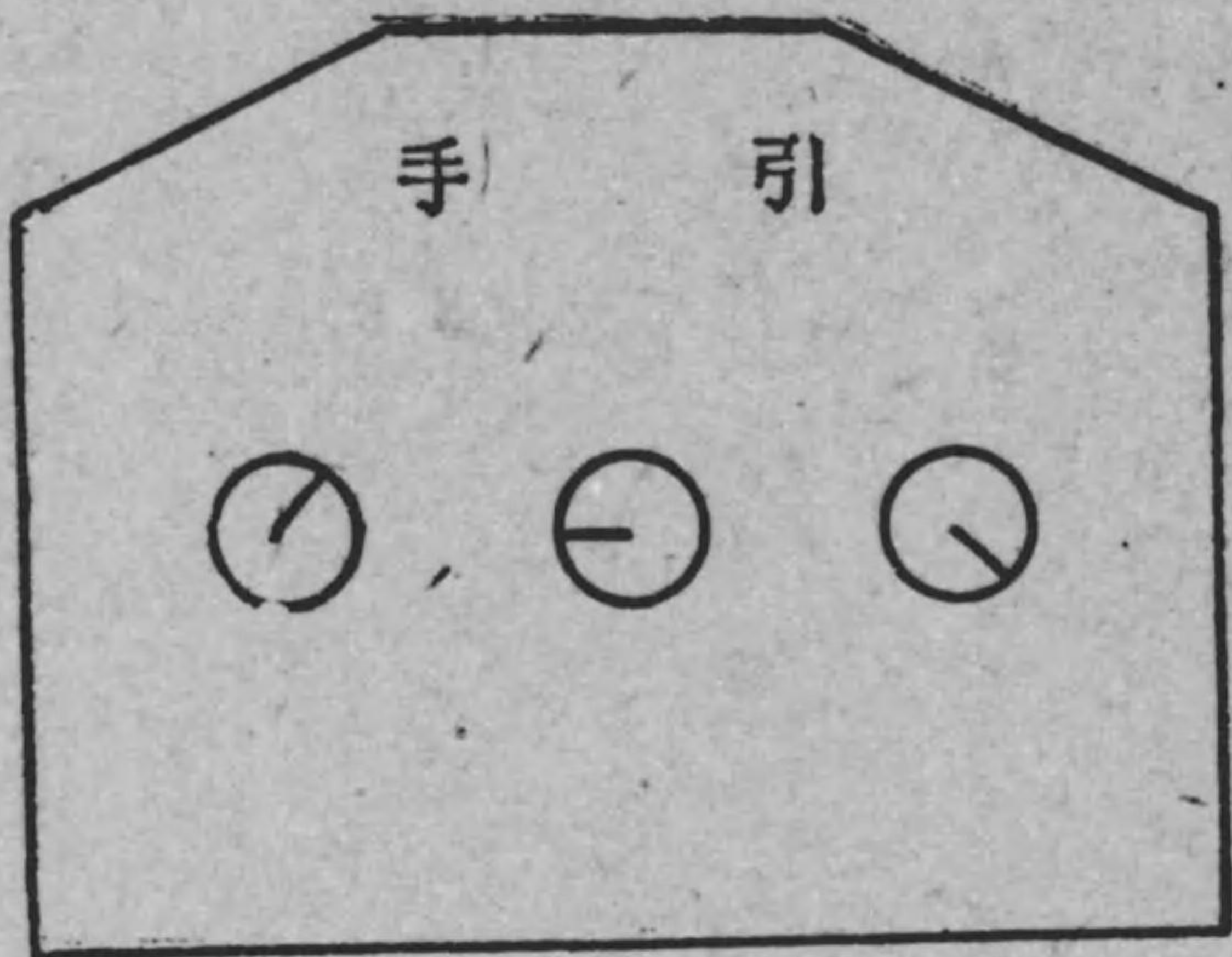
査用手引は○の三圓形に一定し、之を次頁の如くカードに書き、三〇枚許り用意するがよい。

3、検査方法

(イ) 方法……この

検査は個別検査としても、集團検査としても差支へないが、集團の場合は三〇人位以下で行ふ

のが最も好都合である。抹消検査用紙を一枚宛配布し、姓名欄に、姓名を、必要あれば、受検番號、生年月日等を記入させる。



(カードノ上端ヲ切ツテ) 天地ヲ明ニスルコト

先づ、練習と印刷してある所で、遣り方を十分説明し、一分間練習させる。被検者が理解したら検査用手引を配布し、又は黒板に書いて被検者各自に用紙に之を寫し取らせ) 用意! 始め、の號令と共に始めさせ、正確に三分後止め! の號令をかけて中止させる。中止と同時に、止め! の合圖があつた時に見て居た所に鍵〔・〕を付けさせる。抹消の仕方は、第一行目は左から右へ、第二行目に直ぐ下に降りて右から左へ、第三行目は又直ぐ下に降りて左から右へ、と云ふ工合に各行方向を變へて、見て行く間に、手引の三圓形を發見し、此等を發見したら、それに鉛筆で斜線を入れるのである。

(ロ) 教 示……この検査は注意がどれだけ綿密であるかを検査

するものです。練習と云ふ所を御覽なさい。矢印の線は下の圓形の欄を見て行く方向を示したものです。即ち、第一段は左端から右端へ、第二段は直ぐ下の右端から左端へ、第三段は左端から右端へと云ふ様な工合に見て行きます。

矢印の線の下の手引には三つの圓形が書いてあります。此等三圓形は下の三段の圓形欄に澤山道入つてゐます。

この圓形欄を、前に云つた如く、行を抜かさないう心のために、第一段は左から右へ、第二段は右から左へ、第三段は左から右へと方向を交互に變へて見て行き、その中に含まれてゐる手引の三圓形を發見して、此等を漏れなく鉛筆で消しなさい。消し方は抹消する圓形に鉛筆で斜線を一本引くのです。誤つて消したことに氣付いた場合にも、之を消ゴム等を取り消す様な事をせず、その儘にして先へ進むのです。三つの圓形の一つだけ先づ消して、次に他の圓形を消し、又次に残りの一圓形を消すと云ふ遣り口を採つてはいけない。初めから抜かさないで、三圓形の各々を見付け次第に消すのです。手引は幾度見ても構ひません。

練習として、その三段だけやつて見ます。出来るだけ速く、且つ誤らず、抜かさない様にやりなさい。用意！始め。(一分)。止め。今見てゐた所に鍵を附けなさい。鍵を附けたら鉛筆を置きなさい。

検査 手引のカードを配布する。(又は手引の圓形を黒板に書いて、被検査者各自をして之を検査用紙に寫し取らせる)。今度、私の號令で検査と云ふ所の下に書いてある圓形欄を、練習の時と全く同じ遣り方で始めなさい。

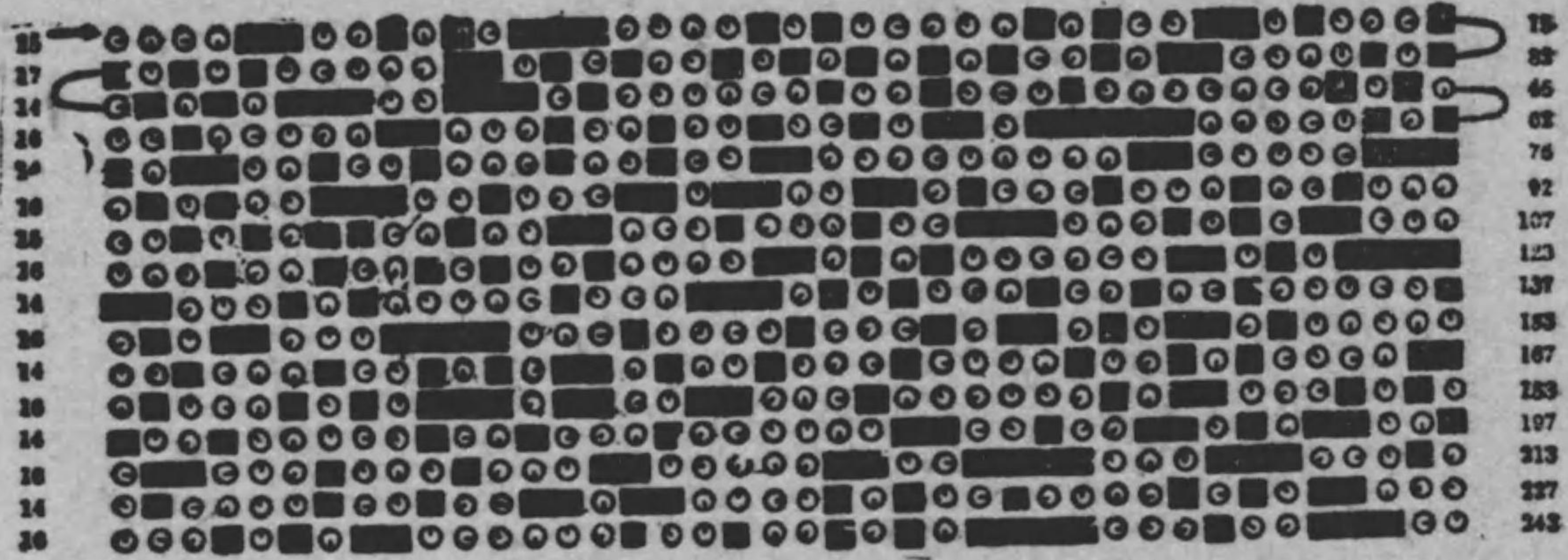
手引は今配つたカードであります。之は尖つた方を上にして見るのです。さうでない外の人達とは反對のものを消すこととなります。手引は練習と違ふから注意なさい。それでは出来るだけ速く、間違へない様に、抜かさなう様にやりなさい。用意！始め。(三分)。止め。今見てゐた所へ鍵を附けなさい。

(ハ) 練習……一分間、一回。

(ニ) 検査……三分間、一回。

(ホ) 注意……手引圓形を一聯のものと誤解し三圓形がその順序に並んだ場合のみを消すものと考へる者が

抹消検査採點鍵



(圖4部分が全部用) 圖47使用×N=1)

あるから、これが一聯ではなく、三箇は個々別々に見てその三種のどれがあつてもこれを消すことを明かにする必要がある。

個別検査では十分理解させ易いが、集團検査では誤解する場合が多く、故に黒板を用ひ、説明を試みると容易に理解される。

練習の時は、検査者は巡視して、誤解者の發見に努め、或は質問を受けて、十分理解せしむるを要す。

4、採點方法

抹消すべき圓形を抹消した數、

即ち正答數……c (correct numbers)

抹消すべからざる圓形を抹消した數、

即ち誤謬の數……w (wrong numbers)

抹消すべき圓形にも拘らず抹消せざりし圓形數、

即ち脱落數……o (omitted numbers)

抹消検査の採點には、右の三點を調べねばならぬ。

c、w、oを調べるには抹消検査の鍵を使用すると便宜である。

この抹消検査の鍵は、手引に○○○の三圓形を用ひた時のみ有効で、

これを被検査者の答案に正しく重ねて使用する。

黒く染めてある所は抹消すべき圓形のある所である。各行の傍の數字中、左側の數字はその行の抹消すべき圓形數で、右側の數字は抹消すべき圓形數のその行までの累計である。即ち二行目まで完全に抹消すればcは三二、三行目まで完全に抹消すればcは四六といふ意味である。

c の調べ方 孔の所から見える圓形で抹消したものを、最初から見終へた印の鍵のある所までの範圍に於て一つ一つ數へる。これがその人の抹消した正答數cである。

o の調べ方 見終へた印の鍵以後その行の終りまでに、抹消すべき圓形が幾つあるかこれを數へ(孔から見える圓形を數へればよい)、この數を疊のcに加へ、行の傍に示したところまでの抹消すべき圓形累計數より差し引けば、脱落した數を得られる。例へば前掲の例に於て、印記した鍵の所までにcが五十五、鍵以後その行即ち五行目の終りまでに抹消すべき圓形が五つあつたとする。然る時、 $o = 76 - (55 + 5) = 16$ である(76は五行目までの抹消すべき圓形累計數である)。

w の調べ方 wは孔のない所で抹消された圓形、及び訂正又は取り消された圓形を數へる。かくすれば誤謬の數が得られる。

以上の如くしてc、o、wを調べたならば、次にcはその儘にしてoとwとの合計を求め、
cとo+wとはこれを夫々次の表に照して評點に改め、その合計點を求める。

抹消検査 (c=正答數, o=脱落, w=誤謬)

點數/年齢	三	四	五	六	七	八
131-14	31	37	41	45	49	53
151-16	31	37	41	45	49	53
171-18	31	37	41	45	49	53
191-20	31	37	41	45	49	53
211-22	31	37	41	45	49	53

點數/年齢	二	三	四	五	六	七	八
121-16	21	27	31	35	39	43	47
171-20	21	27	31	35	39	43	47
211-24	21	27	31	35	39	43	47
251-28	21	27	31	35	39	43	47
291-32	21	27	31	35	39	43	47

注意 一行完全に抜かす場合があるが、これは違つたものとして取り扱ひ、その行に含まれる抹消すべき圓形數

は○に數へられる。

終りの印たる鍵を付け忘れてある場合は、最後に抹消した所まで遣つたと看做す。

教示と異なつた遣り方をするものがあつた場合、例へば抹消すべきもの以外を抹消したり、検査用手引カードを例に見たりするものがあつた場合、それが正しい検査と同一方法で抹消してある時は、抹消検査の鍵は使用不能となる。併し、出来る限り適當な方法に従つて調べて採點して貰ひたい。

附 録

目次

第一 勞務調整令

一、勞務調整令、同施行規則及指定……………三五

二、様式……………四二六

三、勞務調整令第四條ノ技能者ノ指定……………四三八

四、勞務調整令第七條第二號ノ指定事業及指定者……………四三〇

第二 告示・通牒・其他

結核ニ關スル集團檢診規程……………四三七

本年三月小學校卒業業者ノ就職後ノ輔導ニ關スル件……………四六〇

國民學校修了者職業紹介要領中一部改正ニ關スル通牒……………四六一

中等學校卒業業者ノ職業指導ニ關スル通牒……………四六四

中等學校職業指導ニ關スル通牒……………四六八

職業紹介規程……………四八一

國民學校修了者ノ職業指導ニ關スル諸通牒……………四八四

國民學校修了者ノ職業指導ニ關スル身體檢査實施ニ關スル件……………四八六

— 終 —

第一 勞務調整令

(昭和十八年二月十五日厚生省令第三號勞務調整令施行規則中改正)

一、勞務調整令、同施行規則及指定

勞務調整令

勞務調整令施行規則

指

定

第一章 總則

第一條 國家ニ緊要ナル事業ニ必要ナル勞務ヲ確保スル爲ニスル國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第六條ノ規定ニ基ク從業者ノ雇入、使用、解雇、就職及退職ノ制限ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二章 從業者ノ解雇及退職ノ制限

退職ノ制限

第二條 厚生大臣ノ指定スル工場、事業場其ノ他ノ場所(以下指定工場ト稱ス)ニ於テ使用セラルル從業者又ハ厚生

第一條 勞務調整令(以下令ト稱ス)第一條第一項又ハ第二項但書ノ認可ノ申請ハ様式第一號ニ依リ令第二條第一項

第二條第一項又ハ第二項但書ノ認可ノ申請ハ様式第一號ニ依リ令第二條第一項

指定工場及厚生大臣ノ指定スル範圍ノ從業者ニ付テハ之ヲ個々ニ指定スル豫定

第一 勞務調整令

生大臣ノ指定スル範圍ノ從業者ノ解雇及退職ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國民職業指導所長ノ認可ヲ受ケタルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

前項ノ從業者ニ付テハ雇傭期間ノ滿了其ノ他解雇及退職以外ノ事由ニ依リ雇傭關係ノ終了スル場合ニ於テハ引續キ雇傭關係ヲ存續セシムルコトヲ要ス但シ命令ノ定ムル所ニ依リ國民職業指導所長ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一項ノ指定ハ指定スベキ工場、事業場其ノ他ノ場所ノ事業主又ハ指定ヲ受クベキ範圍ノ從業者ヲ使用スル事業主ニ對スル通知ニ依リ之ヲ行フコトヲ得前項ノ規定ニ依リ指定ノ通知ヲ受ケタル事業主ハ其ノ旨ヲ關係從業者ニ周知セシムベシ

第三條 前條第一項及第二項ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ之ヲ適用セズ
一 陸海軍ニ徵集若ハ召集セラレ又ハ志願ニ依リ陸海軍ノ現役ニ服セシム

ノ指定工場又ハ指定ヲ受ケタル從業者ノ使用セラルル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ對シ之ヲ爲スベシ
國又ハ道府縣ニ使用セラルル從業者前項ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ當該官衙又ハ道府縣ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

ラレタル場合
二 陸海軍學生生徒(海軍豫備練習生及海軍豫備補習生ヲ含ム)ニ採用セラレタル場合
三 國家總動員法第四條ノ規定ニ基キ徵用セラレタル場合

四 其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合
前條第一項及第二項ノ規定ハ國及道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノニハ之ヲ適用セズ

第二條 令第三條第一項第四號ノ場合ト

ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合トス
一 日日雇入レテ從業者ヲ使用スル場合
二 三十日以内ノ期間ヲ定メテ雇入レ從業者ヲ使用スル場合

三 法令ニ依リ從業者ノ解雇又ハ退職ヲ要スルニ至リタル場合
四 營業ノ讓渡其ノ他ノ事由ニ因リ事業ヲ廢止スル場合ニ於ケル從業者ノ解雇又ハ退職ノ場合

日日雇入レタル從業者ヲ三十日ヲ超エテ引續キ雇入レタル場合ハ前項第一號ニ該當セザルモノトス
前項ノ規定ノ適用ニ付テハ三十日ヲ超エテ引續キ雇入レザル場合ト雖モ雇入

レザル日ガ從業者ノ雇入レラルル場所ノ公休日又ハ使用主ノ都合ニ依ル一齊休業日ナル場合ニ於テハ之ヲ引續キ雇入レタルモノト看做ス

三十日以内ノ期間ヲ定メテ雇入レタル從業者ヲ三十日ヲ超エテ引續キ雇備シタル場合ハ第一項第二號ニ該當セザルモノトス

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ雇備關係終了ノ日ヨリ五日以内ニ再ビ其ノ者ヲ雇入レタル場合ハ之ヲ引續キ雇備シタルモノト看做ス

第三章 從業者ノ雇入、就職及使用ノ制限

第四條 技術、技能又ハ學識經驗ヲ有スル者ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノ(以下技能者ト稱ス)ノ雇入及就職ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ國民職業指導所長ノ認可ヲ受ケタル場合又ハ國民職業指導所ノ紹介アル場合ヲ除クノ外之ヲ爲スコトヲ得ズ

第三條 令第四條ノ認可ノ申請ハ様式第二號ニ依リ令第四條ノ技能者(以下技能者ト稱ス)及其ノ者ヲ雇入レントスル者ノ連署ヲ以テ技能者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長(使用セントスル場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ニ於テハ雇入ヲ爲スベキ地ノ所轄國民

令第四條ノ技能者ノ指定ハ附表一參照

職業指導所長)ニ對シ之ヲ爲スベシ

第四條 國民職業指導所長ハ前條ノ申請アリタル場合ニ於テ當該技能者ノ國民勞務手帳ガ國民勞務手帳法施行令第八條ノ使用者又ハ國民職業指導所長ニ於テ保管セラルル場合ナルトキハ關係國民職業指導所長ト協議スルニ非ザレバ其ノ申請ニ對シ認可又ハ不認可ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ

國民職業指導所長ハ前項ノ協議調ハザル場合ニ於テハ關係國民職業指導所ガ同一道府縣内ニ在ルトキハ當該地方長官、同一道府縣外ニ在ルトキハ厚生大臣ノ指揮ヲ受ケ處分スベシ

第五條 前條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ之ヲ適用セズ

一 年齢十四年未滿若ハ年齢六十年以上ノ男子又ハ年齢十四年未滿若ハ年齢四十年以上ノ女子タル技能者ノ雇入及就職ノ場合

二 入營(應召)場合ヲ含ム以下同ジ)ヲ命セラレ若ハ徵用セラレタルニ因リ解雇セラレタル者又ハ入營若ハ徵

第五條 令第五條第五號ノ場合トハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合トス

一 軍人又ハ之ニ準ズベキ者(軍屬ヲ含ム)トシテ戰闘其ノ他ノ公務ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル技能者ニシテ其ノ固定シタル症狀恩給法施行令第二十四條、第二十四條ノ二又ハ第三十一條ニ規定スル傷痍ノ程度ニ達スルモノノ雇入及就職ノ場

- 用ノ期間中雇傭期間ノ滿了シタル者ガ其ノ退替(入替ノ際行フ身體検査ノ結果歸郷ヲ命セラレタル場合ヲ含ム)若ハ徵用解除ノ日ヨリ三月以内ニ再ビ原職ニ復歸スル場合
- 三 學校卒業者使用制限令第一條ノ卒業者ノ雇入及就職ノ場合
- 四 國及道府縣ニ於ケル技能者ノ雇入及就職ノ場合
- 五 其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合

合

- 二 國民職業指導所長ニ於テ身體ノ障礙ニ因リ作業能力者シク劣レルモノト認定シタル技能者ノ雇入及就職ノ場合
- 三 國民職業指導所長ニ於テ日日又ハ三ヶ月以内ノ期間ヲ定メテ雇傭セラレ臨時ノ作業ニ従事スルノ常況ニ在ルモノト認定シタル技能者ノ雇入及就職ノ場合
- 四 營業ノ讓渡其ノ他ノ事由ニ因リ事業ノ承継アリタル場合ニ於テ是前雇傭シ居リタル技能者ヲ引續キ雇入ルル場合及此ノ場合ニ於ケル技能者就職ノ場合
- 五 船員職業紹介所ノ紹介ニ依ル船員ノ雇入及就職ノ場合
- 六 航空機搭乗員又ハ航空法第十六條ノ規定ニ依ル検査ニ合格シタル者ノ航空士、航空機操縦士又ハ航空機操縦士トシテノ雇入及就職ノ場合
- 七 令第十一條第三項ノ規定ニ依リ新ニ雇入及就職ト看做サルル場合ニ於

- ケル同種(別表事業分類表ノ中分類ニ依ル以下同ジ)ノ工場、事業場其ノ他ノ使用ノ場所間ニ於テ爲ス技能者ノ所屬ノ移動及令第七條第二號ニ定ムル者以外ノ者ヨリ令第七條第二號ニ定ムル者ニ技能者ノ所屬ノ移動ヲ行フ場合但シ後使用ノ場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 八 徵用セラレタル技能者其ノ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ雇入及就職ノ場合
- 前項第二號ノ認定ヲ受ケントスル者ハ様式第三號ニ依リ居住地所轄國民職業指導所長ニ申請スベシ
- 第一項第三號ノ認定ヲ受ケントスル者ハ様式第四號ニ依リ居住地ノ所轄國民職業指導所長ニ申請スベシ
- 第六條 令第六條但書後段ノ場合トハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合トス
- 一 令第六條ノ國民學校修了者(以下國民學校修了者ト稱ス)ノ日日雇入及就職ノ場合

第六條 本令施行後國民學校初等科（内地ニ於ケル之ニ準ズベキモノヲ含ム以下同ジ）ヲ修了シ又ハ國民學校高等科（内地ニ於ケル之ニ準ズベキモノヲ含ム以下同ジ）ヲ修了シ若ハ中途退學シタル後二年ヲ經過セザル者ニシテ技能者タラザルモノ（以下國民學校修了者ト稱ス）ノ雇入及就職ハ國民職業指導所ノ紹介ニ依ルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ國及道府縣ニ於ケル雇入及就職ノ場合、船員職業紹介ニ依ル船員ノ雇入及就職ノ場合、並ニ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 二 國民學校修了者ノ三十日以内ノ期間ヲ定ムル雇入及就職ノ場合
- 三 別ニ指定スル事業ニ於ケル雇入及就職ノ場合ヲ除クノ外農業、林業、畜産業、養蠶業及水産業ニ於ケル國民學校修了者ノ雇入及就職ノ場合
- 四 營業ノ讓渡其ノ他ノ事由ニ因リ事業ノ承継アリタル場合ニ於テ從前雇傭シ居リタル國民學校修了者ヲ引續キ雇入ルル場合及此ノ場合ニ於ケル國民學校修了者ノ就職ノ場合
- 五 特別ノ事由アル場合ニ於テ特定ノ國民學校修了者ノ雇入ニ付其ノ者ヲ使用セントスル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長（使用セントスル場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ニ於テハ雇入ヲ爲スベキ地ノ所轄國民職業指導所長）ノ認可ヲ受ケタル場合
- 六 令第十一條第三項ノ規定ニ依リ新ニ雇入及就職ト看做サルル場合ニ於ケル同種ノ工場、事業場其ノ他ノ使用ノ場所間ニ於テ爲ス國民學校修了者ノ所屬ノ移動及令第七條第二號ニ

- 規則第六條第一項第三號ノ指定事業
- 一 庭園樹、花卉及山葵ノ栽植又ハ栽培
 - 二 西洋梨、メロン、ブラッド・オレンジ、又ハジヨツバー・オレンジノ栽培
 - 三 豌豆、大豆、薑、茗荷等ノガラス室、障子室、其ノ他ノ保温設備ヲ以テ收穫期迄行フ促成栽培
 - 四 加熱設備ヲ以テスル温室内ノ果樹及蔬菜ノ栽培
 - 五 眞珠貝、珊瑚又ハ觀賞用魚類ノ採捕又ハ養殖

- 定ムル者以外ノ者ヨリ令第七條第二號ニ定ムル者ニ國民學校修了者ノ所屬ノ移動ヲ行フ場合但シ後ノ使用ノ場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 七 徵用セラレタル國民學校修了者其ノ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ雇入及就職ノ場合
- 前項第一號ノ規定ニ依リ雇入レタル國民學校修了者ヲ三十日ヲ超エテ引續キ雇入及就職スル場合ハ同號ニ該當セザルモノトス
- 前項ノ規定ノ適用ニ付テハ三十日ヲ超エテ引續キ雇入及就職セザル場合ト雖モ其ノ雇入及就職セザル日ガ其ノ者ノ使用セラレル場所ノ公休日又ハ使用主ノ都合ニ依ル一齊休業日ナル場合ニ於テハ之ヲ引續キ雇入及就職スルモノト看做ス
- 第一項第二號ノ規定ニ依リ雇入レタル國民學校修了者ヲ三十日ヲ超エテ引續キ雇傭セントスル場合ハ所定ノ期間ノ滿了スル時ニ於テ新ニ雇入及就職スル

第七條 年齢十四年以上四十年未満ノ男子又ハ年齢十四年以上二十五年未満ノ女子ニシテ技能者及國民學校修了者タラザルモノ(以下一般青壯年ト稱ス)ノ雇入及就職ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ヲ除クノ外之ヲ爲スコトヲ得ズ

- 一 國民職業指導所ノ紹介ニ依リ雇入及就職スル場合
- 二 指定工場ノ事業主、厚生大臣ノ指定スル事業ヲ營ム者又ハ厚生大臣ノ指定スル者命令ノ定ムル所ニ依リ國民職業指導所ノ紹介ニ依ラズシテ雇入ルベキ一般青壯年ノ員數其ノ他雇入ニ關スル事項ニ付國民職業指導所長ノ認可ヲ受ケタル場合

モノト看做シ且同號ニ該當セザルモノトス
前項ノ規定ノ適用ニ付テハ雇傭關係終了ノ日ヨリ五日以内ニ再ビ其ノ者ヲ雇入ルル場合ニ於テハ之ヲ引續雇傭スルモノト看做ス
第一項第五號ノ認可ノ申請ハ様式第五號ニ依リ之ヲ爲スベシ
第四條ノ規定ハ前項ノ申請ニ付之ヲ準用ス

第七條 令第七條第二號ノ認可ノ申請ハ様式第六號ニ依リ左ニ掲グル期日迄ニ令第七條ノ一般青壯年(以下一般青壯年ト稱ス)ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長(使用セントスル場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ニ於テハ主トシテ雇入ヲ爲スベキ地ノ所轄國民職業指導所長)ニ對シ之ヲ爲スベシ

- 一 第一期 四月ヨリ九月迄ノ間ニ於テ雇入レントスル申請ニ在リテハ其ノ年ノ一月十日
- 二 第二期 十月ヨリ翌年三月迄ノ間

令第七條第二號ノ指定事業ハ
附表ニ參照
令第七條第二號ノ指定者ハ
附表ニ參照

ニ於テ雇入レントスル申請ニ在リテハ期開始ノ年ノ七月十日

三 命令ノ定ムル所ニ依リ特定ノ一般青壯年ノ雇入及就職ニ付國民職業指導所長ノ認可ヲ受ケタル場合

第八條 令第七條第三號ノ認可ノ申請ハ様式第七號ニ依リ一般青壯年ヲ使用セントスル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長(使用セントスル場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ニ於テハ雇入ヲ爲スベキ地ノ所轄國民職業指導所長)ニ對シ之ヲ爲スベシ
第四條ノ規定ハ前項ノ申請ニ付之ヲ準用ス

第八條 前條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ之ヲ適用セズ

- 一 第五條第二號ノ場合
- 二 船員職業紹介所ノ紹介ニ依ル船員ノ雇入及就職ノ場合
- 三 命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外

第九條 令第八條第三號ノ命令ヲ以テ定

規則第九條ノ指定事業

農業、林業、畜産業、養蠶業及水産業ニ於ケル一般青壯年ノ雇入及就職ノ場合

ムル場合トハ別ニ指定スル事業ニ於ケル一般青壯年ノ雇入及就職ノ場合トス

- 一 庭園樹、花卉及山葵ノ栽植又ハ栽培
- 二 西洋梨、メロン、ブラッド・オレンヂ又ハジョッパバー・オレンヂノ栽培
- 三 豌豆、大豆、薯、若荷等ノガラス室、障子室、其ノ他ノ保温設備ヲ以テ收穫期迄行フ促成栽培
- 四 加熱設備ヲ以テスル温室内ノ果樹及蔬菜ノ栽培
- 五 眞珠貝、珊瑚又ハ觀賞用魚類ノ採捕又ハ繁殖

- 四 國及道府縣ニ於ケル一般青壯年ノ雇入及就職ノ場合
- 五 其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合

第十條 令第八條第五號ノ場合トハ左ノ

- 各號ノ一ニ該當スル場合トス
- 一 軍人又ハ之ニ準ズベキモノ（軍屬ヲ含ム）トシテ戰闘其ノ他ノ公務ニ因リ傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル一般青壯年ニシテ其ノ固定シタル症狀恩給法施行令第二十四條、第二十四條ノ二又ハ第三十一條ニ規定スル傷疾ノ程度ニ達スルモノノ雇入及就職ノ場合
- 二 國民職業指導所長ニ於テ身體ノ障

碍ニ因リ作業能力著シク劣レルモノト認定シタル一般青壯年ノ雇入及就職ノ場合

三 營業ノ譲渡其ノ他ノ事由ニ因リ事業ノ承継アリタル場合ニ於テ従前雇傭シ居リタル一般青壯年ヲ引續キ雇入ルル場合及此ノ場合ニ於ケル一般青壯年ノ就職ノ場合

四 一般青壯年ノ日日雇入及就職ノ場合（別ニ指定スル勞務ニ常時従事スルモノト國民職業指導所ニ於テ認定シタル者ヲ除ク）

五 一般青壯年ノ三十日以内ノ期間ヲ定ムル雇入及就職ノ場合（別ニ指定スル勞務ニ常時従事スルモノト國民職業指導所長ニ於テ認定シタル者ヲ除ク）

六 令第十一條第三項ノ規定ニ依リ新ニ雇入及就職ト看做サルル場合ニ於ケル同種ノ工場、事業場其ノ他ノ使用ノ場所間ニ於テ爲ス一般青壯年ノ所屬ノ移動及令第七條第二號ニ定ムル者以外ノ者ヨリ令第七條第二號ニ

規則第十條第六號ノ指定
一月給百五十圓又ハ年俸千八百圓ヲ超
ユル事務職員トシテノ雇入及就職ノ場
合

二 大學、專門學校（之ニ準ズルモノヲ

定ムル者ニ一般青壯年ノ所屬ノ移動ヲ行フ場合但シ後ノ使用ノ場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

七 徵用セラレタル一般青壯年其ノ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ雇入及就職ノ場合

八 別ニ指定スル一般青壯年ノ雇入及就職ノ場合

含ム)、實業專門學校、高等學校高等科(之ニ準ズルモノヲ含ム)又ハ大學豫科ヲ卒業又ハ修了シタル一般青壯年ノ勞務調整令第七條第二號ニ掲グル者ニ於ケル雇入及就職ノ場合

三 農、林、水産物若ハ畜産物ノ生産指導ヲ目的トスル團體又ハ養蠶業指導ヲ目的トスル團體ニ於ケル農業技術者、林業技術者、水産技術者、畜産技術者又ハ蠶業技術者トシテノ雇入及就職ノ場合

四 食料品技術者、醸造技術者、紡績技術者、染色技術者若ハ農林水産學研究員、鐵工學研究員、醫學研究員、其ノ他ノ理科學研究員又ハ齒科技工トシテノ雇入及就職ノ場合

五 國民學校、青年學校又ハ文部大臣ノ認可若ハ認定ヲ受ケタル學校ノ教職員トシテノ雇入及就職ノ場合

六 計理士、醫師、齒科醫師、獸醫師、獸醫手、藥劑師、保健婦、看護婦、產婆、按摩、鍼灸師、柔道整復術業者又ハ理髮師トシテノ雇入及就職ノ場合

(免許、登録若ハ許可ヲ受ケザル者又ハ試ニ合格セザル者ヲ除ク)

七 辯護士又ハ辨理士トシテノ雇入及就職ノ場合

八 一般青壯年タル女子ノ家事使用人ヲ一所帯ニ付一人ヲ限り使用スル爲ノ雇入及就職ノ場合

前項第二號ノ認定ヲ受ケントスル者ハ様式第三號ニ依リ居住地ノ所轄國民職業指導所長ニ申請スベシ

第一項第四號ノ規定ニ依リ雇入レタル一般青壯年ノ三十日ヲ超エテ引續キ雇入及就職スル場合ハ同號ニ該當セザルモノトス

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ三十日ヲ超エテ引續キ雇入及就職セザル場合ト雖モ其ノ雇入及就職セザル日ガ其ノ者ノ使用セラルル場所ノ公休日又ハ使用主ノ都合ニ依ル一齊休業日ナル場合ニ於テハ之ヲ引續キ雇入及就職スルモノト看做ス

第一項第五號ノ規定ニ依リ雇入レタル一般青壯年ヲ三十日ヲ超エテ引續キ雇

第九條 厚生大臣ハ勞務供給業者ノ供給ニ依ル從業者ノ使用ノ制限ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

備セントスル場合ハ所定ノ期間ノ満了スル時ニ於テ新ニ雇入及就職スルモノト看做シ且同號ニ該當セザルモノトス前項ノ規定ノ適用ニ付テハ雇備關係終了ノ日ヨリ五日以内ニ再ビ其ノ者ヲ雇入ルル場合ニ於テハ之ヲ引續キ雇備スルモノト看做ス

第十一條 勞務供給事業ヲ行フ者ヨリ當時一般青壯年タル從業者ノ供給ヲ受ケ之ヲ使用セントスル者ハ其ノ使用員數ニ付從業者ヲ使用セントスル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ノ認可ヲ受クベシ

- 前項ノ認可ノ申請ハ様式第八號ニ依リ左ニ掲ケル期日迄ニ之ヲ爲スベシ
- 一 第一期 四月ヨリ六月迄ノ間ニ於テ使用セントスル申請ニ在リテハ其ノ年ノ三月一日
 - 二 第二期 七月ヨリ九月迄ノ間ニ於テ使用セントスル申請ニ在リテハ其ノ年ノ六月一日
 - 三 第三期 十月ヨリ十二月迄ノ間ニ於テ使用セントスル申請ニ在リテハ其ノ年ノ九月一日

第十條 前條ノ規定ハ國及道府縣ニ於ケル勞務供給業者ノ供給ニ依ル從業者ノ使用ニハ之ヲ適用セズ

其ノ年ノ九月一日

第四期 一月ヨリ三月迄ノ間ニ於テ使用セントスル申請ニ在リテハ其ノ前年ノ十二月一日

第十二條 技能者ハ勞務供給契約ニ基キ之ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ國民職業指導所長ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ認可ヲ受ケントスル者ハ様式第九號ニ依リ技能者ヲ使用セントスル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ申請スベシ

第十一條 國民學校初等科又ハ國民學校高等科在學中ノ者ヲ雇入レ其ノ者ガ國民學校初等科ヲ修了シ國民學校高等科ニ進學セザル場合又ハ國民學校高等科ヲ修了シ若ハ中途退學シタル場合引續キ其ノ者ヲ雇備スル場合ニ於テハ第六條ノ規定ノ適用ニ付テハ其ノ者ガ國民學校初等科ヲ修了シ又ハ國民學校高等科ヲ修了シ若ハ中途退學スル時ニ於テ新ニ雇入及就職スルモノト看做ス

年齡十四年未滿ノ者ヲ雇入レ引續キ其

第十三條 令第十一條第一項乃至第三項ノ規定ニ依リ新ニ雇入及就職スルモノト看做サル場合ノ雇入及就職ノ認可ノ申請ハ國民學校初等科又ハ國民學校高等科在學中ニ於テ雇入レタル者ガ國民學校初等科ヲ修了シ又ハ國民學校高等科ヲ修了若ハ中途退學スル日迄二年齡十四年未滿ニ於テ雇入レタル者ガ年齡十四年ニ達スル日迄又ハ從業者ガ後ノ使用ノ場所ニ移動スル日前十日目迄ニ之ヲ爲スベシ

ノ者ヲ雇傭スル場合ニ於テハ第七條ノ規定ノ適用ニ付テハ其ノ者ガ年齢十四年ニ達スル時ニ於テ新ニ雇入及就職スルモノト看做ス

事業主其ノ雇傭スル従業者ニ付工場、事業場其ノ他ノ使用ノ場所間ニ所屬ノ移動ヲ行フ場合ニ於テハ本令ノ適用ノ場所ニ於テ新ニ雇入及就職スルモノト看做ス

第一項及第二項ノ場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ新ナル雇入ニ關シ第七條ノ規定ニ依リ認可又ハ第六條ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ依リ認可ノ申請アリタルトキハ其ノ申請ニ對スル認可又ハ不認可ノ處分アル時ニ新ニ雇入及就職スルモノト看做ス

第四章 雜 則

第十二條 國民職業指導所長本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ依リ認可ノ申請ニ付不正若ハ虚偽ノ事實アリト認めルトキ又ハ特ニ必要アリト認めルトキハ認可ヲ取消スコトヲ得

第十三條ノ二 令第十一條第三項ノ規定ニ依リ新ニ雇入及就職スルモノト看做サルル場合ニ於ケル令第四條、令第七條第三號又ハ第六條第一項第五號ノ認可ノ申請ハ第三條、第八條及第六條第六項ノ規定ニ拘ラズ様式第九號ノ二ニ依リ従業者ニ付使用ノ場所間ノ所屬ノ移動ヲ決定スル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ對シ之ヲ爲スベシ但シ使用ノ場所間ノ所屬ノ移動ヲ決定スル場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

(昭和一七・四・二〇・厚生省令第二十三號改正)

第十三條

第四條、第六條又ハ第七條ノ規定ニ違反スル雇入又ハ就職アリタル場合ニ於テハ國民職業指導所長ハ雇入ヲ爲シタル者ニ對シ雇入レタル者ノ解雇ヲ、就職シタル者ニ對シ退職ヲ命令スコトヲ得

前條ノ規定ニ依リ認可ノ取消アリタル場合亦同ジ

第十四條

厚生大臣ハ従業者ノ雇入、使用、解雇、就職及退職ニ關シ事業主ニ對シ監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十四條

技能者、國民學校修了者及一般青壯年ヲ通算シ常時五人以上雇傭スル者ハ工場、事業場其ノ他従業者ヲ雇傭スル場所毎ニ様式第十號ニ依リ従業者名簿ヲ備付ケ其ノ雇入、使用及解雇、退職ニ關スル事項ヲ記載スベシ但シ工場法又ハ鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ニ使用セララルル従業者ニ付テハ職工名簿又ハ續夫名簿ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

前項ノ名簿ハ従業者ノ死亡、解雇又ハ退職後二年間之ヲ保存スベシ

第十五條

厚生大臣ノ別ニ指定スル者ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ毎月ノ従業者ノ充足及移動狀況ヲ様式

第十一號ニ依リ翌月十日迄ニ直接厚生大臣ニ報告スベシ

前項ノ指定ハ指定スベキ工場、事業場其ノ他ノ場所ノ事業主ニ對スル通知ニ依リ之ヲ行フコトヲ得

第十六條 令第十五條ノ規定ニ依ル報告ハ事業主、從業者其ノ他關係人ヨリ之ヲ徵ス

第十六條ノ二 事業主第五條第一項第七號、第六條第一項第六號又ハ第十條第一項第六號ノ規定ニ依リ技能者、國民學校修了者又ハ一般青壯年ヲ使用スルニ至リタルトキハ様式第十一號ノ二ニ依リ五日以内ニ其ノ者ヲ使用スル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ届出ツベシ

第十七條 令第十六條第二項ノ證票ハ様式第十二號ニ依ルモノトス

第十五條 國民職業指導所長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ雇入、使用、解雇、就職及退職ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ關係ノ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類ヲ檢査セシムルコトヲ得前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第十六條 厚生大臣、地方長官又ハ國民

職業指導所長必要アリト認ムルトキハ從業者ノ雇入、使用、解雇、就職及退職ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ關係ノ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類ヲ檢査セシムルコトヲ得前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第十七條 前三條ノ規定ハ國及道府縣ノ從業者ノ雇入、使用及解雇ニハ之ヲ適用セズ

國民職業指導所長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國又ハ道府縣ニ於テ爲ス從業者ノ雇入、使用又ハ解雇ニ關シ從業者ヲ使用スル官衙（陸海軍ノ部隊及學校ヲ含ム）又ハ道府縣ヨリ通報ヲ求ムルコトヲ得

第十八條 令第十七條第二項ノ通報ハ管轄域内ニ在ル國又ハ道府縣ノ施設ニ於ケル從業者ノ雇入、使用又ハ解雇ニ付様式第十一號ニ依ルモノトス

第十八條 厚生大臣第二條第一項ノ規定ニ依リ工場、事業場其ノ他ノ場所又ハ從業者ノ範圍ヲ指定セントスルトキハ内閣總理大臣ニ協議スベシ

(註)

第十九條、第二十條ハ外地關係ニ付略ス

附 則

本令ハ昭和十七年一月十日ヨリ之ヲ施行ス但シ内地、樺太及南洋群島ニ於テ第七條第二號ノ規定ノ、朝鮮及臺灣ニ於テ第十九條第二項第二號及第三號ノ規定ノ實施ノ爲ニ豫メ必要ナル範圍内ニ於テハ公

附 則

本令ハ昭和十七年一月十日ヨリ之ヲ施行ス但シ第七條ノ規定ハ公布ノ日ヨリ、第十一條第一項ノ規定ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從業者移動防止令及青少年雇入制限令ハ之ヲ廢止ス但シ本令施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用及本令施行前ニ從業者移動防止令第五條ノ規定ニ違反スル雇入ヲ爲シタル者ニ對スル同令第八條ノ規定ノ適用ニ付テハ本令施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

國民勞務手帳法施行令中左ノ通改正ス

第八條第一項第一號ヲ左ノ如ク改ム
一 勞務調整令第二條第一項ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケ退職スルトキ又ハ同令第四條若ハ第七條第三號ノ規定ニ依リ認可若ハ同令第六條但書ノ規定ニ基ク命令ニ依リ認可ヲ受ケ就職スルトキ

(註)

國民勞務手帳法施行令第八條第一項

第一號

一 從業者移動防止令第五條ノ規則ニ依リ當該從業者雇入ノ認可ヲ受ケタル者ニ雇入レラルトキ

第一 勞務調整令

從業者移動防止令施行規則及青少年雇入制限令施行規則ハ之ヲ廢止ス

第七條第四號ノ申請期日ハ昭和十七年一月十日ヨリ三月迄ノ間ニ於ケル一般青壯年ノ雇入ニ關スルモノニ限り同條同號ノ規定ニ拘ラズ昭和十七年一月十日トス昭和十七年一月十日ヨリ三月迄ノ間ニ於ケル一般青壯年ノ雇入ニ關シ令第七條第二號ノ認可ノ申請ヲ前項ノ期日迄ニ爲シタル者ガ其ノ申請ニ對スル認可又ハ不認可ノ指令ヲ受ケル日迄ニ於テ爲ス一般青壯年(別ニ指定スル學校ヲ昭和十六年十二月ヨリ昭和十七年三月迄ノ間ニ於テ卒業シ又ハ卒業スベキ者ヲ除ク)ノ雇入ノ場合及此ノ場合ニ於ケル一般青壯年ノ就職ノ場合ハ第十條第一項ノ規定ニ拘ラズ令第八條第五號ノ場合ニ該當スルモノトス

規則附則第四項ノ指定學校

- 一 中學校
- 二 高等女學校(高等女學校實科及實科高等女學校ヲ含ム)
- 三 實業學校但シ實業專門學校、商船學校及學校卒業者使用制限令第一條ノ指定學校(同條ノ指定學科ニ限ル)ハ之ヲ除ク
- 四 前號ニ掲グルモノヲ除キ大正十三年文部省令第二十二號專門學校入學者檢定規程第十一條第二項ニ依リ指定セラレタル學校

二、樣 式

樣式第一號

退解 職雇 認可 申請書
雇傭關係不存續

申請ノ理由	從業者		使又ハ場ノ	
	現住所	業務ノ種類	名 稱	所 在 地
退職認可又ハ雇傭關係不存續認可アリタル後ノ從業者ノ就職豫定先(又ハ居住豫定地)	氏名印及生年月日		事業主(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者)氏名印	

國民職業指導所長宛

昭和 年 月 日

(記載心得)

- 一、本申請書ノ用紙ノ大サハ國定規格B5判(182mm×257mm)トスルコト
- 二、本申請書ハ從業者ノ使用セラルル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長宛提出スルコト
- 三、標題ノ「解雇、退職、雇傭關係不存續」ノ文字ハ該當セザルモノヲ抹消スルコト
- 四、從業者ノ「業務ノ種類」欄ニハ例ヘバ機械技術者、探炭夫、仕上等ノ如ク具體的ニ記載スルコト
- 五、「申請ノ理由」欄ニハ解雇、退職等ヲ爲サントスル理由ヲ詳細ニ記載スルコト、尙其ノ理由ヲ證スベキ書類アルトキハ之ヲ添付スルコト
- 六、「退職認可又ハ雇傭關係不存續認可アリタル後ノ從業者ノ就職豫定先(又ハ居住豫定地)」欄ニハ事業主ノ爲ス解雇認可申請及雇傭關係不存續認可申請ナル場合ニ於テハ之ガ記載ヲ要セザルコト
- 七、氏名ノ下ノ印ハ申請者ノミ押捺スベキコト

技能者雇入認可申請書

技能者ヲ使用セントスル工場、事業場、其ノ他ノ場所ノ所在地、名稱及事業主(法人ニ在リテハ其名稱及代表者)氏名印	事業ノ種類	技能者ノ種類		求人及充足狀況	當該期ニ於ケル技能者ノ求人及充足狀況
		種別	計		
	現在又ハ従前ノ従業場所ノ所在地及名稱	從事セシメントスル業務ノ種類	求人申込數	求人割當數	同上ノ充足數
		就職事情	計		
		就職セントスル技能者ノ住所 男女ノ別、氏名印及生年月日	男 女 計	男 女 計	男 女 計
		備考			
		雇入ノ理由			
		技能別			

國民職業指導所長宛

昭和 年 月 日

(注 意)

◎申請ノ際ハ必ズ國民勞務手帳ヲ提示スルコト、國民勞務手帳法施行令第八條ノ使用者又ハ國民職業指導所長ニ同手帳ヲ保管セラレル場合ハ其ノ旨及之ガ事由ノ生ジタル従業場所ノ所在地、名稱及使用者名ヲ備考欄ニ記載スルコト

(記載心得)

- 一、本申請書ノ用紙ノ大サハ折上リ國定規格B5判(182mm×257mm)トスルコト
- 二、本申請書ハ技能者及其ノ技能者ヲ雇入レントスル者ノ連署ヲ以テ技能者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所(使用セントスル場所ガ外地、外國ナル場合ニ於テハ雇入ヲ爲スベキ地)ノ所轄國民職業指導所長宛提出スルコト
- 三、技能者ヲ使用セントスル場所ガ外地、外國ナル場合ニ於テハ内地ニ於ケル主タル事務所ノ所在地ヲ「技能者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所云々」欄ノ左側ニ括弧シテ附記シ置クコト
- 四、「事業ノ種類」欄ニハ例ヘバ石炭採掘業、鑄物業、バルブ製造業等ノ如ク具體的ニ記載スルコト
- 五、「當該期ニ於ケル技能者ノ求人及充足狀況」欄ニハ第一期乃至第四期毎ニ於ケル職種別ノ當該事項ヲ申請當日現在ニ依リ記載スルコト
- 六、「技能種類」欄ニハ職業能力申告手帳又ハ國民勞務手帳ヲ有スル者ハ之ニ記載シアル職業名、學校學科名、技能者養成施設名又ハ檢定、試験免許ノ種別ヲ記載シ、其ノ何レヲモ有セザル者ハ國民職業能力申告令第二條ニ依リ指定セラレタル職業名、學校學科名、技能者養成施設名、檢定、試験及免許ノ種別ニ依リ記載スルコト
- 七、「現在又ハ従前ノ従業場所ノ所在地及名稱」欄ニハ現職中ノ者ニ在リテハ現在ノ従業場所、現ニ從事シ居ラザル者ニ在リテハ従前ノ従業場所ニ付當該事項ヲ記載スルコト
- 八、「從事セシメントスル業務ノ種類」欄ニハ認可後從事セシメントスル職業名ヲ例ヘバ機械技術者、採炭夫、火薬工等ノ如ク具體的ニ記載スルコト
- 九、「雇入ノ理由」及「就職事情欄」ニハ夫々其ノ特殊事情アルトキハ特ニ之ヲ具體的詳細ニ記載シ置クコト

第一 勞務調整令

様式第三號

身體障礙認定申請書

備考	障 礙 状 況		職 歴		氏 名、男 女 別 及 年 月 日 及	現 住 所	本 籍
	障 礙 ノ 状 況	障 礙 ノ 種 類	現 職	前 職			

昭和 年 月 日
國民職業指導所長宛

(記載心得)

- 一、本申請書ハ居住地ノ所轄國民職業指導所長宛提出スルコト
- 二、身體ノ障 礙 状 況 ハ ナ ル ベ ク 詳 細 ニ 之 ヲ 記 載 ス ル コ ト

様式第四號

日傭技能者認定申請書

備考	氏 名、男 女 別 及 年 月 日 及	現 住 所	本 籍	技 能 種 別	最近三月間ニ於ケル就職状況
					主ナル就業ノ場所
					就 業 日 數
					就 業 徑 路

昭和 年 月 日

國民職業指導所長宛

(記載心得)

- 一、本申請書ハ居住地ノ所轄國民職業指導所長宛提出スルコト
- 二、技能種別ニハ職業能力申告手帳又ハ國民勞務手帳ヲ有スル者ハ之ニ記載シアル職業名、學校學科名、技能者養成施設名、又ハ檢定、試験免許ノ種別ヲ記載シ、其ノ何レヲモ有セザル者ハ國民職業能力申告令第二條ニ依リ指定セラレタル職業名、學校學科名、技能者養成施設名、檢定、試験及免許ノ種別ニ依リ記載スルコト
- 三、「最近三月間ニ於ケル就職状況」欄ノ「就業日數」欄ニハ最近三月間ニ於テ上記場所ニ實際就業シタル日數ヲ通算シテ記載シ、「就業徑路」欄ニハ就業スル場合ニ直接雇傭主ノ求メニ應ジテ就業シ居ルヤ又ハ勞務供給者ノ手ヲ經テ就業シ居ルヤ等ノ別ヲ記載スルコト

第一勞務調整令

國民學校修了者雇入認可申請書

國民學校修了者ヲ使用セン トスル工場、事業場其ノ他 ノ場所ノ所在地、名稱及事 業主(法人ニ在リテハ其ノ 名稱及代表者)氏名印		求人申込數		求人割當數		同上充足數	
事業ノ種類		女 男		女 男		女 男	
前年度國民學校修了 者ノ求入及充足狀況		求人申込數		求人割當數		同上充足數	
雇入ノ理由		女 男		女 男		女 男	
雇入レントスル國民學校修 了者ノ住所、男女別、氏名、 生年月日		出身國民學校名、其ノ所 在地、國民學校修了又ハ中途退 學年月		現在又ハ從前ノ從業場 所ノ所在地、名稱及業 務ノ種類		就 職 事 情 備 考	
女 男	年 月 日生	年 月 日	中修 退了				
女 男	年 月 日生	年 月 日	中修 退了				
女 男	年 月 日生	年 月 日	中修 退了				
女 男	年 月 日生	年 月 日	中修 退了				

國民職業指導所長宛

昭和 年 月 日

(注 意)

申請ノ際ハ必ず國民學校修了者ノ出身學校ノ「職業指導證明書」ヲ添付スルコト、尙國民勞務手帳ヲ所持スル者ハ同時ニ之ヲ提示スルコト、國民勞務手帳法施行令第八條ノ使用者又ハ國民職業指導所長ニ同手帳ヲ保管セラルル場合ニ於テハ其ノ旨及之ガ事由ノ生シタル從事場所ノ所在地、名稱及使用者名ヲ備考欄ニ記載スルコト

(記載心得)

- 一、本申請書ノ用紙ノ大サハ折上リ國定規格B5判 (182mm x 257mm) トスルコト
- 二、本申請書ハ國民學校修了者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所 (使用セントスル場所ガ外地、外國ナル場合ニ於テハ雇入レントスル地) ノ所轄國民職業指導所長宛提出スルコト
- 三、國民學校修了者ヲ使用セントスル場所ガ外地、外國ナル場合ニ於テハ内地ニ於ケル主タル事務所ノ所在地ヲ「工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地云々」欄ノ左側ニ括弧シテ附記シ置クコト
- 四、「事業ノ種類」欄ニハ例ヘバ石炭採掘業、鑄物業、バルブ製造業等ノ如ク具體的ニ記載スルコト
- 五、「前年度國民學校修了者ノ求人及充足狀況」欄ニハ前年度國民學校ヲ修了又ハ中途退學シタル者ニ付國民職業指導所又ハ厚生省ニ求人申込ヲ爲シタルモノノ當該事項ヲ申請ノ時現在ニ依リ記載スルコト
- 六、「出身國民學校名及其ノ所在地云々」欄ノ所在地ハ道府縣、郡、市(區)設置アルモノハ區)迄ヲ記載スルコト
- 七、「現在又ハ從前ノ從業場所ノ所在地、名稱及業務ノ種類」欄ニハ現ニ從業セル者ニ付テハ現在ノ從業場所、現ニ從業シ居ラザル者ニ付テハ從前ノ從業場所ニ付當該事項ヲ記載スルコト
- 八、「雇入ノ理由」及「就職事情」欄ニハ夫々其ノ特殊事情アルトキハ特ニ之ヲ具體的詳細ニ記載スルコト

(一) 昭和 年 月 日 申請(申込)者 氏

名 (法人ニ在リテハ其ノ名稱及) 氏

國民職業指導所長 宛

受年月日	付番	類種人求	類分業産
年月日		321	
種事業類ノ	所在地	工場、事業場 其ノ他ノ場所 ノ名	雇用レントスル場所
職種別	其他	軍及需	利用状況
男			
女			
計			
職種別	其他	軍及需	利用状況
男			
女			
計			
本 期			
職種別	其他	軍及需	利用状況
男			
女			
計			



昭和 年度 一般青壯年縁故雇入認可申請書
求人(技能者ヲ除ク)申込書

國民職業指導所ノ紹介ニ依ラズシ	國民職業指導所ノ紹介ニ依リテ	職種別
適勞務調整令適用外ノ者	認可ヲ受ケテ雇用レントスル一般青壯年	男
		女
		計

職種別	男	女	計
職種別			
男			
女			
計			

申請(求人申込)ノ理由	國民職業指導所別				他道府縣内ヨリ雇入レントスルモノ				計			
	自道府縣内ヨリ雇入レントスルモノ	男	女	計	自道府縣内ヨリ雇入レントスルモノ	男	女	計	自道府縣内ヨリ雇入レントスルモノ	男	女	計
ニ介紹ノ所導指業職國民 ノモルストンレ入雇リ依 採希用望地城別内課	計											
數 畫 計 入 雇	テ雇入レトスルモノ											
	トスルモノ											
合 計	計											
課 内 別 種 職 ノ 數 總 畫 計 入	計											

◎様式第六號ノ「利用狀況」ノ欄ノ下ニ左ノ「從業者移動狀況」欄ヲ加フ

前 期 末 現 在 人 員	員人(用徴)入雇中期前								從業者移動狀況			
	計	徴 用 ニ 依 ル モ ノ	其 ノ 他 ノ 雇 入 ニ 依 ル モ ノ	一 般 青 壯 年		國 民 學 校 修 了 者		技 能 者		男	女	計
特 定 認 可 ニ 依 ル モ ノ				緣 故 認 可 ニ 依 ル モ ノ	認 可 ニ 依 ル モ ノ	國 民 職 業 指 導 所 ノ 紹 介 ニ 依 ル モ ノ	認 可 ニ 依 ル モ ノ	國 民 職 業 指 導 所 ノ 紹 介 ニ 依 ル モ ノ				
前期中解雇(徴用解除)人員												

◎注意「本期雇入計畫數」欄中「認可ヲ受ケテ雇入レントスル一般青壯年」中ニハ昭和十六年十二月以後ニ於テ中學校、高等女學校(高等女學校實科及實科高等女學校ヲ含ム)實業學校(商船學校又ハ學校卒業者使用制限令第一條ノ學校及學科ヲ修メタルモノヲ除ク)並ニ卒業者ニ關シ之ト同等以上ト指定セラレタル學校ヲ卒業シタル者ハ之ヲ含マシメザルコト

(二)

職 種 別	一、職種別採用條件及履備條件				
	年 齡	探 用 條 件	身 體 的 規 格	履 備 條 件	其 他

(記載心得)

- 一、本申請書ノ用紙ノ大サハ折上リ國定規格B5判(182mm×257mm)トスルコト
- 二、本申請書並ニ求人申込書ハ一般青壯年ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所(使用ノ場所ガ外地、外國ニ在ル場合ニ於テハ主トシテ雇入ヲ爲スベキ地)ノ所轄國民職業指導所長宛提出スルコト
- 三、「事業ノ種類」欄ニハ例ヘバ石炭採掘業、鑛物業、バルブ製造業等ノ如ク具體的ニ記載スルコト

四、「利用状況」欄ノ記載ハ左ニ依ルコト

(1) 利用率ハ雇入認可申請又ハ求人申込前一ケ年間(雇入認可又ハ求人申込前一ケ年以内ニ新設シタル工場、事業場等ニアリテハ新設ノ時ヨリ雇入認可申請又ハ求人申込ノ時ニ至ル期間)ニ於ケル生産金額(雇入認可申請又ハ求人申込前一ケ年間ノ生産金額ノ不明ナルトキハ最近ノ營業年度一ケ年間ニ於ケル生産金額)ニ依ル百分比ヲ記載スルコト
尙利用状況ニ關シテハ必要ニ依リ關係官廳又ハ團體等ノ之ニ關スル説明ヲ求ムルコトアルヲ以テ正確ナル根據ニ依リ記載スルコト

(2) 「軍需及官需」ニハ軍及其他ノ官廳ニ直接納入シタルモノヲ記載スルコト

(3) 「生産」ニハ主管省ヨリ生産擴充品目ノ生産數量割當ニ基キタルモノヲ記載スルコト
但シ軍及其他ノ官廳ニ直接納入シタルモノハ之ヲ除外スルコト

(4) 「其ノ他」ニハ軍需、官需及生産以外ノモノヲ記載スルコト

(5) 生産ヲ爲サザル事業ニアリテハ本欄ノ記載ヲ要セザルコト

五、「本期雇入計畫數」欄ノ記載ハ左ニ依ルコト

(1) 「一般青壯年及國民學校修了者」欄ノ「一般青壯年」ハ勞務調整令ニ規定セラレタル一般青壯年ニ該當スルモノナルコト
「國民學校修了者」ハ勞務調整令ニ規定セラレタル國民學校修了者中修了ノ年ノ七月以降ニ於テ紹介ヲ受ケテ雇入レントスルモノヲ記載スルコト

(2) 「増員」ハ新規需要數ヲ「補充」ハ解雇減耗ニ依ル減少ノ補充ノ爲ノ需要數ヲ記載スルコト

六、「申請(求人申込)ノ理由」欄ニハ採用希望地域ニ於ケル特殊緣故關係、其ノ他雇入認可申請又ハ求人申込ニ關シ参考トナルベキ事項ヲ詳細ニ記載スルコト

七、「宿舍及食事」欄ニハ宿舍ノ状況(既設、設立豫定ノモノトニ區別シ、收容可能人員及設立豫定ノモノニ在リテハ完成豫定年月等)及食事、食費額等ヲ記載スルコト

八、「其ノ他参考事項」ニハ福利施設其ノ他参考トナルベキ事項ヲ記載スルコト

九、國民職業指導所ノ紹介ニ依ラズシテ雇入レントスル場合ノ雇入認可申請ニハ本様式(二)ノ記載ハ之ヲ要セザルコト

一〇、本申請書ノ記載ニ關シ軍機上記載困難ナルモノニ付テハ其ノ旨ノ當該係官ノ證明書ヲ添付シ之ガ記載ヲ省略スルコトヲ得ルコト

様式第七號

特定ノ一般青壯年 雇入認可申請書

從事者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地、名稱及事業主(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者)氏名印	事業ノ種類	當該期ニ於ケル一般青壯年ノ求人及充足狀況		求人		求當數		充足數		備考	
		申込數	男女	人	人	女	男	人	同上ノ男女		
雇入ノ理由	現在又ハ從前ノ從業場所	現在又ハ從前ノ從業場所	從事セシメントスル業務ノ種類	就職事情	就職セントスル一般青壯年ノ住所、男女別、氏名、印、及生年月日	年	月	日	年	月	日
現在又ハ從前ノ業務ノ種類	現在又ハ從前ノ所在地及名稱	現在又ハ從前ノ從業場所	從事セシメントスル業務ノ種類	就職事情	就職セントスル一般青壯年ノ住所、男女別、氏名、印、及生年月日	女男	女男	女男	年	月	日

昭和 年 月 日

第一勞務調整令

國民職業指導所長宛

(注 意)

○國民勞務手帳ヲ所持スル者ハ申請ノ際之ヲ提出スルコト、國民勞務手帳法施行令第八條ノ使用者又ハ國民職業指導所長宛ニ同手帳ヲ保管セラルル場合ニ於テハ其ノ旨及之ガ事由ノ生ジタル從業場所ノ所在地、名稱及使用者名ヲ備考欄ニ記載スルコト

(記載心得)

- 一、本申請書ノ用紙ノ大サハ折上リ國定規格B5判(182mm×267mm)トスルコト
- 二、本申請書ハ一般青壯年及其ノ一般青壯年ヲ雇入レントスル者ノ連署ヲ以テ一般青壯年ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所(使用セントスル場所ガ外地、外國ナル場合ハ雇入レヲ爲スベキ地)ノ所轄國民職業指導所長宛提出スルコト
- 三、一般青壯年ヲ使用セントスル場所ガ外地、外國ナル場合ニ於テハ内地ニ於ケル主たる事務所ノ所在地ヲ「從業者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地云々」欄ノ左側ニ括弧シテ附記シ置クコト
- 四、「事業ノ種類」欄ニハ例ヘバ石炭採掘業、鑛物業、バルブ製造業等ノ如ク具體的ニ記載スルコト
- 五、「當該期ニ於ケル一般青壯年ノ求人及充足狀況」欄ニハ第一期乃至第四期毎ニ於ケル當該事項ヲ申請當日現在ニ依リ記載スルコト
- 六、「現在又ハ從前ノ業務ノ種類」欄ニハ現ニ從事シ又ハ從前從事シ居リタル業務ノ種類ヲ具體的ニ記載スルコト
- 七、「現在又ハ從前ノ從業場所ノ所在地及名稱」欄ニハ現職中ノ者ニ在リテハ現在ノ從業場所、現ニ從業シ居ラザル者ニ在リテハ從前ノ從業場所ニ付當該事項ヲ記載スルコト
- 八、「從事セシメントスル業務ノ種類」欄ニハ認可後從事セシメントスル業務ノ種類ヲ具體的ニ記載スルコト
- 九、「雇入ノ理由」及「就職事情」欄ニハ夫々其ノ特殊事情アルトキハ特ニ之ヲ具體的詳細ニ記載スルコト

様式第八號

勞務供給ニ依ル從業者使用認可申請書

工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地、名稱及事業主(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者)氏名印	事業ノ種類	供給ヲ受ケテ使用セントスル員數	前月中ニ於テ供給ヲ受ケテ使用シタル從業者ノ延員數		計	男	女	計	他	其	事業ノ種類	勞務供給業者ノ住所氏名	使用人員				同上ノ主要ナル職種	
			期間中ニ於ケル延人員										同上		高使用員數			一日最
			計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計

國民職業指導所長宛

昭和 年 月 日

(記載心得)

- 一、「事業ノ種類」欄ニハ例ヘバ鐵道建設工事、鐵精鍊業ノ如ク具體的詳細ニ記載スルコト
- 二、「前月中ニ於テ供給ヲ受ケテ使用シタル從業者ノ延員數」欄ニハ申請書提出ノ日ノ前月中ニ於テ使用セル員數ノ延數ヲ記載スルコト
- 三、「其ノ他」ノ欄ニハ勞務供給ニ依リ從業者ヲ使用スベキ必要事由其ノ他參考トナルベキ事項ヲ記載スルコト

第一 勞務調整令

様式第九號

勞務供給ニ依ル技能者使用認可申請者

工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地名稱及事業主(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者)氏名印	事業ノ種類	勞務供給業者ノ住所氏名	技能者ノ種別	使用期間中ニ於ケル延員數		同上ノ一日最高使用員數	使用期間
				男	女		
計							
供給ヲ受ケテ使用セントスル員數							
申請理由							
其ノ他							

國民職業指導所長宛

昭和 年 月 日

- (記載心得)
- 一、「事業ノ種類」欄ニハ例ヘバ船舶製造業、鐵精鍊業ノ如ク具體的詳細ニ記載スルコト
 - 二、「技能者ノ種別」欄ニハ銑打工、熔接工ノ如ク具體的ニ記載スルコト
 - 三、「申請理由」欄ニハ勞務ノ供給ニ依リ技能者ヲ使用スベキ必要事由ヲ具體的ニ記載スルコト
 - 四、「其ノ他」欄ニハ參考トナルベキ事項ヲ記載スルコト

様式第十號

從業者名簿

業務ノ種類	從業者性別		本籍	雇入年月日	雇入ノ手續	退職年月日ハ	備考
	男	女					
	年月日生	年月日生		昭和年月日	何國々職月認紹介日	昭和年月日	
	年月日生	年月日生		昭和年月日	何國々職月認紹介日	昭和年月日	
	年月日生	年月日生		昭和年月日	何國々職月認紹介日	昭和年月日	
	年月日生	年月日生		昭和年月日	何國々職月認紹介日	昭和年月日	
	年月日生	年月日生		昭和年月日	何國々職月認紹介日	昭和年月日	

(記載心得)

- 一、「業務ノ種類」ハ當該從業者ノ從事スル事務ヲ具體的ニ記載スルコト
- 二、「雇入ノ手續」欄ニハ其ノ雇入ガ國民職業指導所ノ紹介又ハ雇入認可(技能者、國民學校修了者又ハ一般青壯年ノ各雇入認可ノ種類別)ノ別及紹介又ハ雇入認可アリタル年月日ヲ記載スルコト、尙令第十一條第三項ノ從業者ノ所屬移動(轉勤)ニ依ルモノノ中認可ニ依ラザルモノニ付テハ所屬移動(轉勤)アリタル年月日及其ノ旨ヲ記載スルコト
- 三、令第二條第一項ノ指定工場ノ從業者又ハ同條ノ厚生大臣ノ指定スル從業者ナル場合ノ解雇、退職ニ付テハ其ノ理由及願末ノ要旨ヲ備考欄ニ記載スルコト

第一勞務調整令

從業者移動狀況報告(通報)

昭和 年 月 分

秘 密

様式第十一號

事業ノ種類 生産品目	工場礦山名 所在地	前月 末業者 在在者 數		本月 入 入(使 用)		於 於(内 内國民 國民職 職業指 指導所 所ノ依 依ルモ ノ)		ケ ケル ルニ ニ(徵 徵用 用ル ルモ ノ)		移 移動 動 履 履 履		差 差 差 引 引		本 本 本 月 月 月 末 末 末 者 者 者 在 在 在 者 者 者 數	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
職工・礦夫															
職員其ノ他															
計															
集團移入朝鮮人勞務者其ノ他															
勸勞報國隊員															
備考															

昭和 年 月 日

報告者 氏 名 (法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者氏名) 〇

(記載心得)

- 一、本局ノ用紙ノ大サハ國定規格B5判(182mm×257mm)トスルコト
- 二、本報告ハ厚生大臣ノ特ニ指定シタル者ニ於テ毎月十日迄ニ厚生大臣ニ報告スルモノトス、尙標題ノ「通報」ノ文字ハ國及道府縣ノ施設ニ於テ爲ス場合ニ用フルモノニ付一般ノ報告ニ在リテハ當該文字ヲ抹消スルコト
- 三、從業者ノ員數ノ記載ハ「アラビヤ」數字ニ依ルコト
- 四、「事業ノ種類」ハ勞務調整令第七條第二號ノ指定事業ニ該當スルモノニ付テハ其ノ指定ノ事業名ニ依ルコト
- 五、「生産品目」多種ニ互ルトキハ其ノ主タルモノニ付記載スルコト
- 六、本報告ノ從業者中ニハ日雇入レタル者ヲ除キ本令ノ雇入及就職制限ノ適用ヲ受ケザル者モ之ニ含マシムルコト
- 七、「區別」中「前月末從業者現在數」及「本月末從業者現在數」欄ニハ各其ノ現在ニ於ケル全從業者(被徵用者ヲ含ム)ニ付從業者種別ニ從ヒ之ヲ記載シ、「雇入(使用)」欄ニハ國民職業指導所ノ紹介及認可ニ依ルモノヲ記載シ、「左ノ内國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ」欄ニハ左欄ニ記載スベキ「雇入(使用)」員數ノ内當月中國國民職業指導所ノ紹介ニ依リ雇入レタルモノヲ記載シ、「徵用ニ依ルモノ」欄ニハ增加徵用ニ依ルモノノミヲ記載シ、「解雇(解除)」欄ニハ當月中解雇シタルモノ及徵用解除又ハ勸勞報國隊員ノ解除其ノ他ニ因ル退場者ヲ記載スルコト
- 八、「從業者種別」中「職工礦夫」欄ニハ其下欄ノ各種別ニ記載スベキ勞務者以外ノ職工又ハ礦夫ニ付記載シ(職工ノミヲ使用スル場合ハ礦夫ノ文字ヲ、礦夫ノミヲ使用スル場合ハ職工ノ文字ヲ抹消スルコト)、「職員其ノ他」欄ニハ「職工礦夫」及其ノ下欄ノ各種別ニ記載スベキ勞務者以外ノ職員其ノ他ニ付記載シ、「集團移入朝鮮人勞務者」欄ニハ國民動員計畫ニ依リ集團移入シタル朝鮮人勞務者ノミヲ記載シ、「其ノ他」欄ニハ華人又ハ俘虜ヲ使用シタル場合ニ之ヲ記載シ、「勸勞報國隊員」欄ニハ國民勸勞報國協力令ニ依ルモノヲ記載スルコト
- 九、解雇(解除)人員多數ニ互ルトキハ其ノ具體的理由を備考欄ニ記載スルコト
- 一〇、國及道府縣ノ施設ニ於ケル通報ニ在リテハ「事業ノ種類」、「生産品目」及「報告者氏名印」ノ各欄ハ記載ヲ要セズ

様式第十一號ノ二

從業者所屬移動(轉勤)屆

從業者ノ後ノ使用場所ノ所在地、名稱及事業主(法人ニ在テハ其名稱及代表者)氏名印		從事セシムル業務ノ種類		所屬移動(轉勤)ノ理由		從業者	
事業ノ種類		(前)		(後)		氏名	
從業者ノ從前ノ就業場所ノ所在地及名稱	業務ノ種類	勤ノ理由	種	類	氏	名	者
			男	女	男	女	

昭和 年 月 日
國民職業指導所長宛

(記載心得)

- 一、本屆用紙ノ大サハ折上リ國定規格B5判(182mm×267mm)トスルコト
- 二、本屆ハ技能者、國民學校修了者及一般青壯年ノ所屬移動ニ付後ノ使用ノ場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長宛之ヲ爲ス
- 三、「事業ノ種類」欄ニハ所屬移動ノ前後ノ使用ノ場所別ニ例ヘバ石炭採掘業、鑛物業、バルブ製造業ノ如ク具體的ニ記載スルコト
- 四、「從業者ノ從前ノ就業場所ノ所在地及名稱」欄ニハ從業者ノ所屬移動直前ノ就業場所ノ所在地及名稱ヲ記載スルコト
- 五、「從事セシムル業務ノ種類」欄ニハ後ノ使用ノ場所ニ於テ現ニ從事セシムル業務ノ種類ヲ具體的ニ記載スルコト
- 六、「所屬移動(轉勤)ノ理由」欄ニハ其ノ特殊事情アルトキハ特ニ之ヲ具體的詳細ニ記載スルコト
- 七、「從業者」欄ノ「種類欄」ニハ技能者、國民學校修了者、及一般青壯年ノ別ヲ記載スルコト

様式第十二號

本票ノ用紙ノ大サハ國定規格A7判(74mm×105mm)トシ中央點線ノ所ヨリ二ツ折トス

(表 面)

第 號昭和 年 月 日交付

勞務調整令ニ關スル臨檢票

(裏 面)

第 號昭和 年 月 日交付

<p>國家總動員法第三十一條ノ依リ政府ハ國家總動員上必要アルシトテキル物ヲ檢査スルコトヲ得</p> <p>國家總動員法第三十一條ノ依リ政府ハ國家總動員上必要アルシトテキル物ヲ檢査スルコトヲ得</p> <p>國家總動員法第三十一條ノ依リ政府ハ國家總動員上必要アルシトテキル物ヲ檢査スルコトヲ得</p> <p>國家總動員法第三十一條ノ依リ政府ハ國家總動員上必要アルシトテキル物ヲ檢査スルコトヲ得</p>	<p>厚 田 縣 官 署</p> <p>道 府 縣 官 署</p> <p>又ハ國民職業指導所印</p> <p>官 職 氏 名</p>
---	--

三、勞務調整令第四條ノ技能者ノ指定

勞務調整令(以下本令ト稱ス)施行地内ニ居住スル者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ

一 本令施行地内ニ於テ引續キ三月以上ニ掲グル職業ニ從事スル者

一 探炭、選炭、採炭、選礦、採油又ハ探礦ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ

二 金屬ノ精鍊、合金、熱處理又ハ其ノ他ノ冶金ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ

三 電動機、發電機、變壓機等ノ電氣機械器具、電氣計器、電氣照明用機械器具、電線若ハ電纜ノ製作、取附、修繕若ハ取扱又ハ發電電若ハ送配電ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ

四 有線電信電話機、無線電信電話機(放送用ヲ含ム)電報裝置、電寫裝置、電氣信號機等ノ電氣通信用機械器具ノ製作、取附、修繕又ハ取扱ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ

五 陸、船及航空機用ノ原動機、工作機械、鑄山用機械、冶金用機械、化學用機械、計器、光學機械、精密機械、兵器、車輛、自動車、起重機若ハ其ノ他ノ製作、修繕若ハ取扱、鑄塔、橋梁等ノ構造物ノ製作若ハ修繕又ハ金屬ノ壓延、鑄造、鍛造等ノ加工ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ

六 航空機ノ機體又ハプロペラノ製作ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ(航空機用原動機製作ニ從事スルモノヲ除ク)

鑄山技術者

金技術者

電氣技術者

電氣通信技術者

機械技術者

航空機技術者

七 造船ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ

八 有機化學、無機化學、電氣化學、高壓化學等ノ化學ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ

九 セメント、ガラス、陶磁器、耐火煉瓦又ハ其ノ他ノ窯業ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ

一〇 製材、木工品ノ製造又ハ機械類ノ木部ノ製造若ハ修繕ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ

一一 道路、橋梁、鐵塔、港灣、河川、砂防、鐵道、軌道、隧道、索道、上下水道又ハ其ノ他ノ土木ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ

一二 建築ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ

一三 氣象觀測又ハ其ノ他ノ氣象業務ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ

一四 航空士、航空機操縦士、航空機操縦士ヲ業トスルモノ

一五 金屬材料ノ物理的試驗作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

一六 物理的又ハ化學的ノ實驗作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

一七 陸、船及航空機用ノ原動機、工作機械、鑄山用機械、冶金用機械、化學用機械、計器、光學機械、精密機械、兵器、艦船、車輛、航空機、自動車、起重機、其ノ他ノ機械器具、電氣機械器具、電氣計器、電氣通信用機械器具又ハ鐵塔、橋梁等ノ構造物ノ部分品、半製品又ハ製品ノ検査作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

一八 レンズ、プリズム、レベル等ノ光學ガラスノ検査作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

一九 原動機、機關、ポンプ又ハ其ノ他ノ機械ノ試運転作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

二〇 化學分析作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

二一 石炭又ハ亞炭ノ採掘又ハ採礦ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ(手掘夫、發破係夫及鑿岩夫ヲ業トスルモノ)

造船技術者

化學技術者

窯業技術者

木工技術者

土木技術者

建築技術者

氣象技術者

航空機搭乗員

金屬試驗工

實 驗 工

機械検査工

レンズ検査工

試 運 轉 工

分 析 工

- 二二 炭坑坑内ニ於テ主トシテ石炭又ハ亞炭ノ運搬作業ニ従事スルヲ業トスルモノ (坑内ノ軌道夫ヲ含ム)
- 二三 炭坑坑内ニ於テ支柱作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 二四 炭坑又ハ亞炭坑ニ於テ機械ニ依ル石炭ノ選別作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 二五 礦物ノ採掘又ハ探礦ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ (手掘夫、發破係夫及鑿岩夫ヲ含ム)
- 二六 鑛山坑内ニ於テ支柱作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 二七 鑛山坑内ニ於テ主トシテ礦物ノ運搬作業ニ従事スルヲ業トスルモノ (坑内ノ軌道夫ヲ含ミ坑外ノ運搬ノミニ従事スルモノヲ除ク)
- 二八 鑛山ニ於テ機械ニ依ル礦物ノ選別作業ニ従事スルヲ業トスルモノ (大割夫ヲ含ム)
- 二九 石油山ニ於テ鑿井又ハ汲油ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 三〇 洗礦又ハフエロアロイノ精鍊作業 (熱風爐操作ヲ含ム) ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 三一 鋼ノ精鍊作業 (造塊及焙燒ノ作業ヲ含ム) ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 三二 非鐵金屬ノ濕式精鍊、乾式精鍊又ハ電氣精鍊ノ作業 (造塊作業ヲ含ム) ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 三三 鑄物用又ハ合金用ノ金屬熔融作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 三四 金屬加熱爐ノ操作ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 三五 金屬ノ鍛、練、棒、管、條、板又ハダイヤノ製造ノ爲機械ニ依ル金屬ノ壓延、伸張、引拔、押出等ノ加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 三六 鐵、鋼又ハ其ノ他ノ金屬ノ鑄造作業 (ダイカスト鑄造作業ヲ含ム) ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 三七 鍛冶又ハ鍛造ノ作業 (プレスニ依ル火造作業ヲ含ミ且農具鍛冶、金具鍛冶、車鍛冶、刃物製造鍛冶ヲ除ク) ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 三八 金屬ノ鋸入、鋸鈍、燒戻、燒準、滲炭、窒化等ノ熱處理作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

採炭夫	坑内運炭夫	炭坑支柱夫	探礦夫	鑛山支柱夫	坑内運炭夫	機械選炭夫	石油鑿夫	精鍊鋼工	製鋼工	非鐵金屬精鍊工	金屬熔融工	操爐工	壓延物工	鑄物工	鍛冶工	熱處理工
-----	-------	-------	-----	-------	-------	-------	------	------	-----	---------	-------	-----	------	-----	-----	------

- 三九 現圖展開作業又ハ型板取 (現圖木型作) 作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 四〇 船體用鋼材ノ撓曲又ハ成形ノ作業 (機械ニ依ル厚板ノ撓曲作業ヲ含ム) ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 四一 鋸燒、當盤、鋸打等ノ鋸鋸作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 四二 コーキング又ハ水油防材挿入ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 四三 電氣又ハガスニ依ル金屬ノ熔接又ハ燒切ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 四四 汽爐、水槽、煙突、復水器等ノ鋼板製品ノ加工組立作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 四五 剪斷機ニ依ル金屬切斷作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 四六 造船ニ於テ現圖木型ニ依ル寫書又ハ鋼材ノ現場取附組立ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ (船臺大工ヲ含ム)
- 四七 主トシテ手作業ニ依ル金屬薄板ノ加工組立作業ニ従事スルヲ業トスルモノ (銅打物職ヲ含ミブリキ職ヲ除ク)
- 四八 主トシテプレスニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 四九 主トシテ艦船用ノ金屬板及管ノ加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 五〇 金屬管ノ加工取附作業ニ従事スルヲ業トスルモノ (鉛工ヲ含ム)
- 五一 鐵材又ハ鋼材ノ加工組立作業ニ従事スルヲ業トスルモノ (第四〇號乃至第五〇號ニ屬スルモノヲ除ク)
- 五二 金屬加工ノ爲寫書及芯出ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 五三 普通旋盤、工具旋盤、卓上旋盤、多數バイト旋盤、複寫旋盤、正面旋盤、豎旋盤、專門旋盤等ノ旋盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 五四 タレット旋盤、自動旋盤又ハ半自動旋盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 五五 中グリ盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 五六 研磨盤、ラツプ盤、豐出盤又ハ砥上盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

現圖工	撓鐵工	鋸打工	鋸燒工	熔接工	製鐵工	剪斷工	鐵木工	板金工	金屬プレス工	銅管工	配管工	鐵書工	寫書工	旋盤工	タレット工	中グリ工	研磨工
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	--------	-----	-----	-----	-----	-----	-------	------	-----

- 五七 ボール盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 五八 平削盤ニ依ル金屬加工業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 五九 型削盤又ハ型削盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 六〇 フライス盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 六一 齒切盤ニ依ル金屬加工業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 六二 工作機械ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(第五三號乃至第六一號ニ屬スルモノヲ除ク)
- 六三 切削工具、剪断工具、セリダシ工具、ゲージ、ジグ、金型、計測器類(度量衡法ニ依ラザルモノ)、ネジ切削用補助工具、其ノ他ノ工具、鋸、鋸又ハ刃物ノ仕上、調整又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 六四 主トシテ鋸、タガネ等ノ手道具ニ依ル金屬品ノ仕上作業(簡單ナル部分品ノ組立作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 六五 電動機、其ノ他ノ電氣機械器具又ハ電氣計器ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 六六 電氣通信用機械器具ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 六七 度量衡器、理學的機械器具、機械的計測器(時計ヲ含ム)、兵器、光學機械器具又ハ其ノ他ノ精密機械器具ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 六八 原動機、工作機械又ハ其ノ他ノ機械器具ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 六九 航空機ノ仕上、組立、修裝、調整又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 七〇 自動車ノ仕上、組立、修裝、調整又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 七一 艦船ノ修裝作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 七二 電線又ハ電纜ノ被覆、鍍裝又ハ被鉛ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

ボール盤工
平削盤工
型削盤工
フライス工
齒切工
特殊機械工
工具仕上工
仕上工
電機組立工
電氣通信機組立工
精密組立工
機械組立工
航空機組立工
自動車工
艦裝工
電線被裝工

- 七三 金屬ノ捻線又ハ合線ノ製造作業(鋼索製造作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 七四 電線コイルノ巻線作業(手巻作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 七五 電氣裝置及器具ノ絶緣被覆作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 七六 手作業、機械作業又ハ化學作用ニ依ル目盛作業(文字書作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 七七 機械ニ依ル製材又ハ製板ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 七八 合板ノ製造作業(薄板製造及薄板膠着ノ作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 七九 鑄物用木型ノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 八〇 艦船、航空機、車輛又ハ其ノ他ノ機械器具ノ木部ノ製造作業(最附作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ(家具職、建具職及指物職ヲ除ク)
- 八一 木造船ノ建造作業(短艇製造作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 八二 硫酸製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 八三 鹽酸製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 八四 硝酸製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 八五 炭酸ソーダ、苛性ソーダ、金屬ソーダ、其ノ他ノソーダ鹽又ハカリ鹽ノ製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 八六 水素、酸素、炭酸ガス、亞硫酸ガス、鹽素酸ガス、鹽化メチレン、鹽化メチル等ノ液化ガス又ハ壓縮ガスノ製造作業(原料ガス發生作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 八七 合成法ニ依ルアンモニア製造ノ化學工程(原料ガス發生及觸媒製造ノ作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 八八 カイバイト製造用電氣爐操作ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 八九 アルミナ及アルミニウムノ製造ノ化學工程(水晶石製造作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ

捻線工
巻線工
絶緣綠工
目盛工
製材工
合板工
木造船工
造船工
硫酸工
鹽酸工
硝酸工
ソーダ工
壓縮ガス工
アンモニア合成工
カイバイト電爐工
アルミニウム製造工

- 九〇 石炭乾溜ニ依ル石炭ガス、コークス又ハタールノ製造作業(石炭ノ低温乾溜作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 九一 發生爐ガス又ハ水性ガスノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 九二 タールノ分溜、精製等ノ方法ニ依ルベンゾール、トルオール、キシロール、ナフタリン、石炭酸等ノ化學製品ノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 九三 染料製造工場ニ於テタール染料又ハ其ノ中間體ノ製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 九四 人造石油製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 九五 石油ノ蒸溜、分解、精製又ハ洗滌ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 九六 動物油脂肪ノ抽出、精製、分解、鹼化又ハ硬化ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 九七 ゴム原料ノ配合、混合等ノ精煉作業(再生ゴムノ製造作業ヲ含ム)、又ハタイヤ、ゴム靴、ゴム底足袋、若ハゴム引防水布ノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 九八 セルロイド、暗酸纖維素又ハ纖維素ニテタルノ製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 九九 製紙用又ハ人絹用ノバルブ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一〇〇 人造絹絲、人造纖維又ハセロファンノ製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ(漂白及洗滌ノ作業ニ従事スルモノヲ除ク)
- 一〇一 顔料、オイル油又ハワニスノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一〇二 火藥類又ハ化學兵器ノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(マツチ製造作業ニ従事スルモノヲ除ク)
- 一〇三 彈ノ火藥又ハ火工兵器ノ加工、裝填又ハ修理ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一〇四 炭素電極ノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一〇五 蓄電池、濕電池又ハ乾電池ノ製造又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(光電池製造作業ニ従事スルモノヲ除ク)
- 一〇六 セメント、陶磁器又ハ耐火煉瓦ノ燒成作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一〇七 金屬又ハガラスノ熔融用ルツボノ製造又ハ修理ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

石炭乾溜工
ガス發生爐工
タール分溜工
染料工
人造石油工
石油工
油工
ゴム工
セルロイド工
バルブ工
人絹工
顔料工
火工
火工
電工
電工
蓄電池工
ルツボ工

- 一〇八 光學ガラス、銅ガラス、硬質ガラス、フィルムター、安全ガラス等ノ特殊ガラスノ製造作業(ガラスノ熱處理作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一〇九 レンズ、プリズム、レベル、反射鏡、船舶信號用ガラスノ荒摺、研磨、芯取等ノ作業又ハバルサム作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一一〇 蒸氣機關車ノ運轉ニ従事スルヲ業トスルモノ(助手ヲ含ム)
- 一一一 内燃機關車(ディーゼル動車及ガソリン動車ヲ含ム)ノ運轉ニ従事スルヲ業トスルモノ(助手ヲ含ム)
- 一一二 電車又ハ電氣機關車ノ運轉ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一一三 自動車ノ運轉ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一一四 飛行場ニ於テ航空機及其ノ附屬品ノ點檢、分解、調整、補修、手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一一五 有線電信ノ發受信操作ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一一六 無線電信ノ發受信操作ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一一七 發動機ヲ有スル二十噸以上三十噸未満ノ漁船ノ操從又ハ運轉ニ従事スルヲ業トスルモノ(船員手帳又ハ海技免狀ヲ有スル者ヲ除ク)
- 一一八 製圖又ハ寫圖ノ技術的作業(設計ノ補助作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一一九 作業企畫、作業研究又ハ單價若ハ原價ノ計算ノ技術的業務ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一二〇 電氣通信線路(空中線ヲ含ム)ノ建設、保繕又ハ屋内配線工事ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一二一 電氣通信用機械器具ノ設備又ハ保繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一二二 電線架設、電路敷設、保線、屋内配線工事又ハ送配電ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一二三 電氣機械ノ据附又ハ運轉ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一二四 汽罐ノ罐蓋又ハ取扱ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一二五 原動機、機關、ポンプ又ハ機械ノ運轉又ハ保繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

特殊ガラス工
光學ガラス工
蒸氣機關車運轉手
電車運轉手
自動車運轉手
航空機整備員
有線電信通信士
無線電信通信士
漁船運轉手
製圖手
企畫手
通信工
電信工
電力工
電力工
汽罐運轉工
機械運轉工

- 一三〇 塗料ニ依ル塗裝、吹附又ハ燒附ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 一三一 帆、索具、防舷物等ノ船具ノ製造、修繕又ハ取附ノ作業(鑄及鎖ノ取附作業ヲ含ム)ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 一三二 裝蹄ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 一三三 氣象觀測又ハ其ノ他ノ氣象業務ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 一三四 潜水服ヲ着用シテ行フ水中作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 二 引續キ三月以上一年未滿前號ノ職業ニ從事シテ本令公布ノ日以後ニ於テ其ノ職業ヲ罷メ其ノ職業ヲ罷メタル日ヨリ六月ヲ經過セザル者
- 三 引續キ一年以上第一號ノ職業ニ從事シテ其ノ職業ヲ罷メ其ノ職業ヲ罷メタル日ヨリ五年ヲ經過セザル男子
- 四 引續キ一年以上第一號ノ職業ニ從事シテ本令公布ノ日以後ニ於テ其ノ職業ヲ罷メ其ノ職業ヲ罷メタル日ヨリ五年ヲ經過セザル女子
- 五 左ニ掲グル學校ニ於テ左ニ掲グル學科ヲ修メ其ノ學校ヲ卒業シタル者
 - 一 大 學
 - イ 大學ノ工學部及理工學部
 - ロ 旅順工科大学

起重機ノ運轉ニ從事スルヲ業トスルモノ

起重機運轉工

熔鑪爐、平爐、熔融爐、加熱爐、窯業用窯其ノ他ノ工業用爐窯又ハ汽罐煉瓦積部分ノ築造又ハ修築ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

築 爐 工

保溫材取附作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

保 溫 工

メツキ、ボンデライト、パーカライチンク、メタニウム又ハセラダイスノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

メ ッ キ 工

塗料ニ依ル塗裝、吹附又ハ燒附ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

塗 裝 工

帆、索具、防舷物等ノ船具ノ製造、修繕又ハ取附ノ作業(鑄及鎖ノ取附作業ヲ含ム)ニ從事スルヲ業トスルモノ

網 具 工

裝蹄ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

裝 蹄 工

氣象觀測又ハ其ノ他ノ氣象業務ニ從事スルヲ業トスルモノ

氣 象 手 工

潜水服ヲ着用シテ行フ水中作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

潛 水 夫 工

引續キ三月以上一年未滿前號ノ職業ニ從事シテ本令公布ノ日以後ニ於テ其ノ職業ヲ罷メ其ノ職業ヲ罷メタル日ヨリ六月ヲ經過セザル者

引 續 日 工

引續キ一年以上第一號ノ職業ニ從事シテ其ノ職業ヲ罷メ其ノ職業ヲ罷メタル日ヨリ五年ヲ經過セザル男子

引 續 日 工

引續キ一年以上第一號ノ職業ニ從事シテ本令公布ノ日以後ニ於テ其ノ職業ヲ罷メ其ノ職業ヲ罷メタル日ヨリ五年ヲ經過セザル女子

引 續 日 工

學 校

一 大 學

- イ 大學ノ工學部及理工學部
- ロ 旅順工科大学

二 專 門 學 校

- イ 工業及鑛業ニ關スル專門學校
- ロ 朝鮮及臺灣ノ工業及鑛業ニ關スル專門學校
- ハ 南滿洲工業專門學校
- ニ 農林業ニ關スル專門學校

三 實 業 學 校

イ 工業學校(大正十一年文部省令第五號二種以上ノ實業學校ノ學科ヲ置ク學校ニ關スル規程第一條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム)並朝鮮及臺灣ノ工業學校(大正十一年朝鮮總督府令第九號實業學校規程第四條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム)ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ

- 1 尋常小學校卒業程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ五年以上トスルモノ
- 2 高等小學校卒業程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ三年(夜間授業ノモノニ在リテハ四年)以上トスルモノ
- 3 前二號ト同等以上ノモノ
- 4 工業學校規程第十一條ノ二又ハ臺灣公立工業學校規則第四條ノ規定ニ依リ設ケタル第二部

四 各 種 學 校

工業學校ニ準ズベキ私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ修業年限ヲ一年以上トスルモノ又ハ之ト同等以上ノモノ

學 科

一 大 學

- イ 機械工學科(北海道帝國大學工學部第三部類ヲ含ム)
- ロ 船舶工學科(造船學科ヲ含ム)
- ハ 航空學科

- ニ 造兵學科
- ホ 電氣工學科 (北海道帝國大學工學部第四部類ヲ含ム)
- ヘ 應用化學科 (工業化學科、化學工業科、染料化學科及電氣化學科ヲ含ム)
- ト 探鑛冶金學科 (鑛山及冶金學科、探鑛學科、冶金學科、金屬工學科、應)
- チ 火藥學科 (金屬學科及北海道帝國大學工學部第二部類甲ヲ含ム)
- リ 燃料化學科 (北海道帝國大學工學部第二部類乙ヲ含ム)
- ヌ 土木工學科
- ル 建築學科
- ヲ 窯業科
- イ及ホ乃至トノ學科ノ中早稻田大學ノ工業經營分科ハ之ヲ除ク
- 二 專門學校 (專門學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ三年以上トスルモノヲ含ム)
 - イ 造船工學科 (精密機械科、機械科、鑛山機械科ヲ含ム)
 - ロ 造船工學科
 - ハ 航空工學科
 - ニ 電氣工學科 (電氣科ヲ含ム)
 - ホ 應用化學科 (電氣化學科及製藥化學科ヲ含ム)
 - ヘ 探鑛冶金學科 (探鑛學科、鑛山工學科、鑛山學科、冶金學科、冶金工學科及探炭工學科ヲ含ム)
 - ト 燃料學科
 - チ 窯業科
 - リ 土木工業科
 - ヌ 建築學科
 - ル 農藥化學科
- 三 工業學校 (大正十年文部省令第五號二種以上ノ實業學校ノ學科ヲ置ク學校ニ關スル規程第一條又ハ大正十一年朝鮮總督府令

- 第九號實業學校規程第四條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノ並專門學校及實業學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ一年以上三年未滿トスルモノ並之ト同等ノモノヲ含ム)
 - イ 機械科 (機械工作科、精密機械科、精密機械工作科、計器科、原動機科、探鑛機械科、電氣機械科)
 - ロ 造船科 (電氣科、電氣機械工作科、機械電氣科、化學機械科其ノ他機械科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
 - ハ 航空科 (機體製作科及航空機關科ヲ含ム)
 - ニ 電氣科
 - ホ 應用化學科 (工業化學科、化學工業科、電氣化學科其ノ他應用化學科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
 - ヘ 探鑛冶金科 (探鑛科及冶金科、鑛工冶金科、假工冶金科、其ノ他之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
 - ト 土木建築科 (土木科、建築科ヲ含ム)
 - チ 窯業科 (陶器科、製陶科ヲ含ム)
 - リ 塗工科 (家具塗工科ヲ含ム)
- 六 左ニ掲グル技能者養成施設ニ於テ所定ノ課程ヲ修了シタル者
 - 一 國立又ハ公立ノ機械工養成施設ニシテ中學校卒業程度ヲ入所資格トシ修業年限ヲ一年以上トスルモノ又ハ之ト同等以上ノモノ
 - 二 國立ノ通信有技者養成施設ニシテ高等小學校卒業程度ヲ入所資格トスルモノ又ハ之ト同等以上ノモノ
 - 三 社團法人電信協會管理無線電信講習所 (大正十三年以後ノ修了者ニ限ル)
- 七 左ニ掲グル檢定若ハ試驗ニ合格シタル者又ハ左ニ掲グル免許ヲ受ケタル者
 - 一 實業學校卒業程度檢定規程ニ依ル工業學校卒業程度ノ檢定
 - 二 航空法第十六條ノ規定ニ依ル考査
 - 三 電氣事業主任技術者資格檢定規則ニ依ル電氣事業主任技術者ノ資格檢定
 - 四 瓦斯事業法施行規則第四十五條ノ規定ニ依ル檢査
 - 五 就礦火藥類取締法施行細則第四條又ハ第六條ノ二ノ規定ニ依ル檢査
 - 六 蒸氣瓦斯及液化瓦斯取締法施行令第十一條ノ規定ニ依ル檢査

一、勞務調整令

- 七 無線通信士資格檢定規則ニ依ル無線通信士ノ檢定
- 八 汽罐取締令ニ依ル汽罐士免許
- 九 裝蹄師試驗規則ニ依ル裝蹄師試驗
- 一〇 自動車取締令ニ依ル自動車運轉者免許
- 一一 電氣工事人取締規則ニ依ル電氣工事人ノ免許
- 一二 電話規則第四十條ノ規定ニ依ル資格認定
- 一三 機械技術者檢定令ニ依ル檢定

(附表二)

四、勞務調整令第七條第二號ノ指定事業及指定者

○指定事業

- 一 鑛業及砂鑛業(湯ノ花採取業ヲ除ク)
- 二 土石採取業ニシテ左ニ掲グルモノ
 - 一 アルミニウム原鑛採取業
 - 二 石灰石、工業用特殊陶磁器原料、耐火材料(珪石、珪藻土、プロマイドヲ含ム)及石棉採取業
 - 三 螢石及雲母採取業
 - 四 土砂採取業
- 三 金屬工業ニシテ左ニ掲グルモノ
 - 一 金屬精鍊業及材料品製造業
 - 二 鑄物業
 - 三 鍍金業(亞鉛メッキ及錫メッキ業以外ハ軍需用ノモノニ限ル)
 - 四 其ノ他ノ金屬工業ニシテ左ニ掲グルモノ
 - イ 鍍銀製造業
 - ロ パネ製造業
 - ハ 鋼索製造業
 - ニ 金網製造業(軍需用ノモノニ限ル)
 - ホ ボルトナット、座金及鎖製造業
 - ヘ 釘類製造業

- ト 針金類製造業
- チ 金屬板製品(ドラム罐五ガロン用ブリキ罐及軍需用ノモノニ限ル)製造業
- リ 建築用家具用金物製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- ロ 金屬製建具、家具類製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- ル 建築、橋梁、鐵塔等ノ建設材料製造業
- ヲ 蹄鐵及釘製造業
- ワ 火造(鍛冶)業
- カ 金屬切斷業(軍需用ノモノニ限ル)
- コ 熔接業
- ク 其ノ他ノ金屬製品製造加工業(軍需用ノモノニ限ル)
- 四 機械器具工業ニシテ左ニ掲グルモノ
 - 一 原動機械製造業(陸用圓錐及軍需、生擴用以外ノ重油機械製造業ヲ除ク)
 - 二 電氣機械器具類(扇風器ハ軍需用ノモノニ限ル)製造業
 - 三 無線及有線通信機械器具製造業(鐵道信號安全裝置及部分品製造業ヲ含ム)
 - 四 電線及電纜製造業
 - 五 電池製造業(乾電池製造業ハ軍需生擴附帶用ニ限ル)
 - 六 工作機械器具製造業
 - 七 探鑽、選礦及精鍊用機械器具製造業
 - 八 化學工業用機械器具製造業(製紙機械器具製造業ヲ除ク)
- 九 瓦斯發生裝置製造業及鑄造機械製造業
- 一〇 ミシン業製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- 一一 鐵道車輛製造業(內燃動車製造業ハ軍需用ノモノニ限ル)
- 一二 自動車製造業
- 一三 自轉車及其ノ他ノ車輛製造業
- 一四 船舶製造業
- 一五 航空機、航空機部分品及附屬品製造業
- 一六 運搬機械製造業
- 一七 ポンプ、水壓機、送風機及氣體壓縮機製造業
- 一八 特殊濾水機製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- 一九 農業用機械器具製造業
- 二〇 土木建築用器具製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- 二一 計測器類製造業ニシテ左ニ掲グルモノ
 - イ 度量衡器製造業(軍需用ノモノニ限ル)
 - ロ 寒暖計製造業(軍需用ノモノニ限ル)
 - ハ 體溫計製造業
 - ニ 電氣計器製造業
 - ホ 計壓器類製造業
 - ヘ 其ノ他ノ計器製造業
- ト 時計(電氣時計ヲ除ク)製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- チ 測量用機械器具製造業(製圖用機械器具製造業ヲ含ム)

- リ 試験及検査用機械器具製造業
- 二二 學術及醫療機械器具製造業
- 二三 光學機械器具製造業(寫真機類製造業ハ軍需用ノモノニ限ル)
- 二四 照用用機械器具製造業(電球製造業以外ハ軍需用及鏡山用ノモノニ限ル)
- 二五 銃砲、彈丸、兵器類製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- 二六 其ノ他ノ機械器具工業ニシテ左ニ掲グルモノ
 - イ 事務用機械製造業(軍需用ノモノニ限ル)
 - ロ 瓦斯器具製造業(軍需用ノモノニ限ル)
 - ハ 鑄及コック製造業
 - ニ 軸受(寶石類ヲ以テ製造シタルモノヲ含ム)製造業
 - ホ ベルト車、車輪及車軸製造業
 - ヘ イ乃至ホ以外ノ部分品及附屬品製造業(軍需用ノモノニ限ル)
 - ト 其ノ他ノ機械器具製造業(軍需用ノモノニ限ル)
 - チ 齒車製造業
 - ニ七 機械器具裝置業
- 五 化學工業ニシテ左ニ掲グルモノ
 - 一 製藥業
 - 二 工業藥品製造業ニシテ左ニ掲グルモノ
 - イ ソーダ製造業

- ロ 硫酸製造業
- ハ 燐製造業
- ニ 壓縮瓦斯製造業
 - (酸素、水素、鹽素、アセチレン、アンモニヤ、窒素、臭素以外ハ軍需用ノモノニ限ル)
- ホ カーバイト製造業
- ヘ 鹽酸製造業
- ト 晒粉製造業
- チ 重クロム酸ソーダ、重クロム酸カリ及過マンガン酸カリ製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- リ 鹽素酸ソーダ、鹽素酸カリ及苛性カリ製造業
- ヌ 芒硝、硫化ソーダ、二硫化炭素製造業(輸出用ノモノヲ除ク)
- ル 石炭酸、サルチル酸、醋酸製造業
- ラ アルコール(含水)、ブチルアルコール製造業
- ワ アセトン、ホルマリン、エーテル及グリセリン製造業
- カ グリコール製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- コ ヨード、ヨードカリ及鹽化カリ製造業
- タ 硝石(合成硝石ヲ含ム)人造水晶石及硝安製造業
- レ シアンナトリウム及シアンカリ製造業
- ソ 合成ベンゾール、合成トルオール、合成ゴム、合成硝酸、メタノール及其ノ他ノ合成化學工業藥品製造業

- 三 製鹽業
- 四 染料及中間物製造業(天然染料及硫化染料製造業ハ軍需用ノモノニ限ル)
- 五 塗料製造業(船底塗料製造業以外ハ軍需用及生擴用ノモノニ限ル)
- 六 顏料(カーボンブラック、アセチレンブラック、硫酸バリウム、リトボン、チタン白、軍需用鉛白、軍需用群青、軍需用紺青及ベンガラニ限ル)製造業
- 七 發火物製造業(煙火製造業ヲ除ク)
- 八 礦物油製造業
- 九 植物油類製造業(輸出用ノモノヲ除キ薄荷腦、薄荷油、テレピン油、ミカン油製造業ハ軍需用ノモノニ限ル)
- 一〇 動物油脂製造業(輸出用ノモノヲ除ク)
- 一一 蠟及加工油製造業(木蠟製造業及蠟燭製造業ハ軍需用ノモノニ限ル)
- 一二 ゴム製品類製造業(再生ゴム製造加工業ヲ含ム)
- 一三 バルブ製造業
- 一四 製紙業
- 一五 セロファン紙製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- 一六 セルロイド製造業ニシテ左ニ掲グルモノ
 - イ セルロイド素地製造業

- ロ ベンチルセルローズ製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- ハ チアセルローズ製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- 一七 化學纖維製造業
- 一八 肥料製造業
- 一九 皮革製造業(鯨革及鯨革製造業以外ハ軍需用ノモノニ限ル)
- 二〇 石鹼(化粧品ヲ除ク)製造業
- 二一 左ニ掲グル諸化學工業
 - イ 人造レヂン素地及製品製造業(有機ガラス製造業ヲ含ム)
 - ロ バルカナイズドファイバー製造業
 - ハ リノリウム製造業(軍需用ノモノニ限ル)
 - ニ 防水布擬革布類製造業(軍需用ノモノニ限ル)
 - ホ 建築用防水紙及防水布製造業(軍需用ノモノニ限ル)
 - ヘ フィルム、乾板類製造業
 - ト タンニン製造業
 - チ 糊料製造業(膠及セラチン製造業ニ限ル)
 - リ 殺蟲劑及防腐劑製造業
 - ヌ 研磨材料及研磨用品製造業
 - ル 炭素製品製造業
 - ワ コークス製造業
 - カ 化學兵器製造業
 - カ 高級燃料類製造業(軍需用ノモノニ限ル)

其ノ他ノ化學製品製造業(活性炭及木炭以外ハ軍需用ノモノニ限ル)

六 瓦斯業及電氣業

七 水道業

窯業及土石加工業ニシテ左ニ掲グルモノ

一 電氣用、醫療用、耐酸用及耐熱用陶磁器製造業

二 陶管製造業

三 光學ガラス、安全ガラス、石英ガラス及電氣用、醫療用、耐酸用若ハ耐熱用ガラス並ニ板ガラス製品製造業

四 セメント製造業

五 煉瓦及耐火物製造業

六 屋根瓦製造業

七 石灰製造業

八 玻璃磁器製造業(軍需用ノモノニ限ル)

九 其ノ他ノ窯業製品製造業(軍需用ノモノニ限ル)

一〇 セメント製品製造業(軍需用ノモノニ限ル)

一一 石棉製品製造業(軍需用及生擴附帶用ノモノニ限ル)

九 紡績工業ニシテ左ニ掲グルモノ

一 製絲業(生絲製造業ニ限ル)

二 紡績業(絹絲紡績業、絹絲紡績業、麻絲紡績業、毛絲紡績業及ステープルファイバー紡績業ニ限ル、但輸出用ノモノヲ除ク)

三 綿及絹紡績業

四 織物業ニシテ左ニ掲グルモノ

イ 純綿織物製造業

ロ 混紡綿織物製造業

ハ 絹織物製造業(輸出用ノモノヲ除ク)

ニ 人造絹絲トノ交織絹織物製造業(輸出用ノモノヲ除ク)

ホ 麻織物製造業

ヘ 純毛織物製造業

ト 混紡毛織物製造業

チ 人絹織物製造業

リ 交織人造絹織物製造業

ヌ ステープルファイバー織物製造業

五 メリヤス案地編立業

六 メリヤス製品製造業

七 絲組物製造業

八 綿製造業(真綿製造業ハ軍需用ノモノニ限ル)

九 染色及整理業ニシテ左ニ掲グルモノ

イ 機械染色業

ロ 無地染色業

ハ 布染晒整理業

一〇 フェルト製造業(軍需用ノモノニ限ル)

一一 蒲短絨維製造業

一二 裁縫業

一〇 製材及合板業(輸出ノモノヲ除ク)

一一 コルク製品製造業(軍需用ノモノニ限ル)

一二 鑄物用木型製造業

一三 食料品工業ニシテ左ニ掲グルモノ

一 精製業

二 製粉及澱粉製造業

三 製糖業

四 醸造業(醬油、味噌、食酢、和酒及麥酒製造業ニ限ル)

五 パン(菓子パンヲ除ク)製造業

六 罐詰製造業(輸出用ノモノヲ除ク)

七 罐詰製造業(輸出用ノモノヲ除ク)

八 畜産食料品製造業(煉乳、粉乳、バター其ノ他乳製品及人造バター製造業ニ限ル)

九 水産食料品製造業(乾海苔、佃煮海苔、昆布及昆布製品、細寒天並ニ角寒天製造業ヲ除ク)

一〇 煙草製造業

一一 製氷及冷凍食料品製造業

一二 製麵業

一三 肉エキス製造業

一四 左ニ掲グル諸工業

一 印刷業(兌換銀行券、郵券及官報類印刷業ニ限ル)

二 墨製造業

三 綿、麻、毛及絹製網、繩及網製造業(軍需用、漁業用、及船舶用ノモノニ限ル)

四 皮革製品製造業ニシテ左ニ掲グルモノ

イ 革靴製造業(軍需用ノモノニ限ル)

ロ 馬具製造業

ハ ベルト製造業

五 家畜用配合飼料製造業

六 醫療材料品製造業

七 義肢製造業

一五 物品販賣業ニシテ左ニ掲グルモノ

一 米穀販賣業

二 蔬菜類販賣業

三 鮮魚類販賣業

四 牛乳販賣業

五 薪、炭販賣業

六 石炭、コークス類販賣業

七 新聞發行販賣業

一六 牛馬商

一七 勞務供給業(軍需、生産力擴充、土木建築及運輸通信關係ノモノニ限ル)

一八 銀行業、信託業

一九 無盡業、保險業

二〇 倉庫業

- 二一 冷蔵倉庫業
 - 二二 運輸業ニシテ左ニ掲グルモノ
 - 一 鐵道(鋼索鐵道ハ平坦線ニ限ル)及軌道業
 - 二 乗合自動車運輸業
 - 三 貨物自動車運輸業
 - 四 小運送業(小運送業法ニ依ル小運送業ニ限ル)
 - 五 港灣運送業
 - 六 船舶運送業
 - 七 航空輸送業
 - 二三 通信事業(郵便物遞送請負業ヲ含ム)
 - 二四 土木建築業
 - 二五 教育(學校、圖書館及博物館ニ限ル)事業
 - 二六 醫療衛生事業ニシテ左ニ掲グルモノ
 - 一 醫 業
 - 二 浴場業
 - 三 清掃業
 - 二七 海難船舶救助事業
 - 二八 學術研究事業
- 指 定 者
- 一 市町村及之ニ準ズルモノ
 - 二 神 社
 - 三 水利組合及北海道土功組合

- 四 特別ノ法律又ハ勅令ニ依リ設置セラレタル團體
- 五 民法第三十四條ノ規定ニ依ル法人
- 六 法令ニ依リ物資ノ配給ノ統制ニ關スル業務ヲ行フ者

第二 告示・通牒・其他

◎結核ニ關スル集團檢診規準

一、檢診方法

- 1、被檢全員ニ對シツベルクリン皮内反應ヲ施行ス、但シ既ニ陽性ナルコト明カナル者ニ對シテハ更メテ施行ノ要ナキモノトス
- 2、陽性者及疑陽性者全員ニ對シテハ原則トシテX線間接撮影(止ムヲ得ザレバ透視)ヲ施行ス、但シ場合ニ依リテハツベルクリン皮内反應ト共ニ被檢全員ニ對シ施行スルモ可ナリ
- 3、X線間接撮影又ハ透視ニ依リ病變又ハ其ノ疑アル者ニ對シテハ更ニX線直接撮影、赤沈検査、聽打検査ヲ施行シテ病變ヲ明カニシ且ツ病變アル者ニ付テハ結核菌染色ヲセル塗抹標本又ハ結核菌培養ニ依リ菌ノ有無ヲ決定ス
- 4、以上各種検査施行中診視其ノ他ニ依リ肺以外ノ結核ノ發見ニ努ム

第二 告示・通牒・其他

二、檢診回数

年一回以上トス、但ツベルクリン皮内反應陰性者及疑陽性者ニ對シテハ原則トシテ五ヶ月ヲ經過シ七ヶ月ヲ超エザル期間内ニ於テ再ビ健康診斷ヲ繰リ返ス

三、檢診ニ依ル被檢者ノ分類

(一) 診斷上ノ分類

- 1、未感染者
 - ツベルクリン皮内反應陰性者
 - ツベルクリン皮内反應疑陽性ニシテ現在又ハ既往ニ於テ結核病變ヲ認メザル者
- 2、既感染健康者
 - ツベルクリン皮内反應陽性轉化後一ケ年以上ヲ經過シテ結核病變ヲ認メザル者
 - 既往ニ結核病變ヲ有スルモ完全治癒ト認メラルル者
- 3、結核發病ノ虞アル者
 - 陽性轉化發見後一ケ年以内ノ者
 - 肋膜炎恢復後一ケ年以内ノ者

四五七

結核ヲ疑ハシムル陰影消失後一ケ年以内ノ者

4、結核患者

イ 非活動性患者

ロ 活動性患者 非開ク性患者

開放性患者

(二) 指導上ノ分類

1、健康者

未感染者

既感染健康者

2、要注意者

結核發病ノ虞アル者

結核患者ニシテ當分ノ間作業勤務等ニ加減ヲ加ヘ生活

様式ヲ注意スルコトニ依リ全快シ得ル見込ノ者

3、要休養者

結核患者ニシテ作業勤務ヲ一時休止シ療養スルコトニ

依リ全快シ得ル見込ノ者

4、要療養者

結核患者ニシテ療養ヲ行フモ恢復シ得ルマデニ相當時

日ヲ要スル見込ノ者

【備考】 ツベルクリン皮内反應實施要領

一、舊ツベルクリン二千倍液 ○・一ㄆヲ前膊内側皮内ニ注

射ス

二、注射後四十八時間ニ於テ發赤部短徑ニ依リ次ノ如ク判

定ス

四耗以下

五耗以上九耗以下

一〇耗以上

陰 生

疑陽生

陽 性

【參 考】 ツベルクリン皮内反應に就いて

一、ツベルクリン皮内反應検査術式

使用「ツベルクリン」液と注射量

日本藥局方ツベルクリン(舊ツベルクリン)二千倍稀釋

液(原液を二千倍に○・五%石炭酸加生理的食鹽水で

稀釋したもの)○・一ㄆを皮内に注射する。

注射器

ツベルクリン用注射筒に太さ四分の一乃至五分の一の

注射針を附したものをを用ふる。針と注射筒との間から

液が洩れない事を前以て確めてから煮沸滅菌をなし、

注射液で一回洗つてから使用する。

注射部位

注射部位は左前膊内側を原則とする。但し左側に注射

出来ぬ場合(例へば皮膚病等ある場合)は右側に行ふ。

注射方法

注射部位の皮膚を酒精綿を以て消毒し、その乾くを待

つて前膊を術者の左手で握る型で、注射部位の皮膚に

平行に針尖を刺し入れ、十分に針の孔が皮内に入った

事を確めてから、正確に○・一ㄆ注入する。注射直後

二、ツベルクリン皮内反應の意義と指導

ツベルクリン皮内反應は結核感染の有無を正確に且つ簡

單に診断する方法であるが發病の有無は示さない。

ツベルクリン皮内反應陰性(一)者は結核未感染者なる

事を示し反應陽性(十)者は結核既感染者なる事を示す。

而して反應陽性者と雖も其の大部は健康者にして結核現

症を有する者は其の一部分に過ぎない事は普通であるが

結核發病の有無を決定するには、X線検査等の精密検査

(二次検査)に依らなければならぬ。即ち反應陽性者

は勿論、検査の精確を期する爲反應疑陽性(土)者も全

部二次検査に附する事が必要である。

次に反應の強弱は結核現症の有無及び病症の輕重とは全

然無關係である。

尙診斷目的を以てするツベルクリン皮内注射は、結核未

感染者、既感染者、現症者を問はず無害である。

ツベルクリン反應検査を再検査する場合には反應陽性者は

今後之を反覆して行ふ必要なく反應陰性者及疑陽性者に

對して之を行ふ可きである。

前回、反應陰性なりし者が陽性に轉化せる場合(ツベル

クリン反應陽性轉化)は前回の検査後結核に感染せる事

を示すものにして、従つて陽性轉化者は感染後間もなき

事を示す。而して感染に引續く時期に於ては發病の虞れ

多きが故に陽性轉化者は特に二次検査に於て精密に検査

は直徑八・九耗の血性の丘狀の隆起が出来る。この隆

起の出来ない時は、針が深く入り過ぎて皮下に注入さ

れたものと認む可きで注意しなければならぬ。又注射

後注射部位を揉まない様に注意し、又絆創膏を貼らな

い。注射針は被檢者の變る都度、酒精綿を殘さない程

度に絞つた酒精綿で拭くがよい。

判定時間

反應の判定時間は注射後四十八時間を原則とする。

判定基準と記載方法

注射部位の發赤、硬結、水泡形式等の有無を検し、測

發赤徑

○——四耗

五——九耗

一〇耗以上

陰 性(一)

疑陽性(土)

陽 性(十)

【註】 二重發赤とは中央に濃い境界の判然とした發赤

があり、その周圍に比較的境界の不鮮明な淡い發

赤を認めるものを云ふ。

する必要がある。又ツベルクリン反應陰性者即ち未感染者が農村から都會や工場に行く場合は、初めて結核に感染しその結果反應陽性者即ち既感染者に比し遙かに發病する危険が多いから、特に注意する様指導しなければならぬ。検査者は以上のツベルクリン反應の意義とその重要性を十分理解して被検者や保護者をして徒らに恐怖感を抱かせない様に指導しなければならぬ。

厚生省發職第二九號
昭和十五年三月二十日

厚生省職業部長
厚生省勞動局長

各 地 方 長 官 殿

◎本年三月小學校卒業生ノ就職
後ノ輔導ニ關スル件

小學校卒業生ノ就職後ノ輔導ニ關シテハ客年十月十九日發職第七二九號「小學校卒業生ノ職業指導ニ關スル件」通牒ヲ以テ指示致置候處本年度小學校卒業就職者ニ對シテハ左記事項ヲ實施シ就職後ノ輔導ニ關シ一層之ガ徹底ヲ期セラレ度及通牒候

一、就職後ノ輔導ノ目標ハ新職業生活ニ對スル精神並身體ノ順應ニ關スル指導保護ニ置キ之ガ實施ニ當リテハ最モ退轉

ヲ爲スコト、斯ル心理的動搖ハ就職青少年少女ニ於テハ寧ろ普遍的ナル傾向ト認メラルルニ付指導者ハ個別的ノ懇談、心情調査、投書函ノ設置、日誌閱覽等適當ナル方法ヲ講ジテ之ヲ發見指導スルト共ニ同郷者其ノ他適當ナル者數名ニ依ル班ヲ編成シテ各自ノ心情ヲ吐露セシムルト共ニ相互ニ激勵、慰安ヲ行ハシメ尙異常者シキ者ニ對シテハ特殊ノ保護指導ヲ加ヘテ他ノ者ニ對スル惡影響ノ傳播ヲ避クルコト

ハ、新職業生活ニ對スル身體的順應狀態ニ留意シ就職後數ヶ月間ノ健康狀態ニ注意ヲ拂ヒ積極的ニ體位ノ向上ヲ指導シ休日等ハナルベク郊外其ノ他衛生地ニテ十分運動ヲ行ハシムルコト

ニ、職種ノ振分ケハ就職者退轉ノ原因トナル場合尠カラザルニ付其ノ希望ト適性トノ關係ヲ考慮シ、其ノ不一致ナルモノニ就キテハ適職從業ノ重要性ヲ強調スルト共ニ該當職種ニ關スル興味ヲ誘導スル等極力之ヲ指導シ居ル上出來得ル限り適職ニ就業セシムルコト

ホ、就職者ノ私生活ニ付テハ個別的ニ留意シ特ニ寄宿舎ノ設備ナキ場合ハ其ノ生活方法ヲモ指導シテ經濟上ノ不安ヲ除カシムルト共ニ浪費ヲ戒メ貯蓄獎勵ノ方途ヲ講ズルコト

ハ、就職者ノ職業生活ノ狀況ニ付就職直後及適當ナル時期ニ工場並ニ就職者ヨリ之ヲ家庭、母校ニ報告文通セシム

第二 告示・通牒・其他

職ノ多キ就職後三、四ヶ月ニ重點ヲ置クコト

二、就職地ノ府縣及職業紹介所ハ事業場ニ出張シテ就職者ニ付勤務並生活狀況ノ調査、精神指導、勤績獎勵等ヲ行フト共ニ工場又ハ事業場ニ於ケル輔導狀況ヲ觀察シテ適宜之ヲ指導シ其ノ結果ヲ職業相談原票ニ記入スルコト

尙府縣及職業紹介所勤務ノ職業指導關係技術職員ハ能フ限リ工場又ハ事業場ニ出張シテ其ノ作業方法、作業環境、所要性能等ヲ調査シ就職者ノ心理又ハ身體狀況ニ付異常又ハ罹病者ニ對スル保護方法、其ノ他適當ナル輔導方法ヲ雇主ニ講セシムルコト

右輔導ノ結果ハ之ヲ取纏メテ厚生省並供給地ノ關係府縣及職業紹介所ニ通報スルコト

三、供給地ノ府縣及職業紹介所ハ就職スベキ青少年少女ニ對シ就職ニ關スル適當ナル指導ヲ爲スト共ニ文書等ニ依リ自ラ又ハ父兄、母校ヲ通ジテ就職後及適當ナル時期ニ就職青少年少女ニ對シ勤績獎勵ノ爲激勵方法ヲ講ズルコト

四、就職地ノ府縣及職業紹介所ハ小學校卒業生ノ就職時期ニ豫メ工場關係者ヲ集合セシメ就職後ノ輔導ニ關スル協議ヲ爲シ次ノ諸點ニ考慮ヲ拂ハシムルコト

イ、新規就職者ニ對シ特ニ指導者ヲ定メ就職後ノ輔導ノ任ニ當ラシムルコト

ロ、就職時並ニ就職直後ニ於ケル青少年少女ノ心理的動搖性(興奮、沈鬱、孤獨、郷愁、不安、不満等)ニ對スル指導

ルコト

五、就職地ノ職業紹介所ハ昭和十五年六月末日現在ニ於ケル就職者ノ勤績狀況ヲ別記様式ニ依リ七月十日迄ニ工場ヨリ報告セシメ職業紹介所ハ其ノ概況並ニ職業紹介所ノ實施セル輔導狀況ヲ同月二十五日迄ニ道府縣廳ニ報告シ道府縣廳ハ之ヲ取纏メテ同月末日迄ニ厚生省ニ報告スルコト

◎國民學校修了者職業紹介要領中
一部改正ニ關スル通牒

厚生省發職第八四〇號
昭和十七年八月三十一日

厚生省職業局長

各 地 方 長 官 殿

○國民學校修了者職業紹介要領中一部
改正ニ關スル件

國民學校修了者ノ職業紹介要領ニ關シテハ昭和十六年十月二十七日發職第六八九號ヲ以テ及通牒置候處勞務調整令及同施行規則並ニ職業紹介規程ニ基キ今同右要領中一部左記ノ通改正致候條御了知ノ上可然御處理相成度

追而右要領ニ依ル様式ヲ別紙ノ通改正致候之ガ取扱ニ當リテハ特ニ過誤ナキヲ期セラレ度爲念

四六一

記

- 一、一號ヲ削除
- 二、四號中「様式第二號」ヲ「様式第一號」ニ改ム
- 三、四號ノ次ニ左ノ二號ヲ加フ
國民職業指導所求人者ニ對シ求人割當數ヲ別紙様式第二號ニ依リ通報スルコト
求人要領ハ別紙様式第三號ニ依リ求人者ヲシテ之ヲ作成セシムルコト
- 四、五號乃至十二號ヲ削除
- 五、十三號ヲ左ノ如ク改ム
求職ノ申込ヲ受理シタルトキハ職業相談票ニ登録スルコト
- 六、十四號ヲ削除
- 七、十六號ヲ左ノ如ク改ム
紹介ノ時期ハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外左ノ通トスルコト
- 八、十八號ヲ左ノ如ク改ム
第一種求人 一月以降
第二種求人及第三種求人 二月中旬以降
- 九、二十號ヲ左ノ如ク改ム
紹介員數ハ供出割當數ノ十二割以内トスルコト但シ陸海軍ハ此ノ限ニ在ラザルコト
供出割當數以上紹介シタル場合ト雖モ供出割當數ヲ超エ

採用セシメザルコト

- 九、二十號、二十一號ヲ削除
- 十、二十三號一項ニ左ノ但書ヲ加フ
但シ國道府縣ニ付テハ此ノ限ニ在ラザルコト
- 十一、二十七號及二十八號ヲ削除
【備考】各號ノ順序ハ削除及加入セル各號ニ依リ順次繰上及繰下スルコト

○國民學校修了者職業紹介要領

- 一、求人申込ノ受理ニ際シテハ左ニ依リ内容ヲ審査シ求人申込數ニ付是正ヲ要スルモノハ査定ヲ加ヘ受理スルコト、但シ第一種求人ニ付テハ査定ヲ爲サズ之ニ關スル意見ヲ求人申込書ノ四ノ「其ノ他參考トナルベキ事項」欄ニ記載シ置クコト
- イ、昭和十六年十月八日職發第六三八號厚生省職業局長並ニ勞動局長ヨリ各地方長官宛「男子青少年ノ使用ヲ制限シ女子ヲ使用スベキ職種ニ關スル件」通牒ニ記載セル職種ニ該當スル男子申込數ニ付テハ特別ノ事情ナキ限成ルベク女子ニ之ヲ變更セシムル様指導スルコト
- ロ、略
- ハ、略
- ニ、略
- ホ、略

- 一、採用地域遠隔地ニ亙ル求人ノ申込數ニ付テハ前各項ニ依ルノ外宿舍ノ收容能力ヲ考慮ノ上收容可能ノ限度ニ止メシムルコト
- ト、募集地域ニ付テハ從來國民學校修了者ヲ採用セル地域ニ依ラシメ差支ヘナキコト
- 二、國民職業指導所前號ニ依リ求人ノ申込ヲ受理シタルトキハ求人申込數ヲ様式第一號ニ依リ十月十日迄ニ所轄道府縣ニ報告スルコト
- 尙第一種求人ニ付テハ其ノ際申込書寫一通ヲ添付スルコト
- 三、道府縣前號ノ報告ヲ受ケタルトキハ求人申込數ヲ様式第一號ニ依リ十月二十日迄ニ厚生省ニ報告スルコト、尙第一種求人ニ付テハ其ノ際求人申込書寫一通ヲ添付スルコト
- 四、國民職業指導所ハ求人者ニ對シ求人査定數ヲ別紙様式第二號ニ依リ通報スルコト
- 五、求人要領ハ別紙様式第三號ニ依リ求人者ヲシテ之ヲ作成セシムルコト
- 六、求職ノ申込ヲ受理シタルトキハ職業相談票ニ登録スルコト
- 七、右職業相談票ヲ以テ求職票ニ代フルコト
- 七、紹介ニ當リテハ各求人毎ニ供出割當數ノ完全充足ヲ期スルコトヲ第一義トシ職業相談ノ結果ニ依ル智能力及身體狀況並ニ家庭ノ事情等ヲ考慮シ供出割當數ノ範圍内ニ於テ適材ヲ適所ニ斡旋スル様努ムルコト

第二 告示・通牒・其他

- 八、紹介ノ時期ハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外左ノ通トスルコト
第一種求人 一月以降
第二種求人及第三種求人 二月中旬以降
- 九、紹介ノ日時及場所ニ付テハ供出地道府縣ニ於テ能フ限り求人者ノ希望ヲ考慮ノ上供出地道府縣職業指導所ト協議シ之ヲ定ムルコト
- 十、紹介員數ハ供出割當數ノ十二割以内トスルコト、但シ陸海軍ハ此ノ限ニ在ラザルコト
供出割當數以上紹介シタル場合ト雖モ供出割當數ヲ超エ採用セシメザルコト
- 十一、紹介ハ原則トシテ豫メ指示セル日時、場所ニ求人者若ハ其ノ代理人及求職者ノ出頭ヲ求メ之ヲ行ヒ特別ノ事由アル場合ノ外ハ求人者ヲシテ即日求職者ノ採否決定ヲ爲サシムルコト
- 十二、採用決定者ニ付テハ中途ニ於テ就職ノ取消ヲ爲スガ如キコトナキ様指導スルコト
- 十三、紹介ノ場所ニ於テ要シタル費用（例ヘバ已ムヲ得ザル場合ニ於ケル紹介場借上費、暖房費等）距離、時間等ノ關係

要ト認メラルル場合ニ於ケル求職者ノ紹介場所迄ノ往復旅上必費(實費トシ附添人ニハ支給セズ)、宿泊料(特別ノ事由ニ因リ宿泊ヲ要シタルモノニ限リ一泊三圓以内ノ打切額トシ附添人ニハ支給セズ)及辨當料(一食三十錢乃至五十錢トシ附添人ニハ支給セズ)ハ當該求人者ニ支出セシメ差支ナキコト、但國道府縣ニ付テハ此ノ限ニ在ラザルコト

十四、國民職業指導所ハ他ノ國民職業指導所ノ管内ニ就職シタル者ニ付其ノ職業相談票ノ副本ヲ作成シ之ヲ關係國民職業指導所ニ送付スルコト

十五、他ノ國民職業指導所ノ管内又ハ外地若ハ外國ニ就職セル者ノ輸送、赴任方法ニ付テハ厚生省ニ於テ毎年指示スル方法ニ依リ之ヲ實施スルコト、此ノ場合道府縣及國民職業指導所ハ理由ノ如何ヲ問ハズ之ガ引率旅行ノ爲ニ要スル職員又ハ職員ニ非ザル引率補助者ノ旅費ヲ求人者ニ負擔セシメザルコト

十六、就職者ニ對スル就職後ノ輔導ニ付テハ新職業生活ニ對スル精神並ニ身體ノ順應ニ關スル指導保護ヲ目標トシ昭和十五年三月二十日發職第二九號厚生省職業部長並ニ勞動局長ヨリ各地方長官宛「本年三月小學校卒業就職後ノ輔導ニ關スル件」通牒ノ趣旨ニ依リ之ヲ實施スルコト、尙輔導ノ實施狀況ハ相談票(副本)ニ之ヲ記載スルト共ニ求人地國民職業指導所ニ於テハ隨時其ノ狀況ヲ供出地國民職業指導所ニ通報スルコト

十七、國民職業指導所ハ國民學校修了者ノ取扱狀況其ノ他參考トナルベキ事項ヲ管内ノ國民學校ニ隨時通報スルコト

○中等學校卒業生ノ職業指導ニ關スル通牒

厚生省發職第一五九號
昭和十七年六月一日

厚 生 次 官
文 部 次 官

各道府縣知事殿

○中等學校卒業生等ノ職業指導並ニ職業紹介ニ關スル件

標記ノ件ニ關シテハ昨年六月三日厚生省發職第九〇號ヲ以テ通牒致候處勞務統制強化ノ必要アルニ鑑ミ右通牒中取敢ヘズ左記ノ通變更致候ニ付御了知ノ上之ガ取扱ニ付萬遺憾ナキヲ期セ

追テ從前ノ取扱要領ハ不日改訂ノ上通牒ノ見込ニ付爲念

【記】

一、對象ヲ左ノ通り改ム

第一 中等學校卒業生ノ外中等學校ニ類スル各種學校(養成所、講習所等ヲ含ム)及青年學校(以上ヲ總括シテ學校ト稱ス)ノ卒業生又ハ修了者ヲ對象トス、但シ左ノ學校及學科ヲ修メタルモノヲ除ク

イ、商船學校及海員養成施設
ロ、學校卒業生使用制限令第一條ノ指定學校(同等ノ指定學科ニ限ル)

ハ、中央及部方航空機乘員養成所
ニ、國民學校修了者ヲ入學資格トスル修業年限一ケ年未滿ノ學校

第二 本通牒ハ學校卒業又ハ修了者ニシテ其ノ卒業又ハ修了後三ヶ月ヲ經過セザルモノノ職業紹介ニ付之ヲ適用スルモノトス

二、求職見込調査ヲ左ノ通り改ム
國民職業指導所ハ前項ニ定メタル學校中昭和十七年十二月及昭和十八年三月ヲ卒業又ハ修了期トスル學校ヲ洩レナク調査シ學校當局ト協議會又ハ個別的打合ヲ行ヒ學校ヲシテ十分ナル職業指導ヲ實施セシメタル上就職調査ヲ別紙第一號様式(職業希望者一覽表ヲ添附ノコト)ニ記入ノ上七月末日迄ニ國民職業指導所ニ提出セシムルコト

三、求人申込ヲ左ノ通り改ム
學校卒業又ハ修了者ニシテ昭和十七年十二月及昭和十八年三月ヲ卒業又ハ修了期トスルモノヲ卒業又ハ修了後三ヶ月以

第二 告示・通牒・其他

内ニ採用セントスル求人ノ申込ハ別紙第二號様式ニ依リ(正副二通ヲ要ス)卒業又ハ修了年度ノ六月三十日迄ニ勞務者ノ職業地ヲ管轄スル國民職業指導所ニ之ヲ爲サシムルコト、尙勞務者ノ職業地ガ外地又ハ外國ナル場合求人ノ申込ハ厚生省ニ之ヲ爲サシムルコト

國道府縣ニ於テ學校卒業又ハ修了者ヲ採用セントスル場合モ前項ニ依リ求人ノ申込ヲ爲サシムルモノトス

【附 記】 前記一ノ對象中昭和十七年十二月又ハ昭和十八年三月以外ノ卒業又ハ修了期ノ學校ヲ卒業又ハ修了スル者ノ取扱ニ付テハ別途通牒ス

【備 考】 道府縣國民職業指導所ニ於テ取扱フ學校學科別ハ別紙「中等學校以下ノ學校等ノ學科分類表」ニ依ルコト
尙求人申込書ニ記載スル學校學科別モ右分類表ニ依ル様式人者ヲ指導スルコト

厚生省發職第二四一號
昭和十七年七月二十五日

厚 生 次 官
文 部 次 官

○中等學校卒業生等ノ職業指導並ニ職業紹介ニ關スル件

四六五

標記ノ件ニ關シテハ客月一日厚生省發職第一五九號ヲ以テ通
牒致置候處之ガ取扱ハ別紙「中等學校卒業者等ノ職業指導並ニ
職業紹介ニ關スル取扱要領」ニ依リ萬遺漏ナキヲ期セラレ度

○中等學校卒業者等ノ職業指導並ニ
職業紹介ニ關スル取扱要領

第一 總 則

- 一、本要領ハ中等學校、中等學校ニ類スル各種學校(養成所、講習所等ヲ含ム)及查問學制制ノ青年學校普通科ニシテ教授及訓練時間年一千時間以上ノモノ(以上總括シテ學校ト稱ス)ノ卒業者又ハ修了者ヲ取扱フコト、但シ左ノ學校又ハ學科ヲ卒業又ハ修了シタルモノ及年齡二十年以上ノモノヲ除ク
- イ、商船學校及海員養成施設
- ロ、學校卒業者使用制限令第一條ノ指定學校ノ指定學科
- ハ、中央及地方航空機乘員養成所
- ニ、國民學校修了程度ヲ入學資格トスル修業年限一ケ年未滿ノ學校
- ホ、獸醫手、保健婦、看護婦、產婆、按摩、鍼灸師、理髮師、神官及僧侶ノ學校又ハ學科
- 二、本要領ハ學校卒業者又ハ修了者ニ對スル其ノ卒業(修了)年度ノ翌年六月末日迄ノ間ニ於ケル職業指導並ニ職業紹介ニ付之ヲ適用スルコト、但シ毎年十二月及三月ヲ卒業期又

ハ修了期トスル學校以外ノ學校卒業者又ハ修了者ニ付テハ卒業又ハ修了後三ヶ月以内ニ就職セントスルモノノ職業指導並ニ職業紹介ニ付之ヲ適用スルコト

- 三、道府縣ハ本要領ノ實施ニ付國民職業指導所及關係學校トノ協議會ヲ開催スルコト
- 四、學校ニ於テハ適當ナル週間ニ生徒ニ對シ國民動員ノ趣旨並ニ國民動員計畫產業等ニ付必要ナル知識ヲ與ヘ且上級學校ニ進學セザル生徒ニ對シテハ卒業後直ニ右產業ニ就職スルコトノ緊要ナルコトヲ教授スルコト
- 道府縣ハ右國民動員等ニ關スル資料ヲ學校ニ送付スルコト
- 五、學校ハ左ニ依リ職業相談ヲ實施シ國民職業指導所ハ之ニ協力スルコト
- イ、卒業後就職ヲ適當トスルモノニ對シ國民動員計畫產業ニ就職セシムル指導スルコト
- ロ、農林及水産學校卒業者ハ其ノ學校設立ノ本旨ニ鑑ミ能フ限り之ヲ農林、水産業關係方面ニ就職セシムル様指揮シ、商業學校其ノ他實業學校卒業者ハ之ヲ國民動員計畫產業ノ適當ナル業務ニ就職セシムル様指導シ、又女子學校卒業者ニ對シテハ國民動員ニ於ケル女子勞務ノ重要性ヲ徹底セシメ女子ニ適當ナル職種ヲ選ビ之ニ就業セシムル様指導スルコト(昭和十四年十月十六日職發第七二六號厚生省職業局長、勞動局長連名通牒)

參照)

- 第二 毎十二月及三月ヲ卒業期又ハ修了期トスル學校ノ卒業者又ハ修了者ノ職業紹介
- 六、毎年十二月及三月ヲ卒業期又ハ修了期トスル學校ハ職業相談ノ結果ニ基キ就職調査表ヲ第一號様式ニ依リ作成シ、七月末日迄ニ職業相談票ヲ第二號様式ニ依リ作成シ、十月末日迄ニ學校所在地ノ所轄國民職業指導所ニ提出スルコト
- 右職業相談票ヲ以テ求職票ニ代フルコト
- 七、國民職業指導所ハ前項ノ就職調査表ヲ第三號様式(一)及(二)ニ取纏メ八月十日迄ニ道府縣ニ報告スルコト
- 八、道府縣前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ之ヲ第三號様式(一)及(二)ニ取纏メ八月二十日迄ニ厚生省ニ報告スルコト
- 九、毎年十二月及三月ヲ卒業期トスル學校ノ卒業者又ハ修了者ヲ雇入レントスル求人ノ申込ハ卒業(修了)年度ノ六月末日迄ニ第四號様式ニ依リ(正副二通ヲ要ス)就業地ヲ管轄スル國民職業指導所ニ之ヲ爲サシムルコト、就業地ガ外地又ハ外國ナル場合ノ求人ノ申込ハ外地又ハ外國ノ聯絡機關ヲ經由ノ上厚生省ニ之ヲ爲サシムルコト
- 十、國民職業指導所ハ求人申込ノ受理ニ際シテハ十分内容ヲ審査シ求人者ヲシテ過大ナル員數ヲ申込マシムルコトナク又女子ヲ以テ代替シ得ル職種ハ努メテ女子ニ變更セシムル様指導スルコト
- 十一、國民職業指導所ハ前項ニ依リ審査シタル求人申込ヲ第五

參照)

- 號様式(一)、(二)及(三)ニ取纏メ第一種工場事業場ノ求人申込書寫ヲ添付シ七月十五日(昭和十七年度ハ八月十日)迄ニ道府縣ニ報告スルコト
- 十二、道府縣前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ之ヲ第五號様式(一)、(二)及(三)ニ取纏メ第一種工場事業場ノ求人申込書寫ヲ添付シ七月末日(昭和十七年度ハ特ニ八月二十日)迄ニ厚生省ニ報告スルコト
- 十三、厚生省ハ前項ノ報告ヲ審査シ求人道府縣及供出道府縣間ノ需給調整ニ關スル協議會ヲ開催シ其ノ結果ニ依リ求人並ニ供出割當ヲ爲スコト
- 十四、國民職業指導所ハ前項ニ依リ決定シタル求人割當數ヲ第六號様式ニ依リ求人者ニ通報スルコト
- 十五、道府縣ハ供出割當ヲ受ケタル求人者ノ氏名及其ノ割當數ヲ記載セル一覽表ヲ作成シ國民職業指導所及學校ニ送付スルコト
- 十六、求人者「十四」ノ通知ヲ受ケタルトキハ直ニ求人要項ヲ供出道府縣内ノ適當ト認メラルル學校ニ送付スルコト、求人者學校ヲ選擇シ得ザル場合ハ供出道府縣ニ求人要項ヲ送付シ適當ナル學校ニ配布ヲ依頼シ得ルコト
- 十七、求人者ノ行フ銓衡ノ方法、時期等ニ付テハ別ニ定ムルコトニ依ルコト
- 十八、供出道府縣ハ求人者ニ銓衡上ノ指示ヲ爲スト共ニ第七號様式ノ使用願末書ヲ交付スルコト

第二 告示・通牒・其他

十九、銓衡ハ求人者道府縣ニ出張シテ之ヲ行フヲ原則トスルコト、但シ出張銓衡困難ナル場合ハ事情ヲ具シ適當者ノ銓衡ヲ委託シ得ルコト

二十、國民職業指導所職員ハ成ル可ク銓衡ニ立會ヒ其ノ指導ヲ爲スコト

二十一、求人者銓衡ヲ行ヒタルトキハ即日採否ノ決定ヲ爲シ採用願末書ニ採用シタル者ノ氏名其ノ他所事項ヲ記載シ採用シタル者ノ學校所在地ノ所轄國民職業指導所職員ノ檢印ヲ受クルコト

第三 毎年十二月及三月ヲ卒業期又ハ修了期トスル學校以外ノ學校ノ卒業者又ハ修了者ノ職業紹介

二十二、毎年十二月及三月ヲ卒業期又ハ修了期トスル學校以外ノ學校ハ職業相談ノ結果ニ基キ左ノ期間迄ニ第一號様式ニ依ル就職調査表及第二號様式ニ依ル職業相談票ヲ作成シ學校所在地ノ所轄國民職業指導所ニ提出スルコト

右職業相談票ヲ以テ求職票ニ代フルコト

一、四月ヨリ六月迄ノ間ヲ卒業期又ハ修了期トスル學校ニ在リテハ就職調査表ヲ其ノ年ノ二月一日迄、職業相談票ヲ三月一日迄

二、七月ヨリ九月迄ノ間ヲ卒業期又ハ修了期トスル學校ニ在リテハ就職調査表ヲ其ノ年ノ五月一日迄、職業相談票ヲ六月一日迄

三、十月ヨリ十二月迄ノ間ヲ卒業期又ハ修了期トスル學校

ニ在リテハ就職調査表ヲ其ノ年ノ八月一日迄、職業相談票ヲ九月一日迄

四、一月ヨリ三月迄ノ間ヲ卒業期又ハ修了期トスル學校ニ在リテハ就職調査表ヲ前年ノ十一月一日迄、職業相談票ヲ十二月一日迄

二十三、國民職業指導所ハ前項ノ就職調査表ヲ第三號様式(一)及(二)ニ取纏メ每期報告期限後十五日以内ニ道府縣ニ報告スルコト

二十四、求人申込ハ一般青壯年ノ求人申込ニ含メテ之ヲ爲サシメ、之ガ職業紹介ハ一般青壯年ノ取扱ニ依ルコト
備考 本要領中道府縣トハ東京府ニ在リテハ東京中央國民職業指導所トス

○中等學校職業指導ニ關スル通牒

文部省發普第二六七號

昭和十六年十一月十三日

文部省普通學務局長
文部省實業學務局長

○中等學校職業指導ニ關スル件

中等學校卒業者ノ職業指導並ニ職業紹介ニ關シテハ昭和十六

年六月三日厚生省發第九〇號厚生次官文部次官通牒ノ次第モ有之處學校生徒ニ對スル職業指導ガ教育本來ノ使命ニ鑑ミ極メテ緊要ナルコトハ昭和二年ノ訓令ニ於テ明カニセラレタル如ク特ニ刻下勞務配置ヲ適正ナラシムルノ要切實ナルモノアリ從而之ニ關シ一層適切ナル指導ヲ期スベキモノナルニ付テハ中等學校ニ於テハ右ノ趣旨ヲ體シ概ネ左記ニ依リ別紙要領適宜參照ノ上其ノ實績ヲ學ケルニ格段ノ努力ヲ拂ハシムル様致度依命通牒ス

【記】

一、中等學校ニ於ケル職業指導ハ教育ノ全野ニ互リ職業ヲ通ジテ國ニ奉ズルノ精治ヲ陶治スルコトヲ主眼トスルコト

二、右ノ目的ヲ具現スル爲メ教授上左ノ點ニ留意スルコト

イ、各教科ニ於ケル關係教材ヲ活用シ職分奉公ノ信念ヲ涵養スルコト

ロ、適當ナル時間ニ於テ生徒ニ對シ各種職業及上級學校ニ關スル必要ナル事項ヲ授クルコト

ハ、一般授業ハ勿論實驗、實習、行事、集團訓練其ノ他ノ機會ニ於テ勤勞ノ體驗ヲ得シメ特ニ職業人トシテノ心構ヲ體得セシムルコト

ニ、職業ニ關スル講話、見學、實習等有效ナル施設ヲ講ズルコト

ホ、生徒自身ニヨル職業ノ研究ヲ獎勵シ立志自奮ヲ指導スルコト

- 三、進職又ハ進學ノ志望決定ニ關シ適切ナル指導ヲ爲シ、進職ニ關シテハ國民職業指導所ト、進學ニ關シテハ上級學校ト緊密ナル連繫ヲ保ツコト
- 四、生徒ノ個性(身體、人物、家庭等ヲ含ム)ニ關スル調査ヲ行ヒ且其ノ結果ヲ活用スルコト
- 五、生徒ノ家庭ニ對シ中等學校ニ於ケル農業指導ノ意義及施設ニ關スル理解促進方途ヲ講ズルコト
- 六、卒業者ニ就キテハ上級學校又ハ就職先等ト密接ナル聯絡ヲ保チ力メテ其ノ輔導ニ留意スルコト
- 七、職業指導ニ關スル教育ハ校長ヲ首班トシテ全教員之ニ當リ其ノ協力ニ依リ實績ヲ舉グルニ力ムルコト
- 八、學校ノ種類及土地ノ情況ニ應ジ諸事情等ヲ考慮シ施設ノ具體化ヲ計ルコト

○中等學校職業指導要領

第一總 則

一、中等學校ニ於ケル職業指導ハ中學教育ノ本旨ニ基キ、生徒ヲシテ將來ノ職分奉公ニ關シテ確乎タル信念ヲ養ハシメ、且ソノ選職並ニ進學ニツキ適切ナル指導ヲ行フヲ以テ主眼トスルコト

二、第一學年ヨリ第三學年マデハ職業指導前期トシテ一般職業指導教育ヲ主トシ、第四、五學年ニ於テハ同後期トシテ緊切ナル進職若クハ進學指導ヲ行フコト

- 三、後期ニ於テハ特定ノ時間ヲ設ケテ職業指導ヲ爲スコト、但シ已ムヲ得ザル場合ハ公民科、實業科、作業科等ノ時間ニ於テ之ヲ爲スヲ得ルコト(教授要目案参照)
- 四、職業指導ハ各學科ヲ通ジテ之ヲ行フモ主トシテ學級主任ヲシテ其ノ指導ニ任セシムルヲ本則トスルコト
- 五、學校ニ職業指導ノ主任ヲ置クコト

第二 職業指導實施要綱

- 一、前期ニ於ケル指導
- 一、職業精神ノ涵養ト職業的知見ノ啓培

(一) 方 針

- イ、職業活動ト職業事情トニ對スル關心ヲ喚起シ、職業尊重ノ念慮及職域奉公ノ信念ヲ強化涵養スルコト
- ロ、誠實、勤勉、規律、遵法、協同、奉仕及服從ノ精神ヲ陶冶シ工夫、獨創ノ氣風ヲ馴致スルコト
- ハ、職業ニ關スル常識ヲ育成シ、職業ニ對スル研究心ヲ涵養スルコト
- ニ、職業ノ進展、變動ニ對スル適應性ヲ培養スルコト

(二) 實施事項

- イ、各科教材ノ取扱ニヨル指導
- ロ、學校報國團其ノ他一般集團勤勞作業
- ハ、學校家庭ニ於ケル其ノ他ノ勤勞及活動(宿題、當番、競技、武道、教練、遠足及旅行等)
- ニ、自治訓練

- ホ、讀物指導(偉人ノ傳記、職業人ノ手記等)
- ヘ、課外講話(官公衙、會社、國民職業指導所ノ代表者、各種職業者、郷土及學校ノ先輩等ヲ講師トシテ)
- ト、職場見學職業實習
- チ、職業ニ關スル映畫及放送ノ利用
- リ、職業ニ關スル研究及調査ノ指導

二、生徒調査

(一) 方 針

- イ、生徒ノ特質ヲ各種ノ方面ヨリ調査シ職業指導並ニ一般教育ノ參考ニ資スルコト
- ロ、調査ハ成ルベク科學的、繼續的、綜合的ナルベキコト
- ハ、調査事項ヲ定メ、記入様式ヲ一定シ、記録ヲ正確ニシテ永ク整理シ置クコト

(二) 調査事項

- イ、家庭環境調査
- ロ、身體狀況調査
- ハ、出缺狀況調査
- ニ、學業成績調査
- ホ、個性調査(智的特徵、情意的特徵、動作的特徵、嗜好及特技其ノ他)

(三) 實施事項

- イ、教師ノ觀察

(一) 方 針

- イ、生徒ノ適職範圍ニ應ジ適當ニ班別指導ヲ爲スコト
- ロ、休暇又ハ課外ヲ利用シ適當ナル監督ノ下ニ生徒ヲシテ職業生活ノ實際ヲ體驗セシムルコト
- ハ、國家ノ職業情勢ヲ稽ヘ、本人ノ希望、父兄ノ意見、本人ノ個性、興味、學業、身體狀況及家庭環境ノ事情等ヲ勘考シ、適職ヘ進出スルヤウ指導スルコト
- ニ、不適職ヲ指摘シ、適職範圍ヲ指示スルコト
- 身體上ノ不適職、學業上ノ不適職、個性上ノ不適職、職業事情上ノ不適職等

(二) 實施事項

- イ、職業指導ノ時間等ニ於ケル取扱
- ロ、職業實習及特技訓練
- ハ、職業ニ關スル調査
- ニ、希望職業ノ調査
- ホ、父兄トノ聯絡
- ヘ、選職相談

二、就職指導

(一) 方 針

- イ、就職指導ハ國民職業指導所及其ノ他ノ關係機關トノ聯絡ヲ密接ニシ、教育的ニ行フコト
- ロ、勞務動員計畫ヲ考慮シ、國內勞務需給ノ實情ニ相應シ適正ニ配置スルヤウ指導スルコト

- 後期ニ於テハ前記事諸事項ノ外、次ノ諸事項ニ關シテ指導ヲ行フコト
- 進職指導及進學指導ハ概ネ第一種、第二種ノ課程ニ應ジ各別ニ行ハシムベキモ、第二種ノミノ學校ニアリテモ進職者モ多數ニ上ル實情少カラザルヲ以テ、兩指導ヲ適宜併合シ實施スルヲ適當トス

甲、進職指導

- 一、適職進出ノ指導

第二 告示・通牒・其他

ハ、就職手續、就職後ノ心得等ニ就テ必要ナル注意ヲ與フルコト

(11) 實施事項

- イ、就職後ノ相談
- ロ、父兄トノ聯絡
- ハ、國民職業指導所トノ聯絡

乙、進學指導

一、學校選定ノ指導

(1) 方 針

イ、上級學校進學ニ關シテハ明確ナル志望ニ基キ特ニ學校卒業後ノ職域ニツキ考慮スルコトヲ要シ、漫然タル希望ヲ功利的ナル動機ニヨリ進學スベカラザルコトヲ教示スルコト

ロ、各種上級學校ニツキソレ等ノ特色、分布、系統、種別、組織、年限、聯絡、學科課程、入學資格、卒業後ノ職業、適性、學費、入學ノ難易、自校トノ關係、其ノ他ニツキ觀念ヲ與フルコト

ハ、國家ノ職業情勢ヲ稽ヘ、生徒ノ志望及父兄ノ意見ヲ參酌シ、本人ノ個性、興味、農業、身體狀況、家庭環境ノ事情等ヲ考慮シ將來向フベキ職業ニ對シ、適當ナル學校ヲ選定シ得ルヤウ指導スルコト

ニ、進學ノ方向ニ就イテハ本人、父兄、教員ガ協議ノ上決定スルコト

(12) 實施事項

- イ、職業指導ノ時間等ニ於ケル取扱
- ロ、上級學校ニ關スル調査
- ハ、進學希望調査
- ニ、父兄トノ聯絡
- ホ、學校選定指導

二、入學志願指導

(1) 方 針

イ、志願學校ノ決定ニハ本人ノ志望及ビ父兄ノ意見ヲ參酌シ、入學ノ難易度ト本人ノ實力トヲ考慮スルコト

ロ、入學志願相談ニ際シテハ、入學志願手續、受験心得、入學後ノ心得等ニ就テモ十分ナル注意ヲ與フルコト

ハ、常ニ上級學校トノ聯絡ヲ計リ其ノ情況ノ調査ニ力ムルコト

(2) 實施事項

- イ、入學志願相談
- ロ、入學志願手續ノ斡旋

三、卒業後ノ指導

(1) 方 針

イ、就職者及入學者ニ對シ適切ナル輔導ヲ爲スコト

ロ、未就職者及未入學者ニ對シ適切ナル輔導ヲ爲スコト

(2) 實施事項

イ、雇傭主、國民職業指導所若クハ上級學校トノ聯絡

ロ、同窓會トノ聯絡及其ノ指導

ハ、文書若クハ訪問ニヨル輔導

○女子中等學校職業指導要領

第一 總 則

一、女子中等學校ニ於ケル職業指導ハ女性ノ特質ニ鑑ミ、生徒ニ對ミ女子ノ職業報國ニ關シテ正シキ觀念ヲ與ヘ、且其ノ進路並ニ進學ニツキ適切ナル指導ヲ行フヲ以テ主眼トスルコト

二、下學年、中學年ニ於テハ一般職業指導教育ヲ主トシ、上學年ニ於テハ一層具體的ナル指導教育ヲ行フコト

三、上學年ニ於テハ特定ノ時間ヲ設ケテ職業指導ヲナスコト但シ已ムヲ得ザル場合ハ公民科、實業科等ノ時間ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得ルコト(教授要目案參照)

四、職業指導ハ各學科ヲ通ジテ之ヲ行フモ主トシテ學級主任ヲシテ其ノ指導ニ任セシムルヲ本則トスルコト

五、學校ニ職業指導ノ主任ヲ置クコト

六、女子實業學校ニアリテハ前記諸項ニ關シ實業學校職業指導要領ヲ參照シ適當ノ措置ヲ講ズルコト

第二、職業指導實施要綱

基本方針

イ、我國女性ノ特質ニ鑑ミ、其ノ本來ノ使命ヲ達セシムルノ趣旨ヲ體シ、常ニ結婚及結婚後ノ生活トノ關係等ヲ考

第二 告示・通牒・其他

慮シツツ指導スルコト

ロ、職業ノ眞義ノ理解及體得ニ重キヲ置キ、コレニ關スル知見ヲ弘ムルト共ニ、誠實勤勉、協同奉仕ノ精神ヲ養ヒ、實務的才能ノ陶冶ニ努ムルコト

ハ、特ニ刻下ノ情勢ニ鑑ミ、結婚迄ノ期間ヲ可及的舉ツテ國家ノ必要トスル職業ニ從事シ、結婚後モ出來得レバ適當ナル業務ヲ擔當シテ國ニ報ズルノ念ヲ鼓吹スルコト

一、職業精神ノ涵養ト職業的知見ノ啓培

(1) 方 針

イ、國家及家庭ニ於ケル女子ノ業務ヲ自覺セシメ、女子本來ノ使命ニ對スル信念ヲ涵養スルコト

ロ、職業及家事ノ眞義ヲ理解セシメ實務尊重ノ念慮ヲ強化スルコト

ハ、誠實勤勉、協同奉仕ノ精神、勤勞愛好ノ習慣ヲ養ヒ、工夫、獨創ノ氣風ヲ馴致スルコト

ニ、常ニ産業事情ノ理解ニ留意セシメ、生産及消費生活ニ關スル知見ノ啓培ニ努ムルコト

(2) 實施事項

- イ、職業指導ノ時間並ニ各學科ニ於ケル取扱
- ロ、學校報國團其ノ他一般集團勤勞作業
- ハ、學校及家庭ニ於ケル其ノ他ノ勤勞及活動(宿題、當番、競技、武道、教練、遠足及旅行等)
- ニ、自治訓練

ホ、讀物指導(傳人ノ傳記、職業人ノ手記等)
 ヘ、課外講話(官公衛、會社、國民職業指導所ノ代表者、各種職業者、郷土及學校ノ先輩等ヲ講師トシテ)
 ト、職場見學及職業實習
 ナ、職業ニ關スル映畫及放送ノ利用

二、生徒調査

(一) 方 針

イ、生徒ノ特質ヲ各種ノ方面ヨリ調査シ、職業指導並ニ一般教育ノ參考ニ資スルコト
 ロ、調査ハ成ルベク科學的、繼續的、綜合的ナルベキコト
 ハ、調査事項ヲ定メ、記入様式ヲ一定シ、記録ヲ正確ニシテ永ク整理シ置クコト

(二) 調査事項

イ、家庭環境調査
 ロ、身體狀況調査
 ハ、出缺狀況調査
 ニ、學校成績調査
 ホ、個性調査(智的特徴、情意的特徴、動作の特徴、嗜好及特技其ノ他)

(三) 實施事項

イ、教師ノ觀察
 ロ、父兄ノ報告

ハ、本人ノ供述
 ニ、測定及考查
 三、適職進出ノ指導

(一) 方 針

イ、國家ノ職業情勢ヲ稽ヘ、本人ノ希望及父兄ノ意見ヲ參酌シ、又本人ノ個性及家庭環境等ヲ調査シ、而モ女子本來ノ使命達成ニ缺クル所ナキヤウ指導スルコト
 ロ、身體、學業、智能、性格、家庭、環境及職業事情等ヨリ見テ不適職ヲ指摘スルト共ニ適職範圍ヲ指示スルニト

(二) 實施事項

イ、職業指導ノ時間ニ於ケル取扱
 ロ、職業實習及特技訓練
 ハ、女子ノ職業ニ關スル調査
 ニ、希望職業調査
 ホ、父兄トノ聯絡
 ヘ、適職相談

四、就職指導

(一) 方 針

イ、就職指導ハ教育の見地ニ立チ國民職業指導所其ノ他關係機關ト密接ナル聯絡ヲ保チテ之ヲ行フコト
 ロ、女子就職ニ關スル現況特ニ現下勞務動員ニ基ク實情等ヲ十分考慮スルコト

ハ、就職手續、就職前後ノ心得等ニ就テ必要ナル注意ヲ與フルコト

(二) 實施事項

イ、就職相談
 ロ、父兄トノ聯絡
 ハ、國民職業指導所トノ聯絡

五、進學指導

(一) 方 針

イ、上級學校進學ニ關シテハ明確ナル志望ヲ基トシ、漫然タル動機ニヨリ進學スベカラザルコトヲ指示スルコト
 ロ、各種上級學校ニ付キ、ルレ等ノ特色、種別、修業年限、學科課程、學費、卒業者ノ資格、待遇、進路等ニ付キ正シキ觀念ヲ與フルコト

ハ、學校選擇ニ關シテハ、國家ノ職業情勢ヲ稽ヘ、本人ノ希望及父兄ノ意見ヲ參酌シ、又本人ノ個性及家庭環境等ヲ考慮シ、將來向フベキ進路ニ對シ適當ナル方向ヲ選定シ得ルヤウ指導スルコト
 ニ、入學志願ニ關シテハ入學志願手續、入學前後ノ心得等ニツキ必要ナル注意ヲ與フルコト

(二) 實施事項

イ、職業指導ノ時間等ニ於ケル取扱
 ロ、上級學校ニ關スル調査

第二 告示・通牒・其他

ハ、進學希望調査
 ニ、父兄トノ聯絡
 ホ、學校選定指導
 ヘ、上級學校志願指導及入學志願手續ノ斡旋

(一) 方 針

イ、卒業者ニ對シ、實生活ノ體驗ヲ通ジテ學校教育ノ成果ヲ遺憾ナク收メシムルヤウ常ニ助力ヲ怠ラザルコト
 ロ、女子本來ノ使命ニ顧ミ家庭ニ在ル者、就職者及進學者ノ輔導ニ關シソレソレ適當ナル施設ヲ講ズルコト

(二) 實施事項

イ、履傭主、國民職業指導所若クハ上級學校トノ聯絡
 ロ、同窓會トノ聯絡及其ノ指導
 ハ、文書若クハ訪問ニ依ル指導

○實業學校職業指導要領

第一 總 則

一、實業學校ニ於ケル職業指導ハ生徒ヲシテ經濟國策遂行ニ於ケル各種産業ノ使命ト適正ナル勞務配置ノ重要性ニ關スル明確ナル認識ノ下ニ確乎タル職分奉公ノ信念ヲ養ハシメ國家ノ要望スル職業ニ進ンデ就業スルノ決意ヲ固メシムルト共ニ、各種職業ノ大要、ソノ相互關係、職業ニ關スル一切事情等ニ就キ廣キ眼界ニ互ル理解ヲ與ヘ、就職及進學ニ

關シ適切ナル指導ヲ以テ主眼トスルコト
 二、下學年、中學年ニ於テハ適當ナル時間及機會ニ於テ一般職業指導教育ヲ行ヒ、上學年、概ネ最終學年ニ於テハ職業指導ノ時間ヲ設ケ一層具體的ナル指導教育ヲ行フコト
 三、上學年ニ於テハ特定ノ時間ヲ設ケテ職業指導ヲ爲スコト但シ已ムヲ得ザル場合ハ公民科等ノ時間ニ於テ之ヲ爲スヲ得ルコト(教授要目案參照)

四、指業指導ハ各學科ヲ通ジテ之ヲ行フモ主トシテ學級主任ヲシテ指導ニ任セシムルヲ本則トスルコト
 五、學校ニ職業指導ノ主任ヲ置クコト

第二 職業指導實施要綱

一、職業精神ノ涵養ト職業的知見ノ啓培

(一) 方 針

イ、職業尊重ノ念慮ヲ強化シ、職域奉公ノ信念ヲ涵養スルコト
 ロ、誠實、勤勉、規律、遵法、協同、奉仕及服從ノ精神ヲ陶冶シ、工夫、獨創ノ氣風ヲ馴致スルコト
 ハ、職業ニ關スル常識ヲ育成シ、職業ニ對スル研究心ヲ涵養スルコト
 ニ、職業ノ進展、變動ニ對スル適應性ヲ培養スルコト

(二) 實施事項

イ、職業指導ノ時間並ニ各學科ニ於ケル取扱
 ロ、學校報國團其ノ他一般集團勤勞作業

ハ、學校及家庭ニ於ケル其ノ他ノ勤勞及活動(宿題、作業、當番、競技、武道、教練、遠足及旅行等)
 ニ、自治訓練
 ホ、讀物指導(傳人ノ傳記、職業ノ手記等)
 ヘ、課外講話(官公衙、會社、國民職業指導所ノ代表者、各種職業者、郷土及學校ノ先輩等ヲ講師トシテ)
 ト、職場見學及職業實習
 チ、職業ニ關スル映畫及放送ノ利用

二、生徒調査

(一) 方 法

イ、生徒ノ特質ヲ各種ノ方面ヨリ調査シ、職業指導並ニ一般教育ノ參考ニ資スルコト
 ロ、調査ハ成ルベク科學的、繼續的、綜合的ナルベキコト
 ハ、調査事項ヲ定メ、記入様式ヲ一定シ、記録ヲ正確ニ整理シ置クコト

(二) 調査事項

イ、家庭環境調査
 ロ、身體狀況調査
 ハ、出缺狀況調査
 ニ、學業成績調査
 ホ、個性調査(智的特徵、情意的特徵、動查的特徵、嗜好及特技其ノ他)

(三) 實施事項

イ、教師ノ觀察
 ロ、本人ノ供述
 ハ、父兄ノ報告
 ニ、測定及考査
 三、就職指導

(一) 方 針

イ、就職指導ハ國民職業指導所及其ノ他ノ關係機關ト聯絡ヲ密接ニシ教育的ニ行フコト
 ロ、勞務動員計畫ヲ考慮シ、國內各職業特ニ當該産業、(農、工、商、水産業等)ニ於ケル勞務需給ノ實情ニ相應ジ適正ニ配置スルヤウ指導スルコト
 ハ、就職手續就職後ノ心得等ニ就テ必要ナル注意指導ヲ與フルコト

(二) 實施事項

イ、職業相談
 ロ、父兄トノ聯絡
 ハ、國民職業指導所トノ聯絡

四、進學指導

(一) 方 針

イ、國家ノ要請ニ基キ速ニ實務ニ服セシムル様指導ヲ行ヒ上級學校進學ニ關シテハ明確ナル志望ヲ基トシ漫然タル動機ニヨリ進學スベカラザルコトヲ教示スルコト

第二 告示・通牒・其他

ロ、各種上級學校ニツキソレ等ノ特色、分布、系統、種類、組織、年限、聯絡、學科課程、入學資格、卒業後ノ職業、適性、學費、入學ノ難易、自校トノ關係、其ノ他ニツキ正シキ觀念ヲ與フルコト
 ハ、國家ノ職業情勢ヲ稽ヘ、生徒ノ志望及父兄ノ意見ヲ參酌シ、本人ノ個性、興味、學業、身體狀況、家庭環境ノ事情等ヲ考慮シ、將來向フベキ職業等ニ對シ、適當ナル學校ヲ選定シ得ルヤウ指導スルコト
 ニ、進學ノ方向ニ就テハ本人、父兄、教員ガ協議ノ上選定スルコト

(二) 實施事項

イ、職業指導ノ時間等ニ於ケル取扱
 ロ、上級學校ニ關スル調査
 ハ、進學希望調査
 ニ、父兄トノ聯絡
 ホ、上級學校志願指導及入學志願ノ手續斡旋

五、卒業後ノ指導

(一) 方 針

イ、就職者及入學者ニ對スル適切ナル輔導ヲ爲スコト
 ロ、未就職者及未入學者ニ對シ適切ナル輔導ヲ爲スコト
 (二) 實施事項
 イ、履傭主、國民職業指導所若ハ上級學校トノ聯絡
 ロ、同窓會トノ聯絡及其ノ指導

ハ、文書若ハ訪問ニヨル輔導

【參考】

○職業指導教授要目案

一、職業總說

- (一) 職業ノ意義ト職域奉公
- (二) 職業ノ變遷
- (三) 産業及職業ノ現勢

イ、國際的

ロ、國內的

ハ、地方的

- 1、職業ノ意義ニ關シテハ特ニ國家ニ對スル意義ヲ強
調シ人格完成ノ要件トシテノ意義ヲ明確ニスルコト
- 2、職業ノ變遷ニ關シテハ、職業觀念ノ變遷並其ノ理
想的方向ニ留意スルコト
- 3、産業及職業ノ現勢ニ關シテハ、特ニ國家的要請ヲ
主トシ、風土、民族性及文化的傳統トノ關係ニ説キ
及ブコト

二、職業ノ種類

- 農 業
- 水 産 業
- 工 業
- 商 業

商 業

交 通 業

公務自由業

家事的職業

其ノ他ノ職業

- 1、上記各職業部門ニ於テ地方的ニ關係深キ種目ニ就キ
テ、文化的價值(經濟的、教育的及倫理的)心身(ノ
影響(心理的、衛生的)、社會的關係(民族、國家、郷
土及家トノ關係)等ノ各觀點ヨリ之ヲ説述シ、特ニ其
ノ作業ニ於ケル人間ノ機能及活動ヲ詳ニシ、以テ他ノ
學科ニ於テ授ケタル産業ノ物的並ニ經濟的知識ニ對應
セシムルコト
- 2、職業ノ種類ノ解説ニ當リテハ、土地ノ情況ニ應ジテ
加除繁簡其ノ宜シキヲ得ルコト
- 3、成ルベク各職業種目ニ就キテ其ノ業務運営ノ現況ヲ
見學シテ管理者及從業者ヨリ體驗ニ基ク説話ヲ聽カシ
ムルコト
- 4、職場見學ニ際シテハ、其ノ業務ノ質、量及價值ノ關
聯ニ特ニ注意セシムルコト

三、職業教育

- (一) 各種ノ學校
- (二) 資格檢定
- (三) 養成工制度

四、職業關係法令等

- (一) 職業關係法令
- (二) 勞務動員計畫

五、職業研究

- (一) 職業研究
- (二) 職業分析

六、選職及就職

- (一) 作業能力ノ個人差
- (二) 適職ト不適職
- (三) 性能檢査
- (四) 採用方法及標準

七、作業ノ心理及生理

- (一) 作業ノ心理
- (二) 勞作ト疲勞
- (三) 休養ト榮養

八、職業ノ衛生

- (一) 勞作ト心身ノ健康
- (二) 作業環境ノ衛生
- (三) 職業性疾患
- (四) 産業災害(安全運動)

九、海外發展

- (一) 海外發展ト職業
- (二) 青少年義勇軍

十、學校研究及學校選擇

- (一) 學校ノ研究
- (二) 學校選擇上ノ心得

十一、女子ト職業生活

- (一) 職業ト女性
- (二) 結婚及母性的活動ト職業生活
- (三) 女子ノ職業
- (四) 女子勞働ト保護

取扱上ノ注意

- 一、本要目ハ職業指導ニ關スル特定ノ時間ニ於ケル教授ニ
對シ參考案トシテ示シタルモノナルコト
- 二、本要目ニ舉ゲタル事項及順序ハ合計約二十時間、最終
二學年間ニ配當スルモノトス、但シ各項及其ノ配當時間
數ハ學校並ニ土地ノ狀況ニ應ジテ適宜取捨斟酌スルコト
- 三、本要目中「十一」ハ女子ノ學校ニ限リ取扱フコト
- 四、本要目ノ取扱ハ成ルベク各職業部門ノ實例ヲ教材トシ
テ具體的ナラシムルコト
- 五、本要目ノ取扱ニ就テハ他ノ學科目ト關聯セシメ極力重
複ヲ避ケ、且職場見學並ニ職業實習ヲナサシメテ其ノ徹
底ヲ期スルコト

○厚生省告示第四百七十一號

昭和十六年十二月厚生省告示第五百七十四號(勞務調整令第

七條第二號ノ者指定ノ件)中左ノ通り改正ス

昭和十六年七月二十八日

厚生大臣 小 泉 親 彦

「五」ヲ削ル
「六」ヲ「五」ニ繰上ゲ同號中「物資ノ配給」ヲ「物資生産配給及金融」ニ改ム

○厚生省告示第七十號

昭和十六年十二月厚生省告示第五百七十三號(勞務調整令第七條第二號ノ事業指定ノ件)中左ノ通り改正ス

昭和十七年七月二十八日

厚生大臣 小 泉 親 彦

「三」中「(四)」ノ「タ」ヲ「レ」トシ「ヨ」ノ次ニ「タ」針布製造業」ヲ加フ「四」中「(一九) 農業用機械器具製造業」ヲ「(一九) 農業用及水産業用機械器具製造業」ニ「(二二)」ノ「イ度量衡器製造業」ノ下括弧内ノ「軍需用」ヲ「軍需用、工業用及商業用」ニ改ム
「五」ノ中「(六) 顔料」ノ下ノ括弧内ノ「軍需用紺青及ベンガラ」ヲ「軍需用紺青、軍需用及生擴用亞鉛華、軍需用及生擴用鉛丹並ニベンガラ」ニ改メ「(二二)」ノ「ヨ」ヲ「レ」トシ括弧内ノ「活性炭及木炭」ヲ「活性炭、木炭及活性白土」ニ改メ「カ」ノ次ニ「ヨ 豆炭及煉炭製造業、タ アミノ酸製造業」ヲ加フ
「八」中「(一〇) セメント製品製造業」ノ下ノ括弧内ノ「軍

需用」ヲ「軍需用及生擴附帶用」ニ改ム

「九」中「(七) 絲組物製造業」ヲ「(七) 組紐製造業(軍需用及生擴用ノモノニ限ル)」ニ「(一〇) フェルト製造業」ノ下ノ括弧内ノ「軍需用」ヲ「軍需用及工業用」ニ改メ「(二二) 裁縫業」ノ下ニ「(軍需用ノモノ及勞動作業衣ニ限ル)」ヲ加フ

「一三」ニ左ノ一號ヲ加フ
「(一四) 乾燥野菜類製造業(軍需用ノモノニ限ル)」
「(一四) 中」(一) 印刷業(兌換銀行券、郵券及官報類印刷等ニ限ル)ヲ「(一) 印刷業(紙幣、銀行券、郵券、官報類、國債券、勸業債券類、軍用地圖及國定教科書ノ印刷業ニ限ル)」ニ

「(四)」ノ「ハ」ベルト製造業」ヲ「ハ、ベルト及パツキン製造業(軍需用及生擴用ノモノニ限ル)」ニ改メ「(七)」ノ次ニ左ノ號ヲ加フ

(八) 紙製品製造業ニシテ左ニ掲グルモノ

イ、クラフト紙袋製造業(セメント、製粉、石灰、肥料、工業藥品、木炭、砂糖、精米麥及豆炭用ノモノニ限ル)

ロ、紡績用紙管製造業

二九 取引所營業、有價證券引受業(有價證券引受業法ニ依リ免許ヲ受ケタルモノニ限ル)

三〇 船舶解撤業

三一 大東亞共榮圏域内南方地區ニ於ケル物資ノ生産、蒐荷及配給ニ關スル事業(軍ノ指揮又ハ委託ヲ受ケテ行フモノニ限ル)

◎職業紹介規程 (昭和十六年十二月二十九日) (厚生省告示第五百八十八號)

第一章 總 則

第一條 職業紹介法ニ依リ國民職業指導所ノ行フ職業紹介ハ本規程ノ定ムル所ニ依ル

第二條 職業紹介事業ハ國家ニ緊要ナル事業ノ勞務ヲ確保スルヤウ之ヲ運用スルモノトス

第三條 國民職業指導所ノ職員ニシテ職業紹介ニ關スル實務ニ従事スル者ハ求人者及求職者ニ對シ懇切ヲ旨トシ公正且迅速ナル取扱ヲ爲シ又職務上聞知セル身分又ハ秘密ニ屬スル事項ヲ故ナク他ニ漏洩スベカラズ

第二章 技能者及一般青壯年ノ職業紹介

第一節 總 則

第四條 勞務調整令第四條ノ技能者及同令第七條ノ一般青壯年(第三章ニ定ムル新規中等學校卒業者及第五章ニ定ムル日傭勞務者ヲ除ク)ノ職業紹介ハ本章ノ定ムル所ニ依ル
勞務調整令第六條ノ國民學校修了者ニシテ第四章ニ規定スル以外ノ者及勞務調整令ニ依ル就職ノ制限ヲ受ケザル者ハ本規程ノ適用ニ付テハ一般青壯年ト看做ス

第二節 求 人

第五條 求人ノ申込ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ限り爲スコトヲ得

第二 告示・通牒・其他

一 勞務調整令第七條第二號ニ規定スル者

二 國及道府縣

三 農業、林業、畜産業、養蠶業及水産業ヲ營ム者

第六條 求人ノ申込ハ技能者及一般青壯年別ニ所定ノ様式ニ依リ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所(就業地ガ外地又ハ外國ナル場合ニ在リテハ厚生省)ニ之ヲ爲スベシ、但シ特別ノ事情アル場合ハ求人者ノ住所又ハ事務所所在地ヲ管轄スル國民職業指導所ニ之ヲ爲スコトヲ得

第七條 求人ノ申込ハ左記ノ期日迄ニ之ヲ爲スベシ、但シ期日後ニ於ケル緊急已ムラ得ザル事情ニ基ク求人ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一、第一期 四月ヨリ九月迄ノ間ニ於テ雇入レントスル

申込ニ在リテハ期開始ノ年ノ一月十日

二、第二期 十月ヨリ翌年三月迄ノ間ニ於テ雇入レント

スル申込ニ在リテハ期開始ノ年ノ七月十日

第八條 同一ノ期ニ於テ求人ノ申込ノ外勞務調整令第七條第二號ニ依ル一般青壯年ノ雇入ノ認可申請ヲ爲サントスル場合ニ於テハ兩者ハ之ヲ併セ爲スモノトス

第九條 求人申込ニ關シ必要アル場合ニ於テハ求人者ノ出頭ヲ

求メ又ハ参考書類ノ提出ヲ求ムルコトアルベシ

第十條 勞務ノ配置ヲ適正ナラシムル爲必要アル場合ニ於テハ求人ノ申込ニ付其ノ員數、募集希望地域及其ノ他ノ事項ノ變更ヲ求ムルコトアルベシ

第十一條 求人ノ申込ニ付キ其ノ内容法令ニ違反スル場合、本規程ニ違反スル場合、又ハ前條ノ變更要求ニ應ゼザル場合ニ於テハ之ヲ受理セザルモノトス
 求人ノ申込ヲ受理シタル後ト雖モ前項ノ場合ニ該當スルニ至リタルトキハ之ガ受理ヲ取消シ求人者ニ其ノ旨通知スルモノトス

第十二條 求人者ハ求人ノ申込ヲ爲シタル後ニ於テハ特別ノ事由アルニ非ザレバ其ノ内容ヲ變更シ又ハ求人ノ申込ヲ取消スコトヲ得ズ
 求人者特別ノ事由ニ因リ求人ノ申込ノ内容ヲ變更シ又ハ申込ヲ取消サントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ其ノ旨申出ヅベシ

第三節 求 職

第十三條 求職ノ申込ハ成ルベク求職者ノ居住地ヲ管轄スル國民職業指導所ニ本人出頭シ國民職業指導所ノ交付スル求職票ニ所事項ヲ記載シ之ヲ爲スベシ、但シ國民職業指導所ニ出頭シ難キ場合ニ於テハ居住地ノ市區町村長又ハ聯絡委員ニ之ガ取次ヲ依頼スルコトヲ得
 市區町村又ハ聯絡委員前項ノ取次ノ依頼ヲ受ケタルトキハ速カニ所轄國民職業指導所ニ之ヲ取次グベシ
 一般青壯年ト看做サル國民學校修了者ノ求職ノ申込ハ出身學校ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所ニ之ヲ爲スベシ
 居所ノ移轉其ノ他ノ事由ニ依リ前項ノ國民職業指導所ニ求職ノ申込ヲ爲ス能ハザル場合ニ於テハ前項ノ國民職業指導所ヨ

リ職業指導ニ關スル證明書ノ交付ヲ受ケ他ノ國民職業指導所ニ之ヲ提出シ求職ノ申込ヲ爲スコトヲ得
 第十四條 勞務ノ配置ヲ適正ナラシムル爲ニ必要ナル場合ニ於テハ求職ノ申込ニ付キ其ノ就職希望先、就職希望地及其ノ他ノ事項ノ變更ヲ求ムルコトアルベシ
 第十五條 第九條、第十一條及第十二條ノ規定ハ求職申込ニ之ヲ準用ス

第十六條 求人又ハ求職ノ申込ヲ受ケタルトキハ直ニ之ヲ求人票又ハ求職票ニ登錄スルモノトス、求人又ハ求職ノ聯絡ヲ受ケタルトキ亦同ジ
 職業紹介ハ求人票又ハ求職票ニ登錄セザル求人又ハ求職ニ對シ之ヲ爲スコトヲ得ズ
 第十七條 職業紹介ハ求人ノ國家的緊要度ニ從ヒ之ヲ爲スベシ
 第十八條 職業紹介ハ求職者ニ對シ紹介狀ヲ受付シ之ヲ行フ、但シ求職者ヲ一定ノ場所ニ集合セシメ求人者ニ紹介スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
 第十九條 求職者前條ノ紹介狀ノ交付ヲ受ケタルトキハ紹介セラレタル求人者ニ之ヲ提示スベシ
 第二十條 職業紹介ハ求人ニ付テハ申込ヲ爲シタル期間内求職ニ付テハ申込ノ翌月末日迄ノ間ニ限り之ヲ爲スモノトス、但シ特別ノ事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
 第二十一條 出頭、銓衡其ノ他職業紹介上必要ナル事項ニ付テ

第四節 紹 介

ハ國民職業指導所ノ指示ニ從フベキモノトス
 求人者ハ國民職業指導所ノ指示スル期限迄ニ紹介ヲ受ケタル求職者ノ採否ヲ通報スルモノトス
 第二十二條 求人者又ハ求職者前條ノ指示ニ從ハズ又ハ同條ノ通報ヲ爲サザル場合ニ於テハ紹介ヲ拒絕シ又ハ取消スコトアルベシ

第三章 新規中等學校卒業生ノ職業紹介
 第二十三條 左ニ掲グル學校ノ卒業生ニシテ卒業後三ヶ月ヲ經過セザルモノノ職業紹介ハ本章ノ定ムル所ニ依ル、但シ商船學校卒業生及學校卒業生使用制限令ニ依ル厚生大臣ノ指定スル學校ニ於テ厚生大臣ノ指定スル學科ヲ修メタル者ハ此ノ限ニ在ラズ
 一 中學校及高等女學校(高等女學校實科及實科女學校ヲ含ム)
 二 實業學校
 三 卒業生ニ關シ前各號ノ學校ト同等以上ト指定セラレタル學校
 第二十四條 求人ノ申込ハ所定ノ様式ニ依リ卒業ノ前年ノ六月三十日(十二月卒業スル者ニ在リテハ其ノ年ノ六月三十日)迄ニ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所(就業地ガ外地又ハ外國ナル場合ニ在リテハ厚生省)ニ之ヲ爲スベシ
 第二十五條 求職ノ申込ヲ爲サントスル者ハ在學中ニ於テ豫メ國民職業指導所及出身學校ニ於テ實施スベキ職業相談ヲ受ク

ベキモノトス
 求職申込ハ前項ノ職業相談ノ際之ヲ爲スモノトス
 第二十六條 職業紹介ハ前條ノ職業相談ニ基キ且出身學校長ノ意見ヲ參酌シ之ヲ行フモノトス
 第二十七條 第五條、第九條乃至第十二條、第十四條乃至第十九條、第二十一條及第二十三條ノ規定ハ新規中等學校卒業生ノ職業紹介ニ之ヲ準用ス
 第四章 新規國民學校修了者ノ職業紹介
 第二十八條 勞務調整令第六條ノ國民學校修了者ニシテ修了ノ年ノ六月三十日迄ニ就職セントスルモノノ職業紹介ハ本章ノ定ムル所ニ依ル
 第二十九條 求人ノ申込ハ所定ノ様式ニ依リ修了ノ前年ノ九月三十日迄ニ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所(就業地ガ外地又ハ外國ナル場合ニ在リテハ厚生省)ニ之ヲ爲スベシ
 第三十條 求職ノ申込ヲ爲サントスル者ハ就學中ニ於テ國民職業指導所及國民學校ノ實施スル職業相談ヲ受クベキモノトス
 第三十一條 職業紹介ハ前條ノ職業相談ニ基キ且國民學校長ノ意見ヲ參酌シ之ヲ行フモノトス
 第三十二條 第五條、第九條乃至第十二條、第十四條乃至第十九條、第二十一條及第二十二條ノ規定ハ新規國民學校修了者ノ職業紹介ニ之ヲ準用ス

第五章 日傭勞務者ノ職業紹介
 第二 告示・通牒・其他

四八三

第三十三條 日他人ニ雇傭セラレ筋肉の勞働ニ從事スルヲ例トスル者及臨時ニ他人ニ雇傭セラレ筋肉の勞働ニ從事セントスル者ノ職業紹介ハ本章ノ定ムル所ニ依ル

第三十四條 求人ノ申込ハ左ノ時期ニ所定ノ様式ニ依リ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所(就業地ガ外地又ハ外國ナル場合ニ在リテハ厚生省)ニ之ヲ爲スベシ

一 日日雇入ヲナサントスル者ニアリテハ雇入ヲ爲サントスル日ノ前日正午迄

二 期間ヲ定メ臨時ニ雇入ヲ爲サントスル者ニ在リテハ雇入ヲナサントスル日ノ相當期間前

前項第一號ノ場合ニ於ケル求人ノ申込ハ口頭又ハ電話ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第三十五條 求職ノ申込ハ成ルベク居住地ヲ管轄スル國民職業指導所ニ本人出頭シ國民職業指導所ノ交付スル求職票ニ所要事項ヲ記載シ之ヲ爲スベシ

第三十六條 國民職業指導所求職者ニシテ相當長期ニ互リ常時日傭勞務ニ從事スベキモノト認メタルトキハ必要ニ應ジ之ヲ日傭勞務者臺帳ニ登錄シ登錄票ヲ交付スルモノトス

第三十七條 前條ノ登錄ヲ受ケタル者求職ノ申込ヲ爲ス場合ニ於テハ登錄票ノ提示ヲ以テ第三十五條ノ定ムル求職申込ノ手續ヲ省略スルコトヲ得

第三十八條 求人ニ對スル職業紹介ハ日日雇入ヲナサントスル求人ニ在リテハ當日限り、期間ヲ定メ雇入ヲナサントスル求

人ニ在リテハ當該期間内ニ之ヲ爲スモノトス

第三十九條 求職者ノ職業紹介ハ申込ノ翌年末日迄ノ間ニ限り之ヲ爲スモノトス、但シ第三十六條ノ規定ニ依リ登錄ヲ受ケタル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第四十條 第五條、第九條乃至第十二條、第十四條乃至第十九條、第二十一條及第二十二條ノ規定ハ日傭勞務者ノ職業紹介ニ之ヲ準用ス

第六章 特 則

第四十一條 別ニ指定スル求人及求職者ニ對スル職業紹介ハ本規程ニ依ラザルコトヲ得

附 則

職業紹介業務規程ハ之ヲ廢止ス

第七條ニ定ムル第四期ノ求人申込期ハ昭和十七年一月十日ヨリ三月迄ノ間ニ於ケル一般青壯年ノ求人ニ關スルモノニ限り同條ノ規定ニ拘ラズ昭和十七年一月十日迄トス

本規定公布ノ日以前ニ於テ爲シタル求人ノ申込ハ一般青壯年ノ求人申込ヲ除クノ外本規程ニ依リ求人ノ申込ヲ爲シタルモノト看做ス

國民學校修了者ノ職業指導ニ關スル諸通牒

厚生省職發第五八八號

昭和十六年九月二十日

厚生省職業局長
文部省普通學務局長

各地方長官殿

國民學校修了者ノ職業指導ニ關スル件

國民學校修了者ノ就職ニ付テハ國民職業指導所ノ強制利用ヲ實施スベク目下準備中ニ有之候ニ付テハ昭和十七年三月國民學校修了者ノ職業相談ハ左記ニ依リ之ヲ實施相成度

【記】

國民學校修了者ノ職業相談實施要領

一、道府縣ハ國民學校修了者ノ職業相談ニ付國民職業指導所及國民學校ニ對シ豫メ其ノ方針並ニ實施方法等ヲ指示シ、國民學校ハ國民職業指導所ト緊密ナル協力ヲ保チ之ヲ實施スルコト

二、道府縣又ハ國民學校ヲ修了スベキモノノ中厚生省ヨリ割當テラル勞務動員産業ニ就職セシムベキ員數及農業ニ從事セシムベキ員數ヲ國民職業指導所ニ割當テ、國民職業指導所ハ更ニ之ヲ管轄區域内ノ國民學校ニ割當テ通知スルコト

右割當ニ付テハ特ニ各地方ニ於ケル農業生産ニ必要ナル勞働力ノ過不足ヲ考慮シ農業生産ニ支障ヲ來サシメザル様留意スルコト

第二 告示・通牒・其他

四八五

三、國民學校ハ同校ヲ修了スベキモノノ中ヨリ右割當數ヲ確保スルコトヲ目標トシテ勞務動員産業ニ就職セシムベキモノ及農業ニ從事セシムベキモノノ候補者ヲ豫定スルコト

右候補者ノ豫定ニ當リテハ學籍簿記載事項等ヲ參酌スルト共ニ兒眞ノ個別的相談ヲ行ヒ必要ニ應ジ其ノ父兄ノ意見ヲ徵シテ兒童及家庭等ノ各種事情ヲ十分考慮スルコト

四、國民職業指導所ハ國民學校ノ協力下ニ勞務動員産業ニ就職セシムベキ候補者ニ付キ學校修了ノ前年十一月末迄ニ身體検査及智能検査ヲ實施スルコト

智能検査ハ集團検査ニ在リテハ桐原式、鈴木(信)式、淡路式又ハ田中式ニ依リ、個人検査ニ在リテハ鈴木(治)式又ハ久保式ニ依リ之ヲ行フコト

身體検査ハ追テ通牒スベキ實施方法ニ依リ之ヲ行フコト

(一) 身體検査

イ、第一 種：發育可良ニシテ疾病異常ナキ完全ナル身體ト認メラレタルモノ
ロ、第二 種：完全ナル身體トハ認メ得ザルモ十分ナル保護ヲ加フレバ就業ニ差支ナシト認メラレタルモノ
ハ、就職不適當：活動性結核患者其ノ他ノ罹患患者(又線診査等ニ依リ病變ヲ認メ且一般臨床的所見、赤沈値、喀痰検査ニ依リ活動性閉鎖性又ハ開放性結核ト認メラレタルモノ)及其ノ他疾病ニ罹レルモノニシテ療養

ノ必要アリト認メタルモノ) 及就職ノ能力ナシト認メタル身體異常者

(二) 智能検査

- イ、第一種：智能指數九三以上ノモノ (智能標點一〇以上、智能偏差値四五以上、又ハ智能百分段階三一以上ノモノ)
- ロ、第二種：智能指數七八以上ノモノ (智能標點九以上、智能偏差値三五以上、又ハ智能百分段階七以上ノモノ)
- ハ、第三種：智能指數四八以上ノモノ (智能標點八以下、智能偏差値三四以下、又ハ智能百分段階七未満ノモノ)
- ニ、就職不適當：智能指數四七以下ノモノ

右就職不適當者認定ハ個人検査 (智能指數) ニ依ルモノトス

六、國民職業指導所ハ身體検査及智能検査ノ結果ニ基キ就職

セシムベキモノヲ左ニ依リ類別スルコト

身體、智能共第一種ノモノ……………甲類

甲類ニ該當セザルモノ……………乙類

國民職業指導所ハ右類別ノ甲類ニ屬スル兒童ハ就職後相當期間技術又ハ事務ニ關シ養成ノ對象トナルベキ方面 (例ハバ技能者養成令ニ依ル養成工、其ノ他官廳又ハ民間ニ於ケル各種養成機關ニ收容スル教習生) ハ優先的ニ、又乙類ニ

屬スル兒童ハ其ノ身體的又ハ智能的方面ノ特性ヲ考慮シ適當ト認ムル方面ヘ夫々斡旋スルモノトス

七、國民學校ハ就職セシムベキ兒童ニ對シ其ノ希望スル職業就職地等ガ國民職業指導所ノ斡旋セントスル職業、就職地等ト異ナルガ如キ場合ニ於テモ兒童ヲシテ進ンデ之ニ順應セシムル様指導スルコト

八、國民學校ニ兒童ノ職業相談票ヲ作成シテ國民職業指導所ノ指定スル期日迄ニ國民職業指導所ニ送付スルコト
職業相談票ハ別記様式ニ依リ國民職業指導所ニ於テ之ヲ作成シ國民學校ニ送付スルモノトス

厚生省職發第七一二號

昭和十六年十一月六日

厚生省職業局長
厚生省豫防局長
文部省普通學務局長
文部省體育局長

各地方長官殿

◎國民學校修了者ノ職業指導ニ關スル身體検査實施ニ關スル件

九月二十日職發第五八八號ヲ以テ厚生省職業局長、文部省普

※相談實施	求職登録
番號	番號
年月日	年月日

職業相談票

國民職業指導所

(表)

※現住所	姓名及日	出生年月日	昭和年月	初等科修了年月	※主名	※主職業	※主ノ種
相談ノ結果ニ依ル認定事項	身體狀況	種	※進路	1 2 3 4 5	職業類別	第幾種類	就職地
紹介及就職先	雇主(會社工場名)	所屬產業種別	勤務年月日	就職年月日	住所(就業場所在地)	従事セル職務	参考事項
就職後ノ轉導狀況並移動狀況	轉導狀況	實施回数	實施年月日	方法別	轉導狀況	移動狀況	
		第一回					
		第二回					
		第三回					
		第四回					

備考 1. ※印ハ國民學校ニ於テ記入スルコト
2. 「相談ノ結果ニ依ル認定事項」ノ「身體狀況」及「智能狀況」欄ハ「一種」「二種」又ハ「就職不適當」等ニ依ル分類結果ヲ記入スルコト

(表)

學校名	校長印	教 師 任 印
-----	-----	---------

家族	父 歲	母 歲	兄 人	弟 人	姉 人	妹 人	其 他 人	家族職業	所 帶	主 家庭(兄弟等)	家庭事情	本人ニ對スル注意事項	身 體 狀 況			
													昭和年月日検査	昭和年月日検査		
	身長 cm	體重 kg	胸 cm	腕 cm	栄養 有 無	脊柱 変 形	胸郭 検査	視力 左() 右()	色 盲	眼 疾	聴 力	耳 疾	皮 膚	其 他 病 疾		
教科及科目													評 定			
性 行 概 評													性 行 概 評			
性 能													智 能	體 力	性 能	性 能
備 考													備 考	備 考	備 考	備 考

備考 1. 本欄ハ概テ國民學校ニ於テ記入スルコト
2. 「身體狀況」ノ欄ハ特ニ職業指導ニ關スル件「左記」ノ四ニ依ル身體検査ハ
3. 「身體狀況」ノ欄ハ「視力」ヲ指シ「胸郭」ハ矯正視力ニ依ル場合ヲ記入スルコト
4. 「教科及科目」及「性行概評」ハ學籍簿記載例ニ依リ記入スルコト
5. 「特殊技能」ノ欄ハ特ニ調査シタルモノアル場
合之ヲ記入スルコト
6. 「希望」ノ欄ハ「希望職業」ハ「農業方面」「工業方面」「商業方面」「事務方面」「鑛道方面」等
ノ如ク記入スルコト

通學務局長ヨリ各地方長官(除警視總監)宛通牒相成候「國民學校修了者ノ職業指導ニ關スル件」左記ノ四ニ依ル身體検査ハ別紙「國民學校修了者ノ職業指導ニ關スル身體検査實施要綱」シニ依リ之ヲ行ヒ遺漏ナキヲ期セラレ度シ

○國民學校修了者ノ職業指導ニ關スル身體検査實施要綱

一、實施項目

身體検査ハ第一次検査ト第二次検査トニ分チ之ヲ行フモノトス

イ、第一次検査

身長、體重、胸圍、栄養、脊柱、胸郭、眼、耳、皮膚、其ノ他ノ疾病、異常ノ検査及ツベルクリン反應検査

ロ、第二次検査

X線検査、赤沈検査、喀痰検査及其ノ他ノ結核性疾患ニ關スル精密検査

二、實施對象

イ、第一次検査ハ就職セシムベキ候補者ノ全部ニ付之ヲ行フ

ロ、第二次検査診ハ第一次検査ノ結果ツベルクリン反應陽性者、疑陽性者及其ノ他特ニ必要ト認ムル者ニ付之ヲ行フ、但シ小兒結核対策トシテ現在結核性疾患ニ關スル検査ヲ實施中ノ東京、大阪、名古屋、京都、神戸、横浜、

第二 告示・通牒・其他

福岡及八幡ノ八市ヲ除ク

三、實施基準

イ、第一次検査ハ學校身體検査規程及「集團検査規程」ノ「ツベルクリン反應實施要領」ニ依ル

ロ、第二次検査ハ別紙規程ニ依ル

四、實施方法

實施方法ニ付テハ本要綱ニ基キ關係各課一職業課、學務課(學校衛生主務課)及衛生課一ノ一體的協調ノ下ニ具體的計畫ヲ樹立スルモノトス、右計畫ハ概ネ左記ニ依ル

イ、第一次検査ハ道府縣ノ指定スル期日迄ニ國民學校ニ於テ學校醫ヲシテ之ヲ行ハシムルコト

ロ、第二次検査ハ道府縣ニ於テ實施期日、場所(集合兒童ノ日歸シ得ル場所タルコトヲ要ス)ヲ定メ道府縣職員、國民職業指導所職員及其ノ他協力ヲ求ムルコトヲ得ル關係方面ノ醫師其ノ他ヲ以テ編成スル實施班ニ依リ之ヲ行ハシムルコト

國民學校ニ於テハ第一次検査ノ結果ニ基キ第二次検査ヲ必要トスル者ヲ前項ノ期日、場所ニ引率出頭セシメ受檢セシムルコト

五、検査結果ノ判定及處理

イ、第一次検査ノ結果發育可ニシテ疾病異常(結核ヲ除ク)ナキ身體ト認メラタル者ニ對シテハ「良」ノ記載ヲ、又保護ヲ加フレバ就業差支ナシト認メラタル者ニ對シ

テハ「可」ノ記號ヲ夫々職業相談票ノ「身體狀況」ノ「本人ニ對スル注意事項」欄ニ記載スルコト

心臟疾患、重症トラホーム、脚氣、其ノ他ノ重症、疾病高度ノ異常ニ依リ就職不可能ト認メラレタル者ニ對シテハ其ノ旨ヲ當該記入欄ニ記載シ、否」ノ記號ヲ「本人ニ對スル注意事項」欄ニ記載スルコト

ロ、結核性疾患ニ對スル檢診ノ結果ハ之ヲ健康者、要注意者（結核發病ノ虞アル者、結核患者ニシテ當分ノ間作業勤務等ニ加減ヲ加ヘ生活様式ニ注意スルコトニ依リ全快シ得ル見込ノ者）、及就職不可能者ニ區分シ「其ノ他ノ疾病異常」欄ニ夫々「健」、「注」、「不」ノ記號ヲ記載スルコト

ハ、右判定ノ結果ニ付テハ第一次檢診ノ分ハ國民學校ヨリ第二次檢診ノ分ハ實施班ヨリ夫々速カニ關係國民職業指導所ニ通知スルコト

ニ、國民職業指導所ハ第一次檢診及第二次檢診ノ結果ヲ左ニ依リ處理スルコト

1、第二次檢診ヲ受クル要ナキ者ニ在リテハ第一次檢診ニ於テ「良」、又ハ第二次檢診ヲ受ケタル者ニ在リテハ第一次檢診ニ於テ「良」、第二次檢診ニ於テ「健」ニ該當スル兒童ニ付テハ「身體檢查第一種」トスルコト

2、第一次檢診ニ於テ「可」又ハ第二次檢診ニ於テ「注」ノ何レカニ該當スル兒童ニ付テハ「身體檢查第二種」トスルコト

トスルコト

3、第一次檢診ニ於テ「否」又ハ第二次檢診ニ於テ「不」ノ何レカニ該當スル兒童ニ付テハ「身體檢查、就職不適當」トスルコト

六、經費

經費ハ概ネ左ノ區分ニ依リ別途支出委任セラレベキ管ナルコト

イ、第一次檢診ノ費用トシテハ之ヲ行フ學校醫一人ニ付五圓ヲ最低トシ被檢者多數（二十五人以上）ノ場合ハ一人ニ付二十錢ノ割合ヲ以テ計算シタル額（一回以上ハ切上ケ）ヲ手當トシテ支出スルコト

ロ、第二次檢診ノ費用トシテハ道府縣及公ノ施設ヲ以テ實施スル場合ハ其ノ實施（別表ノ第二次檢診經費支出準備甲ノ標準ニ依ル）ヲ支出シ道府縣及公ノ施設以外ノ民間施設ニ委託シテ實施スル場合ハ同標準乙ノ單價ノ限度ニ於テ支出スルコト

尙被檢者及之ヲ引率スル國民學校教員ノ車馬賃賃費ハ之ヲ支出スルコト（検査當日資金前渡ノ方法ニ依リ支給スル撥配慮スルコト）

ハ、右各項ニ依リ所要額ヲ算出シ概算書ヲ十一月二十日迄ニ職業局ニ提出スルコト

【別紙】

○第二次檢診規準

一、檢診術式

(一) 術式A

- 1、ツベルクリン反應陽性者及疑陽性者全員ニ對シX線間接撮影ヲ施行ス
- 2、間接撮影ニ依リ病變又ハ其ノ疑アル者ニ對シテハ更ニX線直接撮影、赤沈検査等精密檢診ヲ施行ス
- 3、右ニ依リ病變アル者ニ付テハ成ルベク結核菌染色ヲ施セル塗抹標本又ハ培養ニ依リ菌ノ有無ヲ決定ス

(二) 術式B

- 1、ツベルクリン反應陽性者、疑陽性者全員ニ對シX線透視ヲ施行ス
- 2、其ノ結果必要ナル者ニ對シテハ直接撮影、赤沈検査等精密檢診ヲ施行ス
- 3、病變アル者ニ付テハ成ルベク結核菌染色ヲ施セル塗抹標本又ハ培養ニ依リ菌ノ有無ヲ決定ス

(三) 術式C

- 1、ツベルクリン反應陽性者及疑陽性者全員ニ對シX線直接撮影ヲ施行ス
- 2、右ニ依リ病變アル者ニ付テハ赤沈検査等ヲ施行シ尙成ルベク結核菌染色ヲ施セル塗抹標本又ハ培養ニ依リ菌ノ有無ヲ決定ス、但シ本術式ハ術式A又ハBニ依リ

第二 告示・通牒・其他

二、檢診方法

難キ場合ニノミ之ヲ實施スルモノトス

施設ノ現狀、地域ノ地理的條件、檢診人員等ヲ考慮シ道府縣ノ實情ニ應ジテ左ノ何レカノ方法ニ依リ檢診ヲ實施ス

(一) 術式Aノ場合

- 1、間接撮影ハ固定裝置、移動裝置共ニ一ヶ所一日ノ檢査人員概ネ一五〇名乃至二〇〇名ヲ標準ニ被檢者ノ比較的容易ニ集合シ得ル地理的範圍ニ於テ被檢者ヲ一ヶ所ニ集合セシメテ之ヲ施行ス
- 2、右裝置ハ道府縣所有以外民間其ノ他ノ施設ヲモ極力之ヲ利用ス
- 3、被檢者ハ各學校毎ニ責任者ヲシテ引率セシメ尙被檢者ニ對シテハ検査開始前検査時ノ順序姿勢等ヲ十分理解セシム
- 4、一日一ヶ所ノ間接撮影受驗者數著シク多カラズシテ同時ニ直接撮影ヲ施行シ得ル場合ニ於テハ大體午前中ニ間接撮影及讀影ヲ終リテ逐次直接撮影其ノ他ノ精密檢診ヲ施行ス
- 5、一日一ヶ所ノ間接撮影著シク多ク或ハ同時ニ直接撮影ヲ施行シ得ザル場合ニ於テハ間接撮影、讀影ノ後精密檢診ヲ必要トスル者ヲ其ノ設備アル場所ニ更メテ集合セシメテ之ヲ施行ス

(二) 術式Bノ場合

1、透視設備ノアル場所ニ被檢者ヲ集合セシメテ透視施行ノ後必要ナル者ニ付キ直接撮影其ノ他ノ精密検査ヲ施行ス

2、右検査ハ健康相談所、保健所等ノ外民間其ノ他ノ施設ヲモ極力利用ス

(三) 術式Cノ場合

1、移動式間接撮影ノ装置ナキカ或ハ其ノ出張検査不能ニシテ且ツX線透視設備ナキ場所ニ付キ施行ヲ要スル場合ハ道府縣ニ於テ携帯用X線装置其ノ他ヲ具備セル検査班ヲ組織シテ必要ナル場所ニ出張セシメ全員ニ對シ直接撮影ヲ施行シ其ノ結果必要アル者ニ付テハ更ニ赤沈其ノ他ノ検査ヲ行フ

2、此ノ場合一ヶ所ノ被檢者數ハ概ネ三〇名ヲ限度トス

【別表】

第二次検査經費支出規準

(甲) 公立施設ニテ實施スル場合

- (1) X線透視 一人ニ付 七十錢以内
 - (2) X線大撮影 二圓五十錢以内
 - (3) X線間接撮影 二十五錢以内
 - (4) 喀痰検査 二十錢以内
 - (5) 赤沈検査 二十錢以内
- 但シ出張検査ノ場合ハ其ノ旅費相當額ノ手當、機器運搬費、電力料、取附費等ヲ實費支給ス

(乙) 民間施設ニ委託スル場合

- (1) X線透視 一人ニ付 二圓 以内
- (2) X線大撮影 四圓五十錢以内
- (3) X線間接撮影 一圓 以内
- (4) 喀痰検査 五十錢以内
- (5) 赤沈検査 五十錢以内

—(終)—

部千二當割常通・部千二當割別特

昭和十八年六月十日初版印刷
昭和十八年六月十五日初版發行
(四千部)

勞務調整と職業指導

定價五圓
特別行爲 二十錢
稅相當額 二十錢
合計實價五圓二十錢

(出文協承認)
あ280223

著者

鈴木 信

發行者

草村 松雄

印刷者(東東友)

山本 禎男

配給元

日本出版配給株式會社

東京市牛込區山吹町一九八
東京市神田區淡路町二ノ九

東京市赤坂區田町七丁目三番地

發行所 龍吟社

電話赤坂(48)三四〇三
振替東京七〇〇〇番
會員番號第一四五一七號

(本製神福・刷印社文宗)

厚生技師 鈴木 信著

増訂版 **智能検査(第一)手引**

價七〇錢 送料實費

本書は改訂智能検査(第一)用紙に據る検査の際、其方法・
教示指針・採點方法・智能度の診断・智能と職業適性等の
諸點を解く鍵ともいふべきもので、検査者に不可缺の手引
書である。

厚生技師 鈴木 信編

改訂 **智能検査(第一)用紙**

價五錢 送料實費

本用紙は國民學校修了者の職種決定、徵用工員の勞務
配置決定用として厚生・文部兩省指定のもの。

厚生技師 鈴木 信編

抹消検査用紙

價一錢 送料實費

頒布取扱所

龍吟社

龍吟社

前大日本職業指導協會主事

山根 眞住 著

日本女性と職業

B 6 判 二五八頁
價一七〇 送一五

世界に比類なき日本女性の特質たる「母する心」は職場で集團と
勤勞との中に愈々美しく逞しく鍊成されると喝破せる著者が、日
本女性の優秀なる所以を説いて女性の自覺を促し、女性の特質を
有らゆる角度から分析した上で、女性の對職業問題を解明してあ
る。その説く所は勞務調整・轉廢業・勤勞奉仕・職業輔導等、國
民皆勞の要請される刻下當面の諸問題に涉り、特に「職業生活と
家庭」の一篇は女子の就職問題に對する世人の歪曲された既成觀
念を一掃するものである。

龍吟社

厚生技師
青木延春 著

優生結婚の話

B 6 判三五二頁
價二・二〇 送一五

國民優生の見地から結婚に際して是非必要とする知識を出来るだけ平易、而も科學的に説いたのが本書である。大東亞戦下人口増加、健兵健民の叫ばれてゐる今日、これからの結婚はどうあらねばならぬか。結婚當事者たる若い男女は勿論、これが直接指導の任に當る父母・教師にも必讀の指針としてお奨めする。

龍吟社

290
85

18年 6月 29日

關		關		關	關	關		關	關
關	關	關						關	關

關

